

平成29年第4回睦沢町議会定例会会議録

平成29年12月8日（金）午前9時開会

出席議員（14名）

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	田邊浩一	福祉課長	川越康子
健康保険課長	石井安邦	産業振興課長	平山義晴
会計管理者	米倉敏子	総務課主査兼 総務班長	池澤竜二
総務課主査兼 財政班長	秋葉秀俊	教育長	今井富雄
教育課長	白井住三子	教育課主幹 (指導主事)	吉野清久
選挙管理委員会 書記	鈴木庄一	睦沢町農業委員会 事務局長	平山義晴
代表監査委員	生田昌司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 内山 裕介
書 記 麻生 健介

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 認定第 1 号 平成 28 年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 平成 28 年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
 - 2 平成 28 年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 3 平成 28 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 4 平成 28 年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 5 平成 28 年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算
 - 6 平成 28 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (決算審査特別委員会委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第 1 号 平成 29 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 5 号) の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 1 号 むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る債務負担行為管理基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 号 睦沢町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 号 睦沢町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 号 財産の無償貸付について
- 日程第 10 議案第 5 号 都市公園を設置すべき区域の決定について
- 日程第 11 議案第 6 号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 7 号 平成 29 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 13 議案第 8 号 平成 29 年度睦沢町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

(町長提案理由説明、質疑、討論、採決)

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第4回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による第2回定例監査結果報告及び例月出納検査の結果について、平成29年7月分から9月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告を行います。

11月24日に議会運営委員会が開催されております。

内容について、10番、中村義徳委員長から報告があります。

中村義徳委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会からご報告いたします。

去る11月24日金曜日、午前9時から正副議長室におきまして、市原議長出席のもと議会運営委員会を開催し、平成29年第4回睦沢町議会定例会の日程及び会議の運営方法について協議をいたしました。

本定例会の日程について、お手元に配付の予定表によりご説明を申し上げます。

日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。日程第2といたしまして、会期の決定を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、協議の結果、本日1日と決定をいたしました。日程第3は、9月定例会において決算審査特別委員会に審査が付託されておりました平成28年度各会計歳入歳出決算認定について、その審査結果について委員長報告を受けた後、質疑、討論、採決を行います。日程第4では一般

質問を行います。今期定例会には7名の議員が通告をされております。日程第5以降で審議していただく案件ですが、承認1件と議案8件でございます。この承認及び議案につきましては、それぞれ上程、説明を受けた後、質疑、討論、採決を行います。なお、採決の方法は起立によりお願いをいたします。

以上が議会運営委員会での決定事項であります。

円滑な定例会が運営されますように、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦勞さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君） ここで町長からご挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第4回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も20日余りを残す師走となり、今朝も霜がおりており、一層寒さも厳しさを増す中、1年という時の早さを改めて感じているこのごろでございます。

議員各位におかれましては、日ごろより町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、町政の基本として、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現にさらなる鋭意努力を重ね、健康と活力のある睦沢を創生する道のりを着実に進める1年として参りました。

この中では、総合運動公園の多目的広場の利用について、この後、一般質問で詳しくお答えさせていただきますが、町民の多くの方々、議員各位のご意見をいただき、再考をさせていただくこともありました。しかしながら、定めた目標に向かい、初志貫徹の意思を持って進めて参ります。改めて議員各位にはご指導、ごべんたつを賜りたくお願いを申し上げます。

さて、今定例会でご審議いただく案件につきましては、各会計決算の認定、専決処分の承認、条例の制定及び一部改正3件、財産の無償貸付、都市公園を設置すべき区域の決定、一般会計等の補正予算と公の施設の指定管理者の指定にかかわるものでございます。慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管について報告いたします。

10月22日に実施予定でした町防災訓練につきましては、衆議院議員選挙日と重なり、実施を見送りました。訓練は各自主防災組織である区長の皆様にもご協力をお願いしておりましたが、内容を変更し、防災意識向上を図るための防災フェア in むつざわといたしまして2月10日に開催することといたしました。今後、関係団体に説明し周知をし、多くの住民の参加が得られるようにして参ります。

次に、福祉課からの行政報告でございます。

現在、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定しているところでございますが、この計画等の策定に当たり、高齢者の生活実態のアンケート調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施し、その内容が計画に大きくかかわることから、調査報告書の抜粋をまとめ、議長承認の上、配付をさせていただきました。

以上、私からの行政報告になります。

次に、教育委員会からの行政報告でございます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

◎教育長行政報告

○議長（市原重光君） 次に、教育長から行政報告があります。

今井教育長。

○教育長（今井富雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、日ごろより町教育行政の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

教育委員会より2点ほどご報告をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、昨年9月末、3期12年にわたり教育委員としてご活躍をいただき退任をされました岡田弘幸氏が秋の叙勲で瑞宝双光章を受章され、11月10日に皇居にて拝謁の栄に浴されました。岡田氏は、昭和39年4月に大多喜中学校に教諭として奉職され、以来約52年間の長きにわたり地域の教育振興に貢献をされ、その功績が認められ、今回の受章となりました。本町にとりましても大変喜ばしいことであり、1月号広報において町民の皆様にお知らせする予定でございます。

次に、2点目ですが、9月の議会定例会におきまして、来年度の小学校再編を機に小中学校における2学期制の導入について検討を始めた旨のご報告をさせていただきました。これ

まで教育員会において協議を重ね、教職員や関係の方々のご意見を伺うなどして、その方向性を決定し、総合教育会議を経て平成30年4月より導入することといたしました。

導入に当たっての変更点やメリット、また、2学期制と3学期制を経験している教員の所感などは、広報むつぎの「シリーズ睦沢教育」において掲載をしておりますが、学校再編とともに、子供たちの学力向上と充実した学校生活が実現出来るよう総合的に判断をさせていただきます。今後は、保護者説明会等を行いながら、学校現場においても子供たちへ十分な説明と指導を行っていく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本日お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより議長から指名をいたします。8番、今関澄男議員、9番、岡澤宏一議員の両名を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定しました。

◎認定第1号の上程、審査報告、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第3、認定第1号 平成28年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました平成28年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定については、第3回9月定例会において、その審査を決算審査特別委員会に付託したところであります。決算審査特別委員会の審査結果について、11番、中村 勇委員長から報告願います。

中村 勇委員長。

○決算審査特別委員長（中村 勇君） おはようございます。

それでは報告させていただきます。お手元の決算審査結果報告書に基づきまして朗読をさせていただきます。

平成29年決算審査特別委員会審査結果報告書。

平成29年12月8日、睦沢町議会議長、市原重光様。

決算審査特別委員会委員長、中村 勇。

平成29年第3回睦沢町議会定例会において審査を付託された、平成28年度睦沢町一般会計決算外5特別会計決算の審査を、下記のとおり行ったので報告をいたします。

記

1、審査の対象。

平成28年度睦沢町一般会計決算、平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計決算、平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計決算、平成28年度睦沢町介護保険特別会計決算、平成28年度かずさ有機センター特別会計決算、平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計決算。

2、審査の経過。

第1回決算審査特別委員会。日時、平成29年9月8日（金）、本会議休憩中。場所、役場3階、正副議長室。

（1）特別委員会構成の決定。敬称は略させていただきます。

委員長、中村 勇。副委員長、今関澄男。委員、中村義徳。委員、麻生安夫。委員、伊原邦雄。委員、丸山克雄。委員、田中憲一。

（2）審査方針の決定。

審査方針は、予定された事務事業が計画どおり執行されたか、またその効果等について審査を行った。

（3）審査方法の決定。

①審査方法は、特別会計を含め、各常任委員会所管の事務事業ごとに、審査を行うものとした。

②一般会計の歳入は、原則として、総務経済常任委員会所管の事務事業の審査の際に、一

括して説明を受けることとした。

③歳入に関する質疑等は、その歳出を所管する事務事業の審査の際に行うものとした。

④審査の順序は、最初に関係課長等の説明を受けた後、質疑を行うこととした。

⑤関係課長等の説明は、質疑に十分な時間をとるため、簡潔に要点説明とした。

⑥必要に応じて、班長等の出席を認めることとした。

(4) 審査日程の決定。

平成29年10月3日(火)、4日(水)の2日間。

第2回特別委員会。日時、平成29年10月3日(火)午前9時から。

審査内容。

(1) 総務経済常任委員会所管の事務事業の審査(農業集落排水事業特別会計及びかずさ有機センター特別会計を含む)。

(2) 厚生文教常任委員会所管(教育委員会所管)の事務事業の審査。

(3) 現地調査の実施箇所の決定。

第3回特別委員会。日時、平成29年10月4日(水)午前9時から。

審査内容。

(1) 厚生文教常任委員会所管(教育委員会所管を除く)の事務事業の審査(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計を含む)。

(2) とりまとめ。

(3) 現地調査。

①かずさ有機センター発酵舎屋根張替工事〔北山田寺崎新田地先〕。

②社会資本整備総合交付金事業、町道上市場関戸線〔北山田地先〕。

③むつざわスマートウェルネスタウン敷地造成工事・道路改良工事〔上之郷・森地先〕。

(4) 採決、審査結果報告書の承認。

3、審査会場、役場3階302・303会議室。

4、審査結果。

慎重審査の結果、平成28年度睦沢町一般会計決算外5特別会計決算については、指摘要望事項を付して、原案のとおり認定することに決定した。

5、指摘要望事項、別紙のとおり。それでは指摘要望事項を朗読させていただきます。

1、自主財源である町税については、公平な負担と財源確保の観点から、収納率の向上に努力されているが、新たな不納欠損を生じさせないよう努められたい。また、ふるさと納税

による寄附金については、返礼品をよく精査し、納税者の情報を活用するなど町のPRに努め、自主財源の確保に努力されたい。

2、有害鳥獣による農作物の被害は、年々増加し深刻化している中、実施隊による駆除対策やイノシシ侵入防止金網柵などで対応しているものの、国における設置要件の緩和や鳥獣被害防止対策の充実を求めるとともに、県内の複数の市町村が連携して行う広域的な被害防止対策に、より一層努められたい。

3、教育扶助や英語検定料の補助制度など前向きな取り組みは評価するものの、今後もさらに推し進められたい。また、来年度の小学校再編に当たり、児童一人一人にきめ細かい支援を行うとともに、児童・生徒の学習環境の整備に努められたい。

4、国民健康保険特別会計は、国庫支出金と保険税を二大財源として運営されているが、保険給付費が年々増加傾向にある中、保険料の収納率向上、健診等の受診率向上について引き続き努力され、疾病予防、医療費抑制に努められたい。

以上であります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、平成28年度陸沢町一般会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成28年度陸沢町一般会計決算への反対討論を行います。

今回の決算の特徴は、人口の急減を防ぐという基本目標を掲げる中で、交流人口の拡大などの観点から大型の事業に実質的に踏み込み、民間に運営を任せるという流れを加速し、その関連の事業を中心にさらに拡張していくという内容になっております。

一方、町民の立場からいえば、雇用悪化、増税、負担増、福祉削減という暮らしの圧迫があり、地方自治の原点の立場から見れば、こうした施策こそ進めるべきであります。残念ながらこうした独自の施策はほとんど進んでいないというべき状態だと考えます。

こうした町政の運営の背景には、国の経済政策への安易な期待をもとに、やがてはトリク

ルダウンで庶民の生活は潤うはずだという破綻済みの経済見通しの甘さがあると考えます。実際にはトリクルダウンのもととなる大企業は経済利益を大幅に増やす一方、それが給与や設備投資に回っておらず、個人消費拡大につながらず内部留保に回る、したがって経済発展の阻害に働くという悪循環を広げているからであります。

こうした厳しい状況を見詰めて、私は、国の施策が経済向上に向いていない以上、小さな自治体であったとしても、自治体として住民の暮らし、福祉、子育ての施策の拡充で循環型の経済に移行すべきであると考えます。

個々の施策では、中央公民館の図書室の改善、農業塾など農業者育成プロジェクト、住宅リフォーム助成など、住民要望に沿った事業が展開をされておりました。しかし、税徴収の面では、国が大企業や富裕層への減税と引きかえに、庶民増税という税の応能負担の原則から逸脱するやり方で進められており、町も預金、給与の差し押さえなどの方式を強調し、強制力発揮の推進をしております。

農業塾は評価出来る一方、後継者、新規営農者を生み出す施策が求められております。引き続き、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業は、これまでも指摘をしてきましたが、ドッグランとか温泉施設などレジャー的要素が強められる一方、地元農業の発展につながる直売所ゾーンでは大きな発展が見られないなど、偏りが感じられること。

私は、一気に大事業を展開するのではなく、着実に進めるべきではないかと、これまでも主張して参りました。そして、民間活力万能かのような施策方針ではなく、地域住民参加型、地元優先、地域経済循環型の施策を重視すべきだということを求めて、反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 平成28年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論を行います。

まず、歳入では自主財源の確保についてであります。

国では景気は緩やかな回復基調にあると発表していますが、本町財政は依然として、地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない厳しい状況下にあるものの、町税の収納関係においては、接触困難な滞納者の対策として休日徴収及び夜間徴収や、茂原県税事務所との共同催告、さらには税務班全体での集中的な臨戸訪問、預金や給与の差し押さえにより、徴収率は前年度より0.54ポイント増加しております。引き続き、税の徴収の公平性からも適正な手続

による財政確保に努めていただきたいと思います。

次に、歳出についてであります。

政策分野1のふるさと納税では、「米づくりワークショップ」といった体験型の返礼品や、むつざわ米、卵、しょうゆのギフトセットを増やすなど工夫が見られます。商工会のドレッシング、あられなどもラインナップに入れてもらうとなおいいと思いますが、引き続き睦沢町を全国へPRしていただきたいと思います。

また、担い手農家が減少している中、農村環境保全として、多面的機能支払交付金事業等を活用し、農業が有する多面的機能が十分発揮出来るよう、地域協働による地域資源の保全を行うとともに、かずさ有機センターのたい肥の活用により循環型農業の推進を継続し、活力ある農業の再生と活性化に努めていることは評価に値するところであります。今後は、新たな農産物の生産、第6次産業の発展を期待しているところでございます。

政策分野2では、若者世代が本町に住むための土地や住宅の取得補助金及び賃貸住宅の家賃補助金を交付し、経済的負担の軽減を図り、定住の促進につなげ一定の成果も見られました。

政策分野3では、子ども医療費の助成を実施し、その対象を高校生まで拡大し、自己負担を課していたところですが、子育て世代が強く求めていた完全無料化を決断していただいたことは大変評価するものでございます。これは、若い世代が安心して子育てが出来、子供に優しいまちづくりの実現に寄与するものと思います。

この他、育児に必要な情報の提供と保健師による育児相談、訪問指導の充実及び育児支援、病児・病後児保育を利用した保護者に助成金を交付するとともに、不妊治療に要する医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っております。また、仕事と子育てが両立出来るよう、こども園においても、時間外保育や一時保育の実施により多様化する保護者のニーズに対応するよう努めるとともに、待機児童ゼロを継続していることも評価に値するものでございます。

政策部分4では、国庫支出金等を的確に充当しつつ、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業について造成を始め、時代に合った地域づくりが着々と形になっていくのを見て、本施設が本町の活性化のための起爆剤となり、交流人口及び関係人口の増加につながることを大いに期待するところであります。

また、教育について、睦沢町教育振興基本計画の進行管理を行い、施策の進捗状況や目標の達成状況を分析するなど、学校教育の適正・活性化と生涯学習の実現に寄与するものと思

います。

また、睦沢町立小学校再編準備協議会を設置し協議を重ね、総合教育会議を経て、平成30年4月に睦沢町立睦沢小学校の開校にこぎつけたことに対し、教育委員会もただならぬ努力があったことと察します。このようなことから、子供たちのよりよい教育環境を実現するための努力がととても見受けられます。今後も、子供たちの将来を一番に考え、鋭意努力されることをお願いします。

以上、平成28年度は、限られた予算の中で創意工夫により、各種補助金制度を積極的に活用し、財政運営を行っております。今後も将来負担を考慮し、持続可能な健全財政の運営に努められ、執行部には引き続き選択と集中による行政運営をお願いし、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成28年度睦沢町一般会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計決算への反対討論を行います。

国保税が引き上げされてきているわけでありますが、ここに見られるように、町の基本姿勢は国の庶民負担増という姿勢に追随し、負担を住民に転嫁するという方向であります。

国保制度は、戦前の旧国保法第1条、国民健康保険は相互扶助の精神にのっとりとなっております。住民に一人一人の助け合い制度と位置付けておりましたが、戦後、民主主義が進められている中で、現国保法は明らかに社会保障の一環として位置付けられているわけがあります。第1条、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とされており、こうした中で、税の公平性という点でいえば、明らかに今の制度は、例えば所得1億円を超えると税率負担が下がる、または巨大企業が優遇税制をされるという一方への優遇政策とともに、庶民には増税を進めていく、まさにこれこそ不公平ではないでしょうか。

私は、来年度からの千葉県への事業移管となったとしても、町の権限を生かし、町の基本姿勢として法律の立場で住民負担軽減、サービス充実を求めて反対をいたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 国保会計、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険特別会計は、被保険者の相互扶助によって賄われ、医療保険制度として、地域医療の確立と住民の健康保持や増進に大きく貢献しております。また、国民皆保険の根幹をなすもので、住民が安心して暮らせる制度であることは周知のとおりでございます。

現在、被保険者についても高齢化が進行し、年齢別構成では60歳以上74歳まで63%を占めております。また、高額医療費の拡大など保険給付費は増加傾向にあり、財政状況は厳しい状況にあります。

しかしながら、一般財源からの法定外の繰り入れも行わず運営しており、枯渇状態であった基金保有残高も前年度よりも1,000万円ほど積み増した決算でございます。また、特定健診・保健指導の積極的な取り組みにより、被保険者の健康管理や意識の向上を図り、医療費支出の低減にも努めております。

保険税の収納状況でございますが、前年度を上回る実績であります。また、平成30年度からの国保広域化に向けさらに努力されることをお願い申し上げ、本決算に賛成するものでございます。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成28年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成28年度睦沢町介護保険特別会計決算への反対討論を行います。

これは私は、この介護保険の制度が出来る数年前からたびたび議会でも問題点、そして改善点を指摘してきているわけであります。創設20年を経過した今、介護保険制度はどうなっているか。サービス面でも住民負担面でも後退していると言わざるを得ません。

例えば、介護保険の生みの親ともいわれている堤修三氏、元厚生労働省老健局長、近年このように発言をされております。保険料を納めた人には平等に給付を行うのが保険制度の大前提うんぬんと。しかし、団塊の世代にとって介護保険は国家的詐欺となりつつあるように思えてならない、こういう厳しい指摘をされる事態にまで至っております。

これは、国の制度の枠内で事業展開を行わざるを得ないという町の制約、重々承知をしております。そういう中でありますが、国に財政支出を求めること、そして町の財源活用も含めて町民の命と健康を守る、こういう立場を推進してくことを求めて反対といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 平成28年度睦沢町介護保険特別会計決算について、賛成の立場で討論を行います。

町の人口が緩やかに減少している中、65歳以上の高齢者の占める割合は増加し、各種介護サービスの利用者も増えています。これに伴う各種給付費も増加しており、この状況は当分続くものと思われま

す。介護保険を取り巻く環境は依然厳しく、高齢者が住みなれた地域でいつまでも健やかに安心して暮らせるよう各種介護予防事業を実施しており、介護予防教室は、高齢者が身近な場所で気軽に介護予防をとということで、14の区で取り組みが始まっております。また、新たにミニデイサービス高齢者元気教室を開催し、これらは高齢者の健康維持、増進や居場所づくり、閉じこもり防止に効果があるものと期待されます。

なお、地域包括支援センターは、一般高齢者や要支援、要介護認定者に対する各種福祉サービスの手続や相談支援など住民と密接にかかわり、住民が身近に相談出来る場所となっているものと思われま

す。このように介護保険事業は、制度の改正や今後訪れる超高齢化社会を見据え、第7期介護保険事業計画へとつなぐ中で運営されていると思います。これからも介護保険事業の持続の

ため介護予防事業を推進し、介護保険事業の充実と円滑な運営について望み、本決算に賛成するものであります。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成28年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成28年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成28年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

最後に、平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計決算、反対討論を行います。

総括質疑でも述べたわけではありますが、所得金額58万円以下の被保険者の5割軽減がなされたとの評価であります。確かに負担軽減という意味では前進かもしれませんが、しかし、根本的にはこうした低所得者から保険料をいただくということ自体が問題ではないかと考えております。

もともと年齢で医療制度を差別するという方式こそやめるべきだと、私は一貫して言っているわけではありますが、こうした傾向が改善されるどころか依然として続き、さらに所得格差などの動きもある。改悪されてきているとしか思えないような状態であります。そうした制度のあり方を根本的に見直すべきだと、そういう意味から反対であります。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、賛

成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度につきましては、国の制度設計によって県内一律のサービスが受けられるとして、千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営されております。

本町の平成28年度末の被保険者は、前年度より35人増の1,321人となり、県全体では3万8,745人増の73万6,850人となっており、今後も大幅な増加が予測されます。さらに、医療技術の高度化に伴い給付費の増加が続き、厳しい状況が続くというふうに予測されるところであります。

そのような中、保険料は2年ごとに見直しがされ、平成28年度からは所得割率が7.93%、均等割額が4万400円、賦課限度額が57万円でありました。また、軽減についても、世帯の所得水準に応じた均等割額の軽減と、所得58万円以下の被保険者に対しては所得割額5割の軽減措置が行われております。

このような中、収納率は99.92%であり、制度の周知と収入の確保に努めた結果であると理解いたします。また、給付の面では、人間ドック助成事業において、前年度に比べ5件増の28件、脳ドックは3件増の5件と、利用者は年々増加しております。

千葉県後期高齢者医療広域連合との連携をもとに、健全な財政運営や事業運営が行われていると考えており、本決算に賛成するものであります。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

以上で全会計の討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、平成28年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。したがって、平成28年度睦沢町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。したがって、平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。したがって、平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、平成28年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。したがって、平成28年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、平成28年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。したがって、平成28年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

最後に、平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。したがって、平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

皆さんに申し上げます。

生田代表監査委員はここで退席をされます。どうもありがとうございました。ご苦労さま

でした。

(生田昌司代表監査委員 退席)

○議長（市原重光君） ここで10時10分まで暫時休憩といたします。

(午前 9時50分)

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

◎一般質問

○議長（市原重光君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

なお、通告以外の質問は答弁されませんので、ご了承願います。

また、答弁につきましては、漏れのないようお願いをいたします。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

◇ 田 中 憲 一 君

○議長（市原重光君） 最初に、13番、田中憲一議員の一般質問を行います。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 田中でございます。

それでは、通告順に従い、質問をさせていただきます。

本日は、一般質問に対する町側の答弁次第で、睦沢町の活性化事業や防災活動を衰退させてしまう可能性があることから、傍聴席には多くの同志が見えております。しっかり質問させてもらいますので、よろしく願いをします。

また、冒頭の町長の挨拶で、運動公園利用については再考とありましたが、答弁でどのような方向に再考されるのか、しっかりお答えをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをします。

まず最初に、公共施設利用についてでございます。

総合運動公園が民間へ指定管理委託され、交流人口増加への期待をしているところですが、多目的広場の利用については制限をされ、町の大切な事業や活性化事業等が当地において開

催出来ない状況にあり、町民より不満の声が上がっているが、町としてどう考えるかでございます。

昨年、睦沢町総合運動公園の指定管理については、4月18日、6月3日、7月29日と3回の議会全員協議会を開催し、当初は、毎年の3,000万円の管理費が大きな財政負担になっている、施設の老朽化に伴い維持管理、修繕費も増加傾向にある、よって指定管理者の公募を行い、効率的な管理運営、新たな自主事業の展開、将来の施設計画、管理手法の整備を図ることを目的に、利用者の増加につながる運営、町の費用負担を軽減出来る運営を行える法人等を公募し、選択したいと説明を受けました。協議の中では様々な意見や提案が出ましたが、最終的に、金額はそのままの現状と同じ同額、そして、最終的には指定管理期間は10年というところで同意をしたところでございます。

ですが、同意に至るまでの過程で、ふれあいスポーツクラブの会員は、指定管理者がかわったとしてもストレスなく今までどおり利用出来ること、また、広場においては地域防災のための消防活動、操法訓練等が行えること、多目的広場に関しても町の事業、町の主導する行事、民間主導の地域活性化事業などは問題なく利用出来ることが条件でありました。

この点につきましては、様々な会議、また運動公園で行われた説明会でも、町であったり町長であったりも、質疑応答や質問の中で明確に使えるとおっしゃっておりました。確かに、1年間そのままの形で利用した後に、指定管理者とのルール決めが必要になることもあるとは認識をしておりましたが、それが、夏に突然スポーツの聖地論が飛び出してきて、消防訓練、地域活性化事業などは、総合運動公園多目的広場では開催することは控えていただき、他の公共施設にて開催してもらいたいとの話が出て参りました。

ふれあいスポーツクラブは、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気楽にスポーツが出来る環境を構築することを願い、設立されました。そして、スポーツにより、体の健康と心の健康の両方を向上させるを目的に運営してきました。まさに今までも、スポーツに対しても、憩いの場、イベントの会場としても、聖地だったのではないのでしょうか。

5月から7月、消防団員の一人として、操法訓練に私自身も参加をして参りました。今年の利用状況がよければ、来年も訓練会場として使わせてもらえるからと、例年以上に気を使い、後片付けも時間をかけて何度も見回り、しっかり活動をして参りました。そのおかげか、指定管理者のパークむつざわさんからも、芝の傷は思ったほどないねと、ごみも残っていないねと、たばこの吸い殻もないねと高い評価をいただいたところでございます。

そして、同志の仲間が来ておりますが、商工会青年部で開催する盆踊り大会でも例年以上

に気を使い、芝の養生、環境整備、片付け等々、ごみ一つ出さないようにしようということで、掃除も2度3度としました。それも、今年の利用状況がよければ、来年また地域活性のために盆踊りをさせてもらえるという思いがあるからこそ、掃除をしたわけでございます。この盆踊りに対しても、パークむつざわさんからは、盛り上がってよかったねと、ごみがなかったよと、きれいだよと。また、トイレがあいていなくて出直して掃除も行きました。その件も、パークむつざわさんからは高い評価をもらいました。

ここに至るまでの間に、私はふれあいスポーツクラブの役員として、まちづくり課とふれあいスポーツの役員と、そしてパークむつざわさんの施設の管理利用確認書というものを作成するために、何度となく会議を開催してきたわけでございます。その中で、会議の中では、今年1年間は昨年同様の事業を行っていいということで共通認識を持っておりました。だからゆえに、盆踊りの関係者、また消防の関係者には、きれいに使えば来年も、条件はつけられるものの利用出来るよということで説明をしていたところでございます。

消防活動、そして盆踊り大会、きれいに使った後に、よし、これで来年も、多少のルールは決められるとしても使うことが出来ると確信をしていたところ、スポーツの聖地にするために、多目的広場の突然の利用不可のお知らせがあり、啞然といたしたところでございます。

農林商工まつり、そして観光まつりもそうだと思いますが、我々商工会青年部の盆踊りに対しては、仲間でお祭りは文化だ、俺たちは文化を構築しているんだと言いながら、地域活性のための盆踊りを開催してきました。今の多目的広場にいくまでの間に、会場についても、農協の駐車場から始まり、役場が新しくなり役場の駐車場で開催し、資料館の駐車場、そして運動公園が出来て、やっとたどり着いた会場が多目的広場です。今まで、役場が出来て、運動公園が出来て、町の活性化に寄与したいという思いで会場を選択してきて、今の場所になったわけでございます。地域活性のためのボランティア活動でございます。営利目的の盆踊りではありません。収益事業のため、地域活性のための活動でございます。そして、このお祭りには、地域外からも多くの方が参加してくれるようになっているお祭りでございます。

消防団員にしても同じです。正業を持ちながら活動をして、ほとんどボランティア活動です。住民の生命・財産を守るための活動です。なのに、なぜ町長は今回の利用不可の選択をしたのですか。私は、また町民は、今回の選択は間違っていると言わざるを得ません。町民からの不満の声も日々大きくなっております。先程再考すると言われましたが、考え方を変えるつもりはないのでしょうか。

また、町長は大事なことを決断するとき、節目のときは、関係者と相談して、議会と相談

して、意見を求め方向性を見出す手法をとられているのに、今回はなぜ利用不可の決断を独断で進めてしまったのですか。経緯と今後の対応をお聞きいたします。

そして、2番になります。県道茂原・夷隅線についてでございます。

県道茂原・夷隅線、上市場地区の道路拡幅工事の進捗状況と上市場地区の将来展望について、町としてどう考えるかでございます。

上市場地区の県道工事に関しては、町からも県への要望等大変お世話になり、工事が進んでおりますのは、日々変わりゆく上市場を見て一目瞭然でございます。そこで工事の今後の予定をお聞かせください。

また、現在、拡幅工事と並行して、上市場住民により、魅力ある上市場再生のための様々な活動をしているところではありますが、民間の土地問題や県道への取り付け道路などの問題は山積の中の話し合いが多いわけでありまして。上市場地区の将来展望について町としてどういうお考えを持っているのか、お聞かせを願います。

3番、学校現場の状況についてでございます。

1番、学校が担っている業務は多岐にわたっているが、教員が授業や授業準備等に集中出来ているのか。そして2番が、勤務時間の状況を把握し、長時間労働を解消するための働き方改革を考えているのかでございます。この二つの質問に関しましては共通する点がありますので、併せて質問をさせていただきます。

土睦小学校、睦沢中学校は拙宅の近所であることから、職員室が夜遅くまで点灯している場面をよく目にします。今や学校の教員が忙しいという事実には異論を唱える人は余りいないと思います。この教員の多忙化問題は、教育問題が論じられるときには、よくセットになって出てきています。例えば、学校でいじめが起きる原因の一つとして、教員が多忙過ぎて、生徒一人一人に目が行き届かないのだと言われることがある。指導力不足教員が問題になることがあるが、これだって、そもそも授業に関係しない業務が多過ぎて、それで授業の準備時間が十分にとれないからだとも考えることも出来るわけでございます。

教員の多忙化は、多くの教育問題の根っこに潜む解決しなければならない事項であると思うのです。これは教員に限った話ではありませんが、仕事が忙しいという状況を解消するには、基本的に仕事の量を減らすか、あるいは仕事を処理する速度を上げるかのどちらかしかないと思うわけでございます。

現実を見ると、教員の仕事は減るところか増えるほうの要請ばかりが目立ちます。例えば、生徒一人一人に目を行き届かせるようにしてほしい、質の高い授業をしてほしいなどと、仕

事の処理速度を上げるにしても、それには限界があると思うのです。

そもそも学校の仕事は、業務効率化になじまないものも多いのではないのでしょうか。多忙化問題を解決するための働き方改革は考えているのですか。お聞きをいたします。

まちづくりは人づくり、人づくりは教育です。大切な部分でありますので、よろしくお聞きをいたします。

そして、グローバル化の進展に対応する力を育むには、さらなる英語教育の充実が必要と考えるが、教育委員会としてどう考えるかでございます。

先日、睦沢中学校に、以前、議会でも視察に行かせていただいたビーティ校の生徒が来庁しました。私もホストファミリーとして、短い間でしたが、睦沢中学校の生徒とビーティ校の生徒の交流を見させていただきました。この海外交流事業を体験した生徒の成長ぶりを目の当たりにしました。近年のグローバル化の進展はさらに加速しています。睦沢町教育として英語教育の充実をどのように考えているのか、お聞きをします。

以上で、1回目の質問でございます。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、田中憲一議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、1の公共施設利用についてと、2の県道茂原・夷隅線についてをお答えし、3の学校現場の状況につきましては、教育長からお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の公共施設利用についてでございますけれども、総合運動公園が民間へ指定管理委託をされ、交流人口増加への期待をしているところであるが、多目的広場の利用については制限をされ、町の大切な事業や地域活性化事業などが当地において開催出来ない状況にあり、町民より不満の声が上がっているが、町としてどう考えるかというご質問でございますけれども、総合運動公園は、都市計画法による都市公園ということで、都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園に位置付けられ、主として運動の用に供することを目的とする公園となっております。

そして、睦沢町総合運動公園の設置及び管理に関する条例第2条においては、町民の憩いの場並びに心身の健全な発達及び生涯スポーツの普及を図るため、公園を設置するとあり、その利用に関して、町民が利用する運動以外のイベントなどの利用についても、その利用を承認していたものでございます。

なお、条例第8条では、施設などを損傷するおそれがあると認められるときや、管理運営上支障があると認められるときには、利用を制限することが出来る規定となっており、今ま

では、運動以外のイベントなどの利用において、芝の損傷等による多目的広場におけるその後の利用に支障はないという判断において、利用を承認いたしておりましたが、本年度から新たな指定管理者が管理運営をする中で、スポーツ施設の専門家としての意見では、車両の乗り入れ、あるいは火気類の使用等による天然芝の損傷は、その後のスポーツ利用に大きな支障があるというご指摘をいただいたところでございます。

具体的には、スポーツをする側、スポーツ利用者といたしましては、あくまでもフィールド内はスポーツの聖地として見ているということで、スポーツ以外での天然芝の損傷に対して非常に敏感であるということ、そうした場合、総合戦略でもスポーツツーリズムによる交流まちづくりを掲げておりますが、町外、県外からせっかく訪れてもらった方たちも、次回はもう来たくなくなるということがあるということでございます。

スポーツツーリズムによるまちづくりも、せっかく来町していただいたのに、睦沢町の悪い印象を与えては逆効果にもなりかねないということ。また、車両による踏みつけや摩擦による損傷、火気使用における焦げなどの損傷は、短期間では回復しないなどの理由もございます。

さらに深刻なことは、車両の乗り入れ等により、現在のグラウンド状況は凹凸が非常に多く、プレーする方たちのけがや事故など安全面を考えた場合にも問題があり、今後安心して利用していただくためにも、私の判断として、スポーツ以外のイベント等の利用を制限させてもらい、他の公共施設、例えば公民館や学校施設を活用していただきたいということで進めて参りました。

しかしながら、多目的広場の突然の利用不可ということで、今までご利用いただいていた団体等の皆様方に対しては、大変ご迷惑をおかけしたということで、心からおわびを申し上げる次第でございます。

また、多くの住民から、今まで地域の活性化のためのイベント、あるいは地域防災のための消防団による操法の練習などが、多目的広場で出来ないことに対する不満の声が各方面から私の耳にも入ってきました。また、入ってくるだけではなくて、町長室に直接、顔色を変えてどなり込んでくる方もいたということが実情でございます。

せっかく皆さんが築き上げてきたコミュニティーを崩壊させてしまうおそれがあるということも踏まえ、住民の皆様のご意見を尊重させていただき、私自身も再考することにいたしました。その結果、新たな住民の活動、活躍の場を設けていきたいという結論に至ったものでございます。

また、新たな場所の提供が出来るまでは、現在の指定管理者にもお願いをし、今までのように多目的広場を活用していただけるようにしたいと考え、その思いを町の中の庁議にも諮り、職員にも理解をいただいたところでございます。

ただし、スポーツの利用、その他の多目的利用については両立をしていきたいと思っておりますので、そのためにも、利用していただく上である程度のルールを決めた中で、多目的広場の利用をしてもらいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

なお、私としては、スポーツツーリズムを推進するという観点から、やはり多目的広場の魅力ある天然芝のグラウンドをスポーツの聖地にしたいというふうな考えは従来どおりでございます。したがって、スポーツをする人にとって最良のコンディションで使用していただくという考えには変わりはありません。

そのため、先程も申し上げましたように、新たな場所の整備が出来るまでは、今までのように多目的広場を利用していただくこととし、整備後においては、新たな場所でのスポーツ以外のイベント等の実施をお願いしたいと考えております。

また、新しい場所の整備につきましては、イベント等の利用だけではなく、出来れば、住民のスポーツ、健康増進の憩いの場、さらにはスポーツツーリズムにも寄与出来る、また、多種多様なスポーツが行えるような多目的広場を整備したいと考えておりますので、ご理解を賜るものでございます。

次に、県道茂原・夷隅線についてお答えをいたします。

県道茂原・夷隅線、上市場地区の道路拡幅工事の進捗状況ということでございますが、千葉県では、県道茂原・夷隅線（上市場地内）の東側歩道の設置を進めておりますが、現在の進捗状況は、計画区間650メートルのうち321メートルが完成し、延長ベースで申しますと約50%が完了したことになります。

また、用地買収については対象地権者29名のうち19名の方、物件補償につきましては、対象地権者31名のうち23名の方との契約が成立をしており、今年度中にニモダさんの旧店舗付近までの工事が追加発注されると聞いております。

また、農協側の交差点についても安全な交通を確保するため、出来るだけ直角に近い角度となるような線形に設計変更もしていただき、次年度には対象地権者の方への用地交渉を開始し、続けて残り区間の工事を実施する予定と聞いております。

完成の時期につきましては、東側歩道の設置及び正規の車道幅員確保のため、改良工事を含めて平成32年度の完成を目指したいということでございます。

町といたしましても、東側歩道及び道路改良工事の早期完成はもちろん、西側歩道の整備についても、引き続き促進協議会と連携を図りながら、県に働きかけをする所存でございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、上市場地区の将来展望についてということでございますが、県道の工事をきっかけとして、住民参加による上市場魅力づくりプロジェクトが進められ、住民主体によりまして上市場を活性化する取り組みが行われてきました。

今まで、上市場いなかさんぼや、すずかけ公園こども遊び広場のイベント等の開催、また空き店舗をリノベーションし、活用した上市場こちゃ倶楽部の運営など、多くの活動を行っていただいているところでございます。また、新たに、将来の上市場を考える「生活しやすい上市場を語る会」も発足され、魅力ある上市場の再生のため、活動を行っているとお聞きしております。

県道用地買収による残地や空き地の活用についても、話し合いが進んでいるとも聞いておりますので、私といたしましても、これからのまちづくりには欠かせない、住民自らが様々な取り組みを自分たちで考え、自分たちで実践しているということは、心強く、また期待を膨らませるものでございます。これらの活動が町全体に波及することを強く望むものであります。

そのようなことから、今後も住民の皆様と協働、連携しながら、住民が出来ること、行政がしなければならないこと、また民間が参画出来ることなど、様々なケースがあると思えますが、町として皆様の活動を後押し出来るような支援をこれからも行っていきたいと考えますので、きっと上市場の将来は明るいものになると心から期待をするものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 田中憲一議員のご質問にお答えいたします。

学校現場の状況についての1点目、学校が担っている業務は多岐にわたっているが、教員が授業や授業準備等に集中出来ているのかについてでございます。

学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員が新たな教育課題に対応し、教科指導や生徒指導などの教員としての本来の職務を遂行していくためには、授業研究や授業準備、個別指導のための時間を確保することが必要でございますが、必ずしも今その時間が十分に確保出来ているとは捉えておりません。

そこで、本町では、町独自に児童・生徒に対し、きめ細やかな指導の充実に向け授業を補

助する学習支援員、学習面や生活面で特別に支援を必要とする児童・生徒の支援を行う特別支援教育支援員を各学校に配置するとともに、学校の環境整理等を行う用務員をシルバー人材センターに委託し、教員の業務の軽減を図っております。

社会の変化に対応した質の高い教育を実現するためには、教員が一人一人の児童・生徒と向き合う時間を確保する、そういうことが大切でございます。今後も、学校現場をサポートする人的配置に取り組んで参りたいと思います。

2点目の、勤務時間の現状を把握し、長時間労働を解消するための働き方改革を考えているのかについてでございますけれども、文部科学省が平成28年度に実施した教員勤務実態調査において、教員の長時間労働の実態が明らかになり、平成29年8月に国の中央教育審議会から学校における働き方改革に係る緊急提言が示されました。これにより、本町においても教職員の勤務状況を確認し、業務改善に向けた方策を検討することが必要であると捉えております。

業務改善の方策の一つとして、教職員の事務処理の効率化を図り、調査書や通知表等の誤記載の防止策に有効と言われている校務支援システムがございますが、このシステム導入について、これまで管内の教育関係機関により研究が行われ、このたび、長生郡市の教職員により、早期導入に向けた請願書が各市町村教育委員会に提出をされたところでございます。

本町においても、教職員の業務多忙化を解消する環境整備が必要であると考え、機能を含めて現在導入に向けて検討を行っているところでございます。

この他、現在準備を進めておりますコミュニティー・スクールの導入につきましても、将来的には、地域住民等の支援により教職員の業務多忙化の解消につながるものと期待するところでございます。

いずれにいたしましても、教職員の働き方改革への取り組みは、子供たちへの教育の充実につながりますので、色々な角度から検討して参りたいと考えております。

3点目の、グローバル化の進展に対応する力を育むには英語教育の充実が必要ではないかについてですけれども、本町では、コミュニケーション能力を高め、国際的な視野や多様な価値観を受容出来る力を育むために、平成8年度より、こども園、小学校、中学校へALTを派遣する事業を、また平成3年度より、睦沢中学校とシンガポール共和国ビーティセカンダリースクールの生徒との海外交流事業を継続実施しております。

この海外交流事業において、睦沢中学校からビーティ校への派遣は本年度で27回目となり、先方からは3年ぶりに、過日、18名の生徒が来日したところでございます。その中で、ビー

ティ校担当教員からは、前回の来日と比べ、睦沢中学校生徒の英語のコミュニケーション能力が上がっていると、そういううれしい評価をいただきました。

また、昨年度より実用英語技能検定料の一部補助を実施しておりますが、今年度に入り受検者数も増えつつあり、準2級合格者も増えてきたところでありますし、睦沢教育振興基本計画で示した目標値、中学校卒業程度の英語学習レベル、英検3級の合格者を50%と示したわけですが、現在、本町の中学3年生の生徒では目標値を超えた51%となっております。このように生徒自身の学習意欲の高まりを感じているところでございます。

現在、平成32年度から全面実施される小学校の新学習指導要領の英語教育を、来年度から先行実施する予定で準備を進めておりますが、充実した授業展開が出来るよう、ALTの増員を検討するとともに、英語指導能力の高い教員の配置についても、引き続き県に強く要望して参りたいと考えております。

また、英語のみならず、広く外国語教育の推進に当たり、学校教育現場だけではなく、公民館図書の有効活用や、生涯学習における体験教室等を通じ、広くグローバル化する社会へ対応する力を培って参る所存でございます。

よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） ご答弁ありがとうございます。

まず県道の上市場地区については、上市場再生のために地域住民も鋭意努力して参りますので、町としてさらなるご尽力をいただきたくお願いを申し上げるところでございます。

学校関係については、まちづくりは教育が基本ですので、睦沢町の未来のためにも、多忙化問題解消のための措置をお願いします。是非とも、先程ご答弁にもありましたけれども、システムを導入されることにより環境整備されれば教員の負担が減ると、多忙化の解消につながるということであれば、是非とも推進、早目の対応をお願いしたいと思います。

英語に関しては、千葉県内でも有数なグローバル社会を先取りした英語教育の先進校になるように、今までどおりまた努力をいただきたいと思います。

2番、3番についてはご答弁は要りませんので、よろしく申し上げます。

運動公園の件についてでございます。

町長よりご答弁いただいた中で、新たな場所の提供が出来るまでは、多目的広場を活用させていただけるとのことでありました。今年、利用出来なかった団体、観光まつり、そして農林商工まつり、利用したが来年は利用不可と判断していた団体、消防であったり商工会青

年部の盆踊りであったり、団体のモチベーションは、町長の使えないよという方向性で、かなり意識が下がってしまったものと思っております。商工会青年部の盆踊りに関しては、来年、多目的広場が使えないということで、反省会をした中で、来年の盆踊りの開催は見送りということで、会議の中でもう既に決定をしました。同じ会場で出来ないのであれば、やめようということで決定をしたと聞いております。

交流人口の増加を求めることによって町が潤うのは十分わかりますが、地域住民をまずもって優先をして判断をしていただきたかったなと思っております。

先程1回目に聞いて、なぜ相談もなしにその判断をしたのか、その経緯をもう一度お聞きをすることでございます。というのは、消防に関しても盆踊りに関しても、きれいに使えば来年使えらると、私はふれあいスポーツクラブの役員としてみんなに周知をしていたところを、商工会青年部のある集まりの中で、町長のご挨拶の中で、いきなり来年は違うところで開催をしてもらいたいというお話をいただいて、みんな、どうしたんだというようなことになってしまったという経緯があります。相談なしにその部分を決めたのは町長らしくないなと思いますので、再度そこはお聞きをいたします。

また、新たな場所ということについてでございますが、イベントや消防の大会、消防の訓練などの開催地として、前回の議会にて、新たな道の駅に併設される防災公園ではどうかということで質問したところ、自主設計段階だから、要望の受け入れは今の段階では可能であると思うという答弁を、当時、副町長からだと思っておりますが、いただいておりました。その部分がどうなっているのか、新たな場所ということでお聞きをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、ルールを決めた中で利用とあります。確かにルールは決めなきゃいけないと思うんですが、是非とも当事者を含んでの協議をした上で、開催まで運んでいただきたいと思っておりますので、そこら辺は間違いなく、ルール決めをする中では、勝手に決めないで当事者を含んだ協議をした中で、多目的なイベントが開催出来るという道筋を是非とも申し上げます。

それとまた、新たな場所の整備についてというご答弁をいただきました。この後の議案に絡んでくるのかわかりませんが、町としてどのような構想をお持ちなのかお聞きをいたします。

以上2回目、よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、田中議員の再度の質問にお答えをさせていただきたいと思

います。多目的広場の関係だけでということであったように思いますので、そこだけさせていただきます。

まず、そもそも何でそういう形の判断をしたんだということですが、町は地方創生というようなことから、スポーツツーリズムにおきまして、町の活性化を求めていこうという判断をさせていただいたところでございます。

これについては議員各位も承知をしていただいたところでございますが、その中身について極端に判断をしたところでございますが、先程申し上げましたように再考をさせていただきますという形で、出来れば、新しい町民の憩いの場の聖地を出来たらいいのかなど。これにつきましては、実は1年位前だったかなと思いますが、町民から、もう農業もなかなか続けるのが厳しい、あるいは違う業をやっているけれども、それもそろそろ閉めたいというようなことから、その土地の有効活用を図ってくれと。これについては、今、はやりの太陽光発電というようなものではないものがないと、出来れば行政が何か使ってもらってくれるのが一番いいなというお話をいただいたところですが、それもなかなか、何にしたらいいのかということをお考えを思いつかせておりました。

そういった中、今回このような新しい指定管理者のほうから、先程も申し上げましたように、多目的広場については、合宿等を中心に、他から交流人口を持ってくるような、そういう提案をしていただきました。ということで、是非そういう形で交流人口を増やしながら、最終的には今は関係人口というようなことで、いきなり町に移住するのではなくて、例えばふるさと納税をするとか、町に通って行ってそういう関係を強めて行って、最終的に定住につながる、あるいは交流人口がどんどん増えるという形がいいなということで、させてもらったところでございます。

しかしながら、先程申し上げましたように、住民の多くから、ひいては住民だけではなくお隣の町の人から、「町長、どうも町民から大分クレームが出ているのをあんた知っているのかい」というお話もいただきました。そういった中で、議員おっしゃられるように、交流人口も当然大切なんですけれども、その前に、町民本位でなくてはならないということをお考えを再確認させていただいたところでございます。

そのようなことで、今後は、先程も申し上げましたように、せっかく他から来てくれる人たちが、スポーツの聖地として睦沢町へ訪れてくれて、ああ、睦沢町、いいところだなというふうに感じてほしい、これには変わりはありません。ということで、先程も申し上げましたけれども、もし新しいところが議員の皆さんのご理解をいただければ、つくっていき

いなというふうに考えてはおりますが、その間は従来どおり使えるようにしていきたいと。

しかしながら、せっかく他から来てくれる人が、あんなところへ行ったけれども、天然芝とっていたけれども、もう芝が大分傷んでいてとてもというのでは困りますので、そこら辺については、先程議員からもお話がありましたように、管理者あるいはそこを利用させていただく皆さんと十分コンセンサスを得ながら、その後の利用に支障が少しでも少ないような形を目指していきたいなというふうに考えているところでございます。

それからもう一点、新しい多目的広場ということでございますが、議員おっしゃるとおり、この後、運動公園の拡張といいますか、そこら辺についてもご協議をしてもらいたいなというふうに思っておりますが、これにつきましては、運動公園の北側、河川と県道の間、役場の西側になりますが、ここに総合運動公園として多目的広場の拡張を出来ればというふうに考えております。

まだ構想段階でございますが、その際には、フィールド内には人工芝を想定しておりますので、養生をしながらになると思いますが、人工芝であれば車両の乗り入れは可能であると。また、火気類を使用するものについては、人工芝が焦げてしまったら、あれは出てきませんので、張り替えということになってしまいますので、安全面を十分考慮した上で、そのフィールドの外の緑地を利用させていただく等の工夫をしながら、緑地空間と人工芝グラウンドの連続性を確保するような形で、工夫をしながら利用していただければ、ここは住民の聖地と、また、空いているときにはスポーツツーリズムにもご利用いただくということで、有効活用していければいいのかなというふうに考えているところでございます。

それから、先程もお話ございましたような消防団の練習の場としても、人工芝というようなことで、施設利用のルールについては、当然、町の施設ですので設けさせていただきたいとは思っておりますが、十分ご活用出来るように計画しながら、また、議会の皆さんと協議をしながら、住民にとっての聖地にしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜るものでございます。

私からは以上です。

○議長（市原重光君） 宮崎副町長。

○副町長（宮崎登山雄君） 田中議員のほうから私に対してのご質問が出されておりましたので、その件につきましては私からお答えさせていただきたいと思えます。

特に新たな道の駅の関係の、以前答弁させていただきました、自主じゃなくて実施設計段階であると、そういうことで協議をさせていただいた内容をご答弁させていただきます。

これまでに、事業者でありますむつざわスマートウェルネスタウン株式会社と協議の中で、事業者が要望しておりますバックヤードのスペースや搬入動線の確保につきましては、見直しを行ってきたところでございます。

6月議会におきまして田中議員より質問のあった、道の駅ゾーンと住宅ゾーンに存在する防災広場の有効活用については、災害時の利用とは別に、平常時にも広場として利用することが提案されておりますけれども、その両立を図るため、広場は芝張りとして、環境と景観に配慮するとともに、事業対象全体を中心に位置するという事で、平常時に憩いと潤いの場を確保することが出来るようになっておったと思います。

事業者からも、防災広場やBゾーンを有効活用することについて、一定のルールを設けた上で協力していきたいという回答はいただいておりますけれども、防災広場について、道の駅施設を運営するに当たっての駐車スペースの確保、また、道の駅利用者にとっての利便性や安全性などを考慮すると、予定している位置の規模、2,000平米でございますが、これを変更することは難しく、総合運動公園の多目的広場と同様の機能を確保することは困難であるとの残念ながら回答をいただいております。

このことから、先程町長の答弁にありましたけれども、現在の多目的広場を利用しつつ、また新たな施設が整備されれば、その場所をご活用していただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 町長のほうから答弁漏れになるのかわからないですけれども、3回目とさせていただきます。

町長、よく挨拶の中で、消防団に行くと、今の消防団の活動は今までになく、よく地域防災のために頑張っているとお褒めの言葉をいただきます。商工会青年部の会合に行けば、地域活性のために色々ご尽力いただいているとお褒めの言葉をいただきます。

急にはしごを外されちゃって、消防団も来年、大会を頑張ろうと思っている団もあつたりとかある中で、はしごを外されて、練習はじゃどこでやったらいいんだろう、また、商工会青年部に関しても今までの歴史がある中で、先輩たちから受け継いできた盆踊りを継続するためにはどうしたらいいんだろうと。お褒めの言葉をいただいて、はしごを外されたままで、今回、結果こうなるんですけれども、また使っていいという話に戻るわけですが、先程も言ったとおり、利用出来た団体、出来なかった団体、かなりモチベーションが下がってしまったはずなので、そこの対応をどうされるか、最後にお聞きをして終わりたいと思いますので、

よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 3度目のご質問にお答えをしたいと思います。

それこそ先程来からご指摘がありますように、私のほうも考え方を再考するというので、これについてはご理解をいただいたかというふうに思います。

しかしながら、その一方、いったんもう中止というようなこと、あるいは違う方向に向いたものを、どういうふうに軌道修正するんだというお話だというふうに思います。これについては、そちらの各団体の代表者に私のほうから直接出向きまして、町の方針が、町民の皆様の意向あるいは議会からも、この後、何人かからも同様の質問があると思います。ということになれば、議会大多数の方からもそういうご意見をいただいたという形になろうかと思えます。ということで、そこら辺は町として方針を、大もとの方針は変えないと、しかしながら運用を全面的に変えるということを明確にお話を申し上げながら、ご協力をいただく。

また、先程も申し上げましたように、利用に当たっての注意事項等を、両者、三者と申しますか、町も含めて三者でよく協議をしながら、と申しますのは、代表の方には詳しくお話し申し上げただけけれども、現場で働いている方は、そんな話は聞いていないよということがあると、また後々のトラブルになるというふうに思いますので、そこら辺のところ、私のほうからも各団体の代表者によくご説明をしながら、ご理解をいただいて、いったん中止というような決定をされた団体もあるようでございますが、是非また再考を、私も再考させていただきましたので、皆さんの団体も、もう一度会議を開いていただくなどの措置をしていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご協力のほど、また、議員各位からも各団体のほうにご協力願いをさせていただければ、私としては非常に助かるというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） これで、13番、田中憲一議員の一般質問を終わります。

◇ 市 原 時 夫 君

○議長（市原重光君） 次に、12番、市原時夫議員の一般質問を行います。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫でございます。通告順に沿って一般質問を行います。

まず最初に、介護保険についてであります。

この12月は、1997年12月介護保険制度が制定されてから20年を経た節目であるとともに、来年度は、新たな介護保険事業計画の策定と高齢者保健福祉計画の策定が予定をされており、また、そうした中で、まず来年度の新たな介護保険計画への基本方針と負担軽減、サービス充実の考えについて伺います。

朝4時半から介護をし、出勤し、17時過ぎの帰宅後も翌日の要介護者の食事の用意など、もう疲れたが、経済的にも自分の将来のためにも仕事をやめるわけにはいかない。倒れるまで働き続けるしかない。また、3か月に一度でいいから介護から解放されたい。これは、町のアンケートの自由回答の中での声であります。こうした声は、この方だけではなく、私も様々聞いております。

第一に、介護保険が必要な方に必要なだけ利用出来る制度になっているのか。また、計画は実情に合ったものにすべきものだと考えますが、こうした声が今の介護保険の実態を私はあらわしていると考えております。

大体、介護保険法は、第2条で、「介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うもの」とあります。ところがこの間、その要支援の方が介護保険から外され、介護保険利用料の負担増、介護施設や介護職の立場からは介護報酬の引き下げなど、必要な保険給付の理念から遠ざかっていると云わざるを得ない状況になっております。

私は今でもはっきり覚えております。この介護保険を導入したとき、国の説明や町の説明、様々行われました。そして、当時の町のアンケートでも、家族介護の疲れがたまっていて、現在の状態ではこうした方への介護が十分出来ない、この解消をしなきゃいけないということで、介護保険が導入されたのであります。

実際に現在どうでしょう。在宅介護での町の調査でも、町外から介護に来ざるを得ない方が56%もあります。千葉市、船橋、東京など、最大120キロの遠距離からの介護者もいらっしゃる状態です。まさに、家族介護が当初の目的としたところから大きく離れていると云わざるを得ません。70歳以上の老老介護と言われる状態も21.6%あり、要支援、要介護の認定の方でも14%は家族介護を行い、介護保険を利用出来ないとしております。

これらの現実には、介護保険の趣旨が十分機能せず、家族に頼らざるを得ない介護の実態を反映していると思います。しかも家族介護は毎日あるという方は43.7%、週に1日以上が60%以上になっております。つまり、毎週、そんな遠くから自分の親なりを介護するために通わざるを得ない、一体、公的に介護を十分約束していた介護保険はどうなったんでしょう

か。

介助の立場の方からは、排せつ、入浴、認知症への対応などの不安が高く、介護保険法の第1条、「入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し」、「尊厳を保持し」という趣旨さえ、介護者からは不安を抱えているという状態と言わざるを得ません。私も介護の経験がありますから、こうした方々の気持ちがよくわかります。私は、現状ではとても当初の介護の理念が実現していると思えない。サービスも負担も後退をしていると思いますが、町長の考えを伺います。

そして、こうした実情をしっかりと踏まえて、後退させない、拡充していくという計画にするという基本的立場をとるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、要介護1・2の給付外しなど制度の後退はすべきではないと思うことについて伺います。

要介護1・2の給付外しなど、当初は国はやると言っていたわけではありますが、各界、国民の激しい世論がありまして、現在、この制度がどうなるかというのは不確定ではありますが、国の制度からは、こういう1・2の給付外しの方向へ進むという流れが強まっております。

また、介護保険のあり方は、この5月26日に参議院で成立をして、いわゆる地域包括ケアシステムの強化、介護保険法等の一部を改正する法案というのが出来まして、現役並みの所得者の利用料は3割にすると。一体、導入したときに1割なら大丈夫だと言って、それで導入しておいて、どんどん上げて今度は3割だと。法律を改正しなくても、高額サービス等の負担の上限は引き上げることが出来るという制度へと、全く私から言わせれば変質していると言わざるを得ません。

介護被保険者の利用を困難にし、一方で地域包括ケアシステムを推進する。私は一般的に、ボランティアや町民がこうしたところに自主的に参加をしていただくということはいいことだと思っておりますが、しかし、介護保険そのものをこうしたところにお任せするということについては間違いだと思います。しかも、このままでいきますと、こうした高齢者など以外にも、障害者、子供も対象として一般的な制度へと曖昧にしようという動きさえあるわけでありまして。

こうした状況を見て、利用料の負担について、さらには軽度の利用負担割合の引き上げもするなどと、あのときに介護保険を導入した、合意をした前提はどうなっているのかと、私は本当におかしいと思っております。後退をすべきではない。町としてさらにお聞きをしま

すが、計画は全力を挙げて、サービス削減、負担増にならないように私はやるべきだと考えております。

次に、介護職員の処遇の改善の問題であります。

なかなか、介護したくても介護従事職員の慢性的人手不足、離職という問題であります。それは全国的に他職種に比べて月約10万円と言われる賃金格差や、本来、介護報酬改定で抜本的な処遇改善を行うべきなのに、2015年4月、2.27%の報酬引き下げが行われるなど、事業者には深刻な影響が出ている状況であります。2016年には、野党5党が処遇改善法案を共同提出しているという事実もあるわけでありまして。私は、こうした介護従事者に対する処遇改善が必要だと思いますが、町長の考えをお聞きします。

次に、国庫負担割合の引き上げなどについて、求めるべきではないかということでお聞きします。

もともとこうした高齢者福祉などは国が責任を負うべきものであります。国庫負担の割合の引き上げなど国の財政支援の強化が必要ではないでしょうか。町の介護事業の実態を見ても、介護を地域包括ケアに重点を移していくとなると、またまた町の財政に重大な問題も起きてくるわけでありまして。国の財政、そして町の財政、住民負担の増大という事態にならざるを得なくなる可能性があります。本来、介護保険として国が責任を負うべき内容、国の財政負担の充実を求めるべきだと思いますが、伺います。

次に、後期高齢者医療サービスの充実についてお伺いいたします。

その中で、歯科健康診査の実施状況と周知について伺います。

私は、先程も反対討論で述べましたけれども、大体、医療を年齢で差別するなんていうのは、世界中、私の知っている限りではない。それで、後期高齢者への負担が増えるサービスは削減という状態になるようなことを許してはならないというふうに思っていますが、しかし現状でも、その中で人間ドックへの支援などを求めて参りまして、かなり全県的にも広がり、効果を上げていると感じております。

こうした後期高齢者医療制度の事業費補助制度として、歯科健康診査事業というのがあります。千葉県の場合、前年度に75歳となった被保険者を対象に歯科健康診査を実施しております。受診回数は期間中に限り1人1回ですが、歯科健康診査にかかわる窓口負担はありません。項目は、口の中、それから歯、そうしたところを検査してもらうと。それから飲み込む力、舌の動き、そういうのも診ていただいて、指導をしていただけるということでありまして、私の聞いたところでは、こうして健診によって、その後、歯科治療に進む例が非常に

多いというふうに聞きます。早期治療と予防の観点、それから医療費抑制の観点からも、私は推進すべきだと考えております。

私の手元での資料で、睦沢町での活用は、平成28年度は1名、受診率0.97%と、全然周知されていないというふうに思うわけですが、今年度は進んでいるのかもしれませんが、どのような周知になっているのか。また、歯科医院さんのご協力なども含めて推進をすべきだと考えますので、お聞きをしたいと思います。

次に、はり・きゅう等助成の考えについて伺います。

これは、あらかじめ医師の発行した医療上必要する場合の保険適用という制度がありますが、これ以外でも、後期高齢者長寿健康増進事業ということで、はり・きゅう等助成が実施されている市町村が、54市町村の中で30団体が実施をされているわけであります。ぱっと見ますと、どういうわけか長生郡が全くないんですね。他は大体、やっていないところもありますけれども、やっていらっしゃるということでありますので、こうした助成制度を是非町としても設けて、町長は基本的に健康の町ということでやられているわけでありますから、こうした制度を導入してはいかがかと思うわけであります。

次に、全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望書というのが出されているわけであります。この29年6月7日、内容を見ますと、広域連合への職員派遣の財政措置、保健事業の財政支援の拡充、制度周知徹底の助成制度創設、医療費水準による普通調整交付金の減額をしないようにすることを求めること、低所得者の負担を抑えることなど、自治体と、それから後期高齢者の方々の負担、それからサービスにかかわる内容だと思えます。

千葉県の広域連合としても、こうしたことから、県としても出そうかというような考えも出ていますとお聞きをいたします。町としても県にも働きかけて、全国的なだけではなくて県レベルでもこうした要望をし、そして後期高齢者医療を充実していくべきだと考えますが、伺います。

次に、利用しやすい施設の充実について、公共施設等の活用状況と洋式トイレ設置の状況と考えるについてお聞きをしたいと思えます。

公共施設等の利用状況につきましては、これまで総合運動公園で行われておりました睦沢町観光まつり、今年は歴史民俗資料館駐車場と、睦沢農林商工まつり、今年は睦沢中学校グラウンドになるということでありました。

この農林商工まつりのとき、私は朝、役場に来まして、職員の方が準備しておりましたのでお聞きをしましたら、小雨決行というふうになっていたんですね。聞きましたら、中学校

のグラウンドが荒れておりまして出来ませんということで、小雨決行ということになっていたんだけどどうなったのかなと思っておりまして、中止ということだそうであります。

こういうところで色々出品をされたり、サービスを提供されている商店の方とかからお話がありまして、お聞きしました。頑張って色々な食料、食べ物を準備していたが、中止になったということで、どうなっているんだと大変怒っておりました。でもすごいと思いましたね。自分たちで何とかしようということで、地域の仲間同士連絡をして、長柄町のイベントに出させてもらったと。どの程度、当初の準備したのがはけたかどうかというのはわかりませんが、この苦痛、打撃は、私は相当だと思っております。

町長は、グラウンドの聖地論というのは、いつ聖地論になったんですか。聞いたことない。今初めて聞きました。聖地なんていうと大変なことですよ、これ。普通のところじゃないんだ、聖地なんていうと。大変なこと。そういうふうにしたいと言うんだね。

おかしいものだけでも、二つあるんですよ。一つは、聖地にしたいという考えを持つのは自由ですよ、それは。ただ、先程町長が説明していただいたように、都市計画法によって、それに基づいて町民の交流というふうに大前提が位置付けられているわけですよ。だから本来、聖地という意味もわかりませんが、そういうふうにしたい、スポーツ専門で他は使えないようにするということをしたのなら、この大前提の規定自体を十分に議論して、それを変えなきゃいけないと思うんです。それも全く説明もなくて、私はそう思うからやりませんということ自体がおかしいんだよ、大体ねそのやり方自体が。

そここのところがきちっとした反省がないと、本当に大丈夫なのかと。使っていていいと言っても、来年また、やっぱりまずいですよと言いかねないじゃないですか。そういうふうにしたというのなら、きちっとした条例なり規定なり、そういうものを変えてからやるべきではないかと思うわけでありまして。

二つ目が、土地が損傷する、色々うんぬんと言ったけれども、天然芝で絶対なければいけないのかという問題もあるんです。人工芝でなぜいけないのかというのものもある。天然芝だからみんな来ているんですか。ということもあるわけですよ。

それから、大きいのは年2回でしょう、大きな商工まつりうんぬん。ですよ。それと消防。消防の方も、スポーツとは別だけれども、やっているというのはスポーツと同じ位の損傷形態なんじゃないですか。それが何で駄目なのか。それが重大な損傷、こんなの毎日やっていけばそうですよ。じゃ年3回としてもいいや。年2回だろうけれども、と思います。

車の乗り入れだから駄目だと。そうしたら、乗り入れをどうするかということを考えれば

いいじゃないですか。例えば、臨時で車を乗り入れるところを、板を敷いて傷めないようにするとか、そこは乗り入れちゃいけない、手で運んでくれってやるとか、出来るわけだ、それは色々今の施設だって。

そういうことを抜きにして、管理をお任せした方に聞いて、このままだと損傷が多いですねと、私は自主性がないと。もっと十分に意見を聞いてやるべきだということで、変える手順がおかしいと。

それから、どうしてもそこでなきゃいけないというのは、どうも私としてはわかりません。他に造るからいいと。ばく大な金をかけて他に造っていいんですかという問題もあるわけなので、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、公共施設の洋式トイレ設置の状況です。

これもどういうわけか私のところに来るんです。前も取り上げましたけれども、公民館の2階の女子トイレ、簡易トイレにしたものですから、流すとき物すごい大変な、体操選手じゃないと流せないような状況になっているというふうに指摘をされて、私、女子トイレは入れませんからお聞きをして、改善をされたとお聞きをしますが、今、高齢化が進み、個人宅の生活スタイルの変化が進んでおります。これは大きいです。私は、議員になった当初も、学校への洋式トイレという問題も提起いたしました。そのときは、子供がけがをしてうんぬんのときに不便だからというのがありましたけれども、今はもう子供も含めて、それから都市部、この前、茂原市の町保にある総合市民センターかな、トイレを直したのを見てきました。きれいになっていますよ。それから、今はほとんどウオシュレットです。それが絶対いはいかは別としても、こういう時代背景になってきているわけです。

町長は交流、交流と言いますが、まずここに住んでいる町民が、高齢に伴って関節等で、なかなか洋式じゃないと難しいという方もいるわけですよ。もう怒り心頭ですからね、私に言ってくるのは。私は町長じゃないと言っているんですけども、議員だろうということで言われているわけですが、でも気持ちはわかるわけですよ。こういうのでは和式ではつらいということでもありますから、今の公共施設の洋式化の現状と、基本的にトイレがあるところには必ず洋式を入れると、やがて洋式にしていくということで、不便のないように私はすべきだというふうに思いますので、お考えをお聞きしたいと思います。

以上、第1回の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原時夫議員の一般質問にお答えをいたします。

介護保険制度につきましては、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進と介護保険制度の維持可能性の確保のため、高齢者の自立支援に向けた保険者機能の強化推進を盛り込んだ介護保険制度改革関連法が改正をされました。

1の介護保険制度の負担軽減、サービス充実の来年度の新たな介護保険計画への基本方針と負担軽減、サービス充実の考えはとのご質問でございますけれども、ただいま策定を進めております睦沢町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画は、第6期事業計画の基本的な考え方、目的などを継承し、全ての町民や地域の仲間がともに支え合うまちづくりを基本理念に、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進することを柱に策定を進めております。

計画策定に当たりまして、高齢者の実態や生活支援の充実のための社会資源、在宅介護の実態を把握し、計画の基礎資料とするため、昨年アンケート調査を実施し、お手元にアンケート調査結果をお配りいたしました。この介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護認定を受けていない高齢者2,371人に、また在宅介護実態調査は、在宅の要支援・要介護の認定を受けている方228人を対象に実施いたしました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介護・介助の必要性、外出の頻度、社会参加の状況などについて、また在宅介護実態調査では、主な介護者について、介護者が不安に感じることなどをお聞きし、認知症への対応や夜間の排せつ、外出時の付き添い、送迎等の身体介護について不安があるとの回答がありました。これらの貴重なご意見は、議員もご出席いただいております高齢者保健福祉計画推進委員会で協議の上、利用者のニーズをより多く計画に反映出来るよう進めて参りたいと考えております。

また、負担軽減・サービスの充実については、高齢者が住みなれた地域でいつまでも健やかに暮らすためには、総合事業の推進が必要であると考えております。

住民主体の訪問型サービスの確立に向け、9月にゆうあい館でフォーラムを開催し、175人のご参加をいただき、アンケートではボランティアの協力についてお伺いしました。また、来週15日には、社会福祉協議会で地域支え合いまちづくりの住民座談会を開催し、支え合いの体制づくりを進めていこうとするものです。

なお、総合事業の一般介護予防事業といたしまして、居場所の確保、閉じこもり防止のため、社会福祉協議会に委託してミニデイサービス事業を実施しております。今後も、利用者の増加を見込み、開催回数を増やし、事業の充実を図って参ります。

これからも、地域の方々のご協力により地域支え合いの体制づくりを進めていくことが、

負担軽減並びにサービスの充実につながるものと考えております。

1点目の、介護保険が必要な方へ必要なだけ利用出来る制度になっているかのご質問でございますけれども、介護サービスを希望される方には、現在の状況や希望されるサービスなどについてお聞きし、認定申請をいただき、介護認定調査を行います。広域市町村圏組合での認定審査会を経て、介護度が決定した後、ケアマネによる介護・支援サービス計画が策定されます。これに基づき、ご本人あるいは介護されるご家族の意見をお聞きしながら、意向に合ったサービスを提供出来るよう努めております。

2点目の、要介護1・2の給付外しなど制度の後退はすべきではないと思うかのご質問につきましては、今年、共同通信社が実施した自治体へのアンケート調査に、要介護1・2向けのサービスを介護保険から市町村事業に移行させることの賛否について質問がありました。その結果、要支援1・2は総合事業に移行いたしました。が、いずれの市町村もサービスの提供に苦慮しているとの結果が出ております。この結果を受け、国は、現状は軌道に乗っているとは言いがたく、今後検討していくとしております。

なお、要支援の1・2につきましては総合事業に移行いたしました。が、支援の体制はこれから作り上げていかなければなりません。まずは担い手の確保に努め、サービスが充実したものとなりますよう努めて参ります。

3点目の介護職員の処遇の改善が必要ではないかのご質問ですが、国は、介護職員の処遇改善について、平成29年4月から介護職員処遇改善加算の拡充を図ったところでございます。また、今後も2020年代初頭までに50万人分の介護の受け皿を整備する方針で、他産業との賃金格差をなくし、さらに介護職の処遇改善を進めるとしております。

なお、事業所からの請求を見ますと、改正前に比べて改善されています。今後、さらに他の職種との格差がないよう処遇改善が進み、介護人材の確保につながることを期待するところでございます。

4点目の国庫負担の引き上げなど求めるべきではないかとのことではございますが、介護保険関連法の改正には、地域包括ケアシステムのさらなる推進と介護保険制度持続のための施策が盛り込まれました。

今後、超高齢化社会を迎えるに当たり、介護保険制度を堅持することは必須と考えております。なお、その一方で少子化による保険料の減少も懸念されますが、住みなれた地域で、安心して自分らしく、生き生きと生活出来るよう、引き続き介護予防に重点を置き、進めて参る所存でございます。よろしくご理解とご協力を賜りますようお願いをいたします。

次に、後期高齢者医療サービスの充実についてお答えいたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の健康の保持増進と健康寿命の延伸を目的に、健康診査を実施しています。

1点目の歯科健康診査の実施状況と周知はについてですが、平成28年度からは、議員おっしゃるように歯科健康診査を新たに実施しており、前年度に75歳になられた方を対象に、6月1日から10月31日までの期間に、一般的な診査項目である歯、入れ歯の状況の確認の他、高齢者に特化した診査項目として口腔機能を含め、千葉県歯科医師会の協力をいただき実施をしております。

周知につきましては、前年度の受診率が低かったため、本年度は広報の他に、対象者全員に案内通知を差し上げ、受診率の向上に努めたところでございます。県全体の受診率は平成28年度が8.53%、平成29年度が現時点の集計で6.80%となっております。本町の受診率は、平成28年度がお一人で0.97%、29年度は11人で9.40%と、本年度は県平均を上回ったものの、受診者は少ない状況ですので、今後も周知に努めて参ります。

次に、2点目のはり・きゅうなど助成の考えはについてでございますけれども、千葉県後期高齢者医療広域連合では、長寿・健康増進事業として、市町村が高齢者の健康づくりのために取り組んでいる人間ドックや、はり・きゅう等の助成事業に対して財政支援を行っております。

県内では、平成28年度時点で、先程も議員がおっしゃられたように30の市町で実施をしておりますけれども、対象年齢や助成額、助成回数にばらつきがあり、町村では未実施の団体が多い状況であります。

はり・きゅう等は、医師の同意がある場合は保険適用として施術を受けることができますが、この助成については、疲労回復や肩こりなど、保険適用外で全額自己負担の施術に対するものでありますので、現時点の助成を行う考えはございません。

次に、3点目の、全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望書なども検討し、地域から国への要望活動を進めてはどうかについてでございますが、我が国の医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、医療技術の進歩及び医療提供の場の多様化等により大きく変わってきており、後期高齢者医療制度の持続性の確保や、さらなる安定した制度運営のために、より一層の検討や改善を行っていく必要がありますので、近隣市町村とも連携を図りながら、被保険者一人一人が安全・安心で質が高く効率的な医療が受けられるよう、要望活動を行って参りたいと考えております。議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、3番目の利用しやすい施設の充実についてでございますが、まず多目的広場の関係でございますが、条例や規則等を変えて行ったのかということでございますが、これにつきましては、睦沢町総合運動公園の設置に関する条例第8条に利用の制限というものがございます。これは変えたのではなくて従来からございます。その中の3号で、その他、総合運動公園の管理・運営上支障があると認められるときには、使用を制限することが出来るというものがございますので、特に条例を変えたわけではなくて、これを適用させていただいたという考えでございましたけれども、先程もお話を申し上げたように、やはり町民の利用を一番目に考えたいということで、再考をさせていただいたところでございます。議員のご理解をいただければというふうに考えております。

なお、先程も申し上げましたように、町といたしましては、スポーツツーリズムを取り入れながら地域を活性化していきたいという方針を掲げました。この方針は撤回する、再考するものではございませんので、そこら辺のところについては、先程も申し上げましたように、利用者と町と管理者と三者がよく協議をしながら、十分、芝の管理が耐えられるような方策を考えながら進めて参りたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと考えているところでございます。

次に、トイレについてお答えいたします。

庁舎をはじめとする公共施設の洋式トイレの設置率は47.9%にとどまっております。実はこの庁舎を新築するときにも、大分議論に庁内で上ったわけでございますが、その時点ではなかなか、今は簡単にアルコール除菌だとかシートを敷くだとかということで、十分に対応が出来ていると思っておりますが、その時点ではそこら辺の懸念があるというようなことから、洋式トイレの設置が見送られたというふうに私は記憶をしておりますけれども、現在は議員がおっしゃられるように、各家庭ではほとんどウオシュレット等の洋式トイレに変更を、合併浄化槽あるいは集落排水などの移行に伴って、かわっているのではないかなというふうに考えるところでございます。

現在の公共施設の洋式トイレの設置率は47.9%にとどまっております、不特定多数の方々の利用となる庁舎、公民館、ゆうあい館などが特に低い状況にあると思っております。

今後、町が進める交流人口の増加を目指す中で、こうした施設の利便性の向上は必須でございます。トイレの使いやすさ、きれいであることは特に重要なものと考えております。

なお、町の観光施設としては、ふるさとの森や、やすらぎの森などの施設では、県の補助金等を活用させていただきまして、多目的トイレも含めて整備をして参りました。

公共施設につきましても順次改修を実施しておりますが、町の施設全体の総合管理計画も策定されておりますので、これらも考慮した中で改修を進めて参りたいと考えております。よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 介護保険制度についてなんですけれども、私は制度解説を求めたわけじゃないんですよ。必要な人が手続に基づいてやって、それで審査してそのサービスをやっていますと、そういうことじゃないんです。現実には家族介護に頼らざるを得ないというような現実を直視してくれということを行っているんです、私は。

それで、国の非常に後退した中身で進めますということじゃなくて、私は町が実際に、このアンケートを見ると、どこが問題かというのが出てくるわけですから、そういうものに沿って、独自の施策も含めたサービスの後退をさせない、負担増をさせない、こういう基本的姿勢を私はとるべきじゃないかと思うんです。

今、町長が言ったように、地域支え合いと、いわゆる自立自助、それから共助と、一番最後に公的支援と、こういうふうにして、もう国の全くそのとおりの解説をされているわけです。それで一体この町が魅力的な町として発展していけるのかということ、私は、それは若いたちに来てもらう、非常に大事ですよ。それから、こうした高齢者の方が、町長が、生きがいをもって安心して暮らしていけると、本当にそうなんですか、このままで。自分の問題を考えたら、とても安心していけるかというふうに思いますよ。

介護保険の創設、平成12年4月以前からこの問題を取り上げてきた。ここに町が出したパンフレットがある。1年位前かな。要支援と要介護、受けられますよと。あれは一体どうなったんだと。大宣伝したやつはどうなったんだと。自己負担はサービスにかかった費用の1割ですよと。2割だとどうなんだ、3割だとどうなんだと。家族だけで介護を支えるのは難しいと、介護が必要になっても住みなれた地域で安心して暮らせると、どうなったんだと。この現実を私は言っているんです。

ただ、これは町独自じゃ出来ない問題はいっぱいあります、それはわかります、国がそういうふうに来てきているんだから。しかし、例えば町の財政、ここ3、4年で8億から11億、3億増やしている。一般会計財政調整基金積み立て、私は積立金がどうのこうのじゃないんです。そういう財政運営をやれば、こうした福祉に財政を回すことは可能だと。それは色々な町長の手腕はありますよ。それはありますけれども、財政的な現状、将来はかなり厳

しいものでありますが、ありますと。そういうことも考えれば、多少とも町が独自の支援策という形でやれるのではないかと。もっともそれは国の問題ですが、私はそういうふうに思うわけでありませぬ。

それで、本当に私はおかしいと思うのは、年齢の段階を、最初5段階だったでしょう。それを9段階にしたら、その当時5段階、4段階にいた人たちの部分が倍近くに増えているんですよ。これ調べてみて私もびっくりしました。平成12年、13年、これは時期がずれているのは暫定的だったんですけども、この保険料というのは600円から5段階は1,783円と。平成14年になると1,192円から3,575円の段階だった。平成28年度、一番最近、9段階に分けたら、何と2,300円と8,667円。恐らくこの金額が出たら、当時の介護保険、私は保険の制度は出来なかったんじゃないかと思ひます。という国の問題があるんだから、少しでもこうした負担増を防ぐ、それからサービス削減を防ぐというような立場で何とかしたいという考え方ぐらい、この計画の中に取り入れたいというふうなぐらい、入れてはどうかと私は思うわけでありませぬ。その点をまずお聞きしたいと思ひます。

それから、高齢者福祉の問題で聞きます。県が歯科の健診が6.8で町が9.40だということだ、だって9.40というのは、それは自主的なものですから、強制的じゃないからだけだ、これは評判がいいわけですから、これを引き上げるということだ努力をするということが必要じゃないですか。それで、歯は本当に大事ですから、そうした充実を進めるということをやったほうがいいと思ひます。

それで、10月まででしたっけ、一定の期間があるから、その期間、例えば1回か2回位は放送で、こういう制度もありますという周知するとか、健康を守るということも、広報で出しました、個人に送ったからいいということにはならないと思ひますので、お考えをいただきたいと思ひます。

それから、はり・きゅうの問題ですが、確かに市はほとんどやっていますよね。ただ、町村でもやっているところとやっていないところがあつて、長生郡はどういうわけか、何でも一緒にやるという気風なのかどうかわかりませぬが、そういうふうになっているわけで、是非、全体でやろうじゃないかぐらいの提案をしたらいかがかなと思ひます。ウオーキング、大事です。肩こりする場合にそういう手もありますというぐらいの、そういうまちづくりをしたらいかがでしょうかとと思ひます。

それから、公共施設の問題で、私は、結局、町長の言っているのは、管理条例等の基本的な状況であつて、もしこういう場合をというのをやったんですよ。だけど、あくまでも基本

は、住民が様々な形で触れ合う場としてあるわけですから、その大前提があるわけですから、その大前提の中にある例外規定的な問題を取り上げてやったんだから、問題はないと、それは私の判断ですというのはちょっと違うじゃないですか、色々な方々がやっているんだから。

だから、聖地にするというのは、本来は神とか仏とか聖人など、そういう崇高な方々の集まりから出発したわけで、スポーツは庶民のものでありますから、崇高な特別なものではありません。誰もが出来るというふうにするべきものでありまして、聖地にするんだ、お前らは一切、他は駄目だというのは、本来の規定からいってもおかしいし、そういうふうにしたいのなら、ちゃんと真正面からこの問題を提起すべきであります。そこを変えないで、ここでご理解をしてくださいというのは、私は納得いきません。関係団体も含めて、今後の総合運動公園のあり方を含めて、私はきちっと議論をすべきだと思います。

代替地を、幾らになるかわかりませんが、それで買ってやるんだから、今度そこで使えと、天然芝だからいいだろうと、これも非常に安易な考えだと思いますよ。だって、やっぱり住民の財政ですから、大事に使わなきゃいけません。それから、将来どうなるかという問題も含めた十分な検討はしてから、これはやるべきでありまして、こんな話、いつあったけなど、私は最近ちょっと記憶が飛んでいるのかわかりませんが、この話は、この議案が出て確か知ったんじゃないかと思うので、これはすごく重大な問題でありまして、さっき私も色々提案をいたしました。現在のところでもやり方次第では使えるのではないかというふうに思うわけでありまして、そうした問題も含めて、これで一件落着ではなくて、そうした根本的な問題も含めて検討をし直すべきだと私は思うわけでありまして、考えをお聞きします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず介護関係でございますけれども、基本的には制度等については国に要望して行って、これは町村会、郡の町村会、県の町村会、全国の町村会があります。そこら辺を大いに活用しながら、国にどんどん大いに要望していきたいと思っております。

それから、議員がおっしゃる町独自の施策があってもいいんじゃないかというお話でございますが、私もそれについては十分実行する必要があるなというふうに思っておりますが、基本的には、まず陸沢町にとっては健幸のまちづくりということで進めておりますが、まず健康寿命の延伸、これが一番だというふうに私は思っております。

というのは、ただ単に長生きをしていただだけで、本人が本当に楽しいのか、家族がいいのかということを考えれば、本人も家族もいいのは、やっぱり健康寿命だというふうに思います。そのためには何をすべきか。先程議員もおっしゃられておりましたが、歩くこともその

一つだというふうに思っております。この辺を重点的に町として推進をしていきたいというふうに思っておりますので、是非また応援をしていただければなというふうに思っております。

それから、歯科健康診査のほうでございますけれども、議員がおっしゃっていたように、ただ単に案内をしたからいいんだよということではなくて、先程も申し上げましたように、当然また個々にも案内をしますし、それに加えてまた保健師活動等も色々やっておりますので、そういう色々な活動を捉えて、十分こころ辺についてはやっていきたいと思えます。

先程も申し上げましたように、個別的に案内をしたところ、お一人が11人になったという効果もありますので、こころ辺は絶対効果があるというふうに町のほうも考えますので、進めて参りたいなというふうに考えるところでございます。

なお、総合運動公園の活用でございますが、従来、そもそも立ち返るのは、総合運動公園を町直営から指定管理に変えたのは約10年前でした。10年たって、町が管理していたときよりも年間1,000万円ほど管理料が安くなっていると、10年で1億円安くなったと。非常に効果があったというふうに感じております。しかしながらその反面、10年たって、当初盛り上がっていたものがだんだん利用率が下がってしまったと。皆さんが今盛んにおっしゃってくれるように、町民の利用が少なくなってしまうのは本末転倒かなというのがございました。

そういった中で、現在のもともとやっていた指定管理者も含めて再度公募しながら、現在地方創生と言われている中で、いい提案をいただきながら、現行の施設をもっと利用していただく、あるいは地方創生にかなうような形にしていきたいといった中で、スポーツツーリズムという考え方を町は採用したところでございます。

そういった中で、先程申し上げましたように、そういう形を作っていくためには、従来は使用頻度が少なければ、多少芝が傷んでも、その後使わなければもとに戻ってくるわけです。天然芝の場合ですね。人工芝だといったん傷んじゃえばもとへは戻りませんが、そういったことでだんだん使用回数が減ったのかなという懸念もございました。

そういったことで、結果的には新しい指定管理者が決まったわけで、その中から、こういう形にしていったほうが、スポーツツーリズムとしてはやりやすいけれどもというような提言があった中での話でございましたが、先程言いましたように、やはり町民が一番ということの原点に立ち返るべきだということから、考え方を改めてしていきたいと。

しかしながら一方で、今、地方創生ということで、交流人口、関係人口を増やしたいということの旗を下げたわけではございませんので、それに向けてまた新たな形を作っていく

いと。そういったことが出来る皆さんのご理解がいただければですが、その間は従来どおりの使用方法、従来どおりの使用をしていただいた方に使用していただこうと。しかしながら、使用についてはお互いに気を使って、なるべく多くの方が利用出来るような方向に持っていきたいということでございますので、ご理解は出来かねるということかもしれませんが、そういう方向で町としてはやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

もう一点、はり・きゅうでございますが、先程申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 町長、矛盾しているんですよ。介護保険になると健康寿命が大事だと言っているんだったら、はり・きゅうとかなんか事前の問題なんだから、健康寿命を延ばすという意味では。そういうのをやればいいじゃないですか。そんなにお金がかかるわけではないと思いますよ、幾らかの援助をするというのは。

だから、そういうところを抜け目なくやって健康寿命を延ばすと。うちは歩いてお風呂入っているだけじゃありませんよと。色々な器具を使ってやるだけではありませんよというところの総合的な中で位置付ければいいのを、やりませんと、こういう感じじゃいけないので、郡内の色々なところも含めて、多少検討するぐらいやったらいかがではと思うんです。健康寿命と言っているんだから、それに色々な、私も先進地へ行って聞くんですけども、やっぱりあらゆる可能性がないかというのを探っていますよ、抜け目ないように色々。そういうふうな姿勢が必要じゃないかということを思うわけであります。

それから、トイレの問題ですけれども、私が言っているのは、一気に全部いかないとしたって、トイレのある箇所には必ず洋式トイレがあるというのは近々にやっておかなきゃいけないんですよ。実際にだってもうそれはとめるわけにいかないんですから、そこはすぐに私はやるべきだと思うんです。そこは最低。ということで、計画的にはどういうふうに考えるんですかということをお聞きしているということです。

それから、総合運動公園の関係でいうと、私は、ちゃんと都市計画法でやって、それで住民が使えるというふうにした、しかも何年も歴史のあるものなんだから、それが町長の考え一つで聖地が変わるというのはおかしいということを言っているんですよ。

だから、関係者と含めて、私はここは聖地にしたいと思いますと、いいでしょうかとというぐらいの自信があるんだったら、それ位のことをやったらいかがですか。それを何か、その

中の例外状況でやったからいいって、それは手続上は間違いじゃないかもしれないけれども、それは余りにもちょっと軽々しかったんじゃないですか。というふうに私は思うんですよ。

だから、どうするのかというのを含めてやって、それで代替地もありますって、いつそんな話が出たのかというふうなことでは困ると思うんですよ。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 健康寿命の延伸についてはご賛同を得たというふうに考えております。また、はり・きゅうについてはご意見を賜りながら、また検討をして参りたいと思います。

それから、総合運動公園でございますけれども、先程も申し上げましたように、町でスポーツツーリズム、この考えを入れていきたいということの中で、どういう方向がいいのかということこれからまた精査していきたいというふうに考えております。

また、先程申し上げましたように、こちらをご利用いただいている、あるいはまた町の活性化のために色々ご尽力いただいている方等については、先程も前の議員さんに話したとおり、直接、責任者の方あるいはその団体方とも意見交換をしながら、スムーズに使える方向を模索していきたいというふうに考えております。そういったことで、せっかく造った町の素晴らしい資産でございますので、これを有効にさらに活用を進めて参りたいというふうに考えますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） これで、12番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

1時まで休憩といたします。

（午後 零時01分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 伊 原 邦 雄 君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

次に、3番、伊原邦雄議員の一般質問を行います。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 午前中のお二方の議員と重複する質問ではありますが、通告どおり質

問をいたします。

まず第1に、各種行事の会場使用についてお伺いいたします。

先の農林商工まつりは中学校グラウンドが会場となりました。しかしながら、残念ながら雨天のため中止となりましたが、なぜ従来の総合運動公園では出来なかったのでしょうか。これについては多くの町民が疑問に思うところであります。管理者の変更により、あるいはそのような契約がなされたのでしょうか。

また、他の行事については同じように使用出来ないのでしょうか。総合運動公園で従来行っていた行事で、今後利用出来る行事、利用出来ない行事は何でしょうか。それはどのような理由によるのでしょうか。説明を求めます。

午前中の答弁と同様と思われませんが、それにつけ加えて言葉があれば、簡潔に再度お願いいたします。

2点目といたしまして、会場ということでは関連するかと思いますが、まず役場庁舎前の広場についてですが、その構築物、樹木その他を取り払って、スペースを拡大して利用するお考えはありませんか。次のような利用方法が考えられます。

まず、スペースに見合う行事の会場として考えられます。

また一つは、災害時等における関係車両の集積地、あるいは人の集まる集合場所として利用出来ると考えます。

あと一つは、住民の健康診断時の駐車場等として使用出来るのではと考えます。今の状況を見ますと、健康診断時は車でほとんどいっぱいになって狭いような感じがいたします。

その他多くの利用が予想され、利用価値が高まると考えます。加えて現在の管理負担が、人的負担、金銭的な負担が軽減されるのではないかと考えます。

今後の庁舎広場の有効利用についてお考えを伺います。よろしくお伺いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 伊原邦雄議員のご質問にお答えいたします。

1点目の各種行事の会場使用についてということで、まず総合運動公園についてでございますけれども、11月3日に開催を予定しておりました農林商工まつりの中止につきましては、この日を楽しみにしていた住民の方、そして準備段階からご協力をいただいた各種団体の皆様方に対して、大変申し訳なく感じているところでございます。この場をおかりいたしまして、おわびを申し上げたいというふうに思っております。

また、指定管理者との契約ということでございますが、契約というものに近いものと思

いますが、基本協定書というものを結んでおります。募集の際の事業提案で、長期的な視点に基づく公園の管理運営、改善のための提案があり、指定管理者は必要に応じて、今後の公園の持続的、効果的な管理運営のための公園施設の改善、管理運営手法の改善等についての検討、提案を行い、その内容を町と協議した上で実施するということが基本協定書に記載をされているところでございます。これによりまして、指定管理者から、公園の管理運営上、車両の乗り入れ等の改善策が提案され、それに対応したところでございます。

また、今回、総合運動公園で観光まつりや農林商工まつりを開催しなかった理由でございますけれども、先程から申し上げているとおりでございますが、いずれにいたしましても、総合戦略に基づきますスポーツツーリズムをこれからやっていきたいなど。また一方では、町の施設でございますので大事に長く使っていきたいなどというふうなことから、そのような検討をさせていただきました。

また先程も、安易に町長が勝手にやっていいのかという厳しいご指摘もありました。そのとおりだなということで、先程から申し上げておりますとおり、住民の声、議員多数の皆さんの声ということで、再考をさせていただいたところでございます。

そのようなことで、一番大切にすべきことは、町民の声、願いであることを初心に立ち返りまして、やはり住民の特別な活動の場所、活動が必要であるという初心に返ったといえますか、そういう結論に至ったものでございます。また、先程も申し上げましたけれども、皆さんのご同意がいただければでございますが、新しい多目的広場が出来るまでは、スポーツとの両立という形で行っていききたいというふうに考えております。

そのようなことで、今までご利用いただいていた団体につきましては、私のほうから改めてご説明を申し上げまして、前言を撤回させていただいてご利用していただくと。特に町の活性化のために皆さんに色々ご尽力をいただいております。そこら辺も十分に再度ご理解をいただいた中でご利用していただくと。その一方で、町の施設だから大事に一緒に使っていきたいと思いますということも、一緒に提案をして参りたいなどというふうに考えております。ということで、これからも議員各位には色々ご指導、ごべんたつをいただければというふうに考えております。

次に、2点目でございますけれども、役場庁舎前の広場利用についてでございます。

庁舎前は、役場などを利用する方の駐車場と役場庁舎が町のシンボリックな建物であるというふうなことから、町の花のサツキを植栽するデザインで平成8年につくられたところでございます。花の季節になりますと一面美しい景観となり、来庁される皆さんの目を楽しませ

てくれておるのが現状でございます。

さて、今回のご質問は、先のご質問の各行事の会場使用についてとの関係もあるのかなというふうに推察いたしたところでございますが、ご提案をいただいたものというふうに考えておりますので、私の考えを述べさせていただきます。

庁舎前を含めました周辺には、現在、身障者用を含めて76台分の駐車スペースがあるところでございます。しかし、議員ご指摘のとおり、各種健診などがありますと、ほとんど満員状態というところじゃないかなと思います。植栽等をなくすことによりまして、より多くのスペースを確保出来、またイベントや災害時の利活用に供されるものというふうに考えます。また、議員おっしゃるとおり管理負担についても軽減されますので、今後の施設の利用状況や防災体制の整備等を勘案させていただきまして、参考とさせていただきたいと思っております。

よろしくご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 町長の午前中からの説明、そういうことでお考えはよく理解いたしました。是非そのように町民本位のお考えをお願いしたいと思います。

さて、先の広報のコラム欄にもありました。午前中から頻繁に聖地という言葉がありました。聖地とは何でしょうか。様々な理解が考えられます。解釈が考えられます。私としては、聖地とは神聖にして侵すべからざるところということで理解します。そこは誰をも寄せつけない厳かな場所ということでしょうか。そこは一般町民が行事をも行えない特別な場所でしょうか。誰のための政治でしょうか。質問いたします。

また、理由の中に、芝生を養生するため車両等により荒らされるということでありました。だとすると学校のグラウンドも同じようなことが言えるのではないのでしょうか。学校のグラウンドこそ教育の聖地であります。いかがでしょうか。

また加えて、今回、雨天決行ということであったにもかかわらず中止ということで、多くの参加者、出店者が迷惑あるいは被害を被りました。総合グラウンドであれば、あるいは時間をずらすことにより開催出来たのではないかという意見も多くあります。いかがお考えでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 伊原議員の再度のご質問にお答えを申し上げたいと思っております。

聖地という言葉がうんぬんということで、皆さんに理解不明な形になってしまいまして大

変恐縮に思っております。

要は、はっきり言いまして、新たな指定管理者のほうから出た形でございますが、それは何かというと、要は都会の人から都市交流という意味も含めてスポーツツーリズムというようなことから、合宿等によってこういう素晴らしい施設を利用したいということで、素晴らしいと思って来たら、実は見た目は平らに見えますが、実際は自動車が入ったりなんかすると、その分どうしても地面はへこんでしまうということで、捻挫とかそういうものの危険性があると。しかしながら、当初あそこの総合グラウンドを造ったときは、ある程度車両が入っても大丈夫なようにということで、下に砂利を敷きながら、通常と違う運動場というような形で、そういうものに耐えられるようにということで確か造ったというふうに記憶しております。

しかしながら、管理者がかかわった段階で、やっぱり見ると、実はあそこを管理してくれているグループの一つが、他にも多くのグラウンドを所有したり借りたりしていながら管理しております。そういったところと比べると非常に見劣りがすると。せっかく都会から田舎に、空気のいいところで素晴らしい施設だと思って来たのに、がっかりしてしまうというようなことがあると、総合戦略でもくろんでおりましたスポーツツーリズムということから遠のいていってしまうといけないと、そういうことも考慮に入れて欲しいというようなことがございました。

そういった中から、指定管理者のほうからは聖地というような言葉があって、要は気持ちの段階で、そういう気持ちを持ってくるのではということだったのではないかなというふうに感じておりますが、いずれにいたしましても、先程来からお話をさせてもらっているとおり、やはり本来の初心に立ち返りまして、住民本位にこの施設をしていきたいと。せっかく新しい管理者のほうで色々な提案をしてくれております。出来ればそういうものを取り入れて、その指定管理者に決まったわけですので、両立といいますか、両方が出来るようになるというようなことで、先程から出ていますように、出来れば皆様のご理解をいただければ、新たな多目的広場、一方では天然芝、一方では人口芝というようなことも考えていったらどうかというようなことにさせていただければなというところでございます。

また、従来の総合運動公園で農林商工まつりをということで、場所を変更しなければ、あの天気状態だったら出来るんじゃないかというようなお話でございましたが、議員の皆さんもご承知のとおり、夜に大量の雨が降っておりました。そういったことで、雨そのものは確か9時、10時、私も9時ごろ中学校の現場に行ってみましたが、もうほとんど雨

は小雨になっていたという状況でございます。雨だけのことを考えればそうなのかなという、住民の皆さんの声が多数私のところにもありましたけれども、やはりその後の管理のこと等を考えますと、当然準備に色々な車両が入ります。大きいものも入るということで、やはり総合運動公園のほうにしましてもそういうことがあるのかなど。

そんなようなことから、人工芝の多目的広場というようなことで、この役場周辺にそういう形が出来ることによって、災害時の色々な駐車場に出来るとか、色々なことを想定していければなということで、いずれにいたしましても、今回、次の議案にも出ております区域にするというのは、まず土地を町が求めるのに対して、要は収用法の適用といいますか、税の特別控除の関係がございまして。そういったことで、とりあえず買収するのにそういう形が、提供していただけるという申し出があった地権者にとって有利になる方法を選びたいなということで、今回、次の議案としてさせていただきますが、出来れば機会をいただきながら、皆さんにそこら辺のところの具体的なご説明もまたさせていただきますながら、相互理解の中で、どうせするんだったらこういう形がいい、また、今も色々な提案をしていただいております。そういうものも含めた中で、何が陸沢町にとって最適なのかをまた求めていきたいなというふうに考えますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

それから、学校も教育の聖地ではないかということでございまして、そのとおりでというふうに考えますので、いずれにいたしましても、こういうものも含めてトータル的に考えていきたいなと。また、学校のほうについては、教育施設をどのようにしていったらいいのかということ、今年度、来年度2か年かけて、また皆さんと協議をしながら進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 総合運動公園は、立地条件としては、行事を行う上で私は最適な場所と考えています。近隣の駐車関係、そういったことを考えまして最適であると考えます。また、町が多額の管理費を提供しています。これを町の多くの人たちが参加する行事に使用出来ないということはいかかなものかということで質問したわけですが、むしろ、新しい代替のところが分かるまでということもおっしゃられましたけれども、他の行事も使用出来るよう増やす方向でお考えもよいのではないかと思います。それについてはいかがでしょうか。

総合運動公園は誰のものでしょうか。再三町長のお話を聞きますと、遠くから来た人のもののように聞こえる場面がございまして。他からやって来る人々のものではないはずで、そこには町の人々の存在を忘れてはならないと考えます。当然考えておられると思いますが、

一つは芝生よりも大切なものがあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

そして、2点目の庁舎前の関係ですが、現在では管理の負担がどれほどかかっているのか、わかったら教えてください。人的な負担、金銭的な負担、含めてお伺いいたします。

また、町内には緑と言われる地域、物が邪魔になるほどあります。庁舎前ぐらいはなくてもいいような気もいたします。また、他の近隣町村を見ましても、庁舎に隣接して結構な広場が駐車場としてあります。それはとても有効に利用されているなど感じております。是非お考えいただきたいと考えます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、総合運動公園でございますけれども、今、総合戦略で何を睦沢町が求めたのかということに返ってくるのかなというふうに感じております。そういった中で、先程からもあるように、人口が減っていく、そういった中でどうやって睦沢町を活気がある町にしていくかという中で総合戦略を立てたわけでございます。その中で一つの手法としてスポーツツーリズムということで、他からの息吹といいますか、力を入れながら、睦沢町を活性化していったらどうかという方向性を出したわけでございます。

そういった中で、先程お話を申し上げましたように、しかしながらそうは言っても、町民が実際どうやって感じているのかというのが一番大事だということに立ち返ろうということでもらせてもらったわけでございます。

そういった中で、出来れば両立を出来る方向を模索していきたいなど。それについてはまた議員の皆さんからも色々な提案をいただきながら、当然執行部といたしましても、こういう方向性を出したけれどもいかがでしょうかといった中で、両方が両立出来る方法、非常に欲張りかもしれませんが、やはりただ単に人口が増えていってそれだけでよしということではなくて、ここに住む睦沢の町民が、睦沢町、未来は明るいと思える思いがないと、当然、他からは来ないし、ここで生まれた子たちも、東京だよと、睦沢にいたって何もいいことないよでは、やはりこの町がどんどん過疎化していった、ただそれだけなのかなと。

しかしながら、決して人口が少ないからいけないということでは私はないと思います。少ない人口でも、その中に住んでいる人たちの意識が高い、出来ればそういう形に持っていきたいというようなことから、町民の皆さんが希望を持てるような政治の方向性を持っていきたいというふうに考えておるわけです。

しかしながら、先の議員からもご指摘があったように、町民の皆さんがそうではないよと

いうことであれば、当然そういう聞く耳は持ちながら、修正をしながら、町民が求める、また町民が明るい光があるなど感じる方向に持っていきたいというふうに思っております。そういう意味で、また色々ご指導、ご提言いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

先程町長が申し上げましたが、庁舎の前の駐車場ですが、全体で76あるというふうに答えさせていただきました。そして、その周りに植栽がございまして、その植栽の剪定等につきましては、賃金といひましようか、年間で20万円弱で1回の剪定をさせていただきます。また、その他の修繕も若干かかっておりますが、全体ではその位の金額で行っているという状況でございます。

そして、駐車場の数でございますけれども、改善センターの裏には48、それから、川の向こうの職員の場所には107ございますので、庁舎周辺には231あるということでございますので、その辺も勘案しながら今後のことも考えていきたくと思ひます。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） これで、3番、伊原邦雄議員の一般質問を終わります。

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（市原重光君） 次に、1番、丸山克雄議員の一般質問を行います。

丸山議員。

○1番（丸山克雄君） 公明党の丸山克雄です。

それでは、通告事項に沿って、1回目の質問をさせていただきます。

現在、総務省は、地方公共団体における情報システムのクラウド化を推進しており、平成28年1月時点で全国347の市区町村が取り組んでいるということでありまひす。参加する自治体は年々増えております。この自治体の情報システムのクラウド化は、業務コストが削減され、セキュリティーが向上し、災害対応が強化されるなど、大きなメリットがあると言われております。

このほど町がまとめた財政計画、平成29年度から平成33年度の決算額等の推移によりまひすと、来年度の平成30年度から単年でマイナス予算となり、基金から繰り入れて運営せざるを得ない状況になります。また、平成31年度からは将来負担比率が3桁になるなど、千葉県内

でも有数の厳しい財政の自治体となることが想定されております。お隣の茂原市や銚子市、富津市などよりも数値が悪化しそうなわけであります。この後審議される新しい都市公園の費用はこれに含まれておりません。にもかかわらずであります。

このような状況を見てみますと、歳入を増やすことはもちろんですが、歳出の見直し、削減も大きな課題となります。削減効果が期待出来る情報システムのクラウド化の導入に向けて、市原町長の強いリーダーシップを望むものであります。

次に、人口対策についてです。

私は、交流活動を拡大し深化させていくことは、地域を活性化させ、人口の牽引力を高めるものと見ています。本町では、パークむつざわや新道の駅によって新しい交流展開が始まると思いますが、新しい睦沢、町の今とこれからを総合的に発信していく、いわゆる町のプロモーション、これを人口対策を目的としたしっかりと担える体制を整える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

そして、通勤や通学、買い物、転入先あるいは転出先など人口の移動データを集め、その分析に基づいて施策に反映させることが必要であると考えます。千葉市の場合ですが、人口の移動データを作り、分析した結果、四街道市と市原市が関係性が深いとして、千葉市、四街道市、市原市の3市による共につくる共創都市圏連携を始めました。具体的には子育て支援と経済交流の推進であります。3市が一体となって、人口対策を含め課題に取り組んでいくこととありますが、もともとなったのは人口の移動データであります。

さて、交流の対象を様々な地域や年齢層に広げることで、地域住民は見聞を広め、新しい発見を得ます。そのような意味で、11月に行われました台湾訪日教育旅行ホームステイ事業の概要と結果についてお聞かせください。

いずれにしましても、町への転入者を増やすには関係人口を増やすことが大事であることは言うまでもありません。ふるさと納税者やイベント参加者、道の駅など町内施設訪問者など、これまで睦沢町に縁をした様々な人たちに住んでみたいと思われるようにするためにも、あるいは町出身者がUターンしたくなるようなプロモーションの強化、これを進めていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 丸山克雄議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1、自治体クラウドについての、コストの削減やセキュリティーの向上、災害対応

強化等が見込まれる。本町でも導入を進めてはどうかとのことですが、情報システムのクラウド化は、住民情報、税務・福祉などの情報システムやデータを外部のデータセンターにおいて管理運営し、複数の自治体で共同利用するものでございます。これによりまして、コストの削減やセキュリティー水準の向上、災害時でも業務の継続が出来ることや、職員の業務負担の軽減、参加団体間の業務の共通・標準化がなされることから、その推進に向けて、本年5月に地方公共団体のクラウド化に係る与党の提言がなされております。政府は今後、全自治体がクラウド導入等の計画を策定するよう、その取り組みを財政支援を含めてサポートすることとなりました。

このようなことから、先般の千葉県町村会におきまして総務省より説明がございまして、特に千葉県での自治体クラウド化が進んでいないことから、さらなる展開への要請がされたところでございます。この説明では、ちょっと先程の数字と違うのかなと思いますが、全国で平成33年度までに10グループ65団体が新グループを発足、既存グループへの加入は22団体で、全体では87の団体で自治体クラウドの導入がなされるとのことではございました。

本町といたしましては、本事業の趣旨を理解の上、災害の相互協定や電算システム等、様々な共同事務をどの自治体と連携協力を行うべきかなどという研究とともに、長生郡町村会とも連携協力し、実現に向けて検討して参りたいと考えます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

次に、2番目の人口対策についてお答えをいたします。

初めに、交流人口についての新たな認識について申し上げたいと思います。

今まで、交流人口が増えれば町を知る機会も増え、ひいては移住・定住につながり、人口減少の抑制にも期待が出来るということで、交流人口を増やすということを推進してきたわけですが、今は交流人口という言葉ではなくて、関係人口という言葉が出回り始めております。

この関係人口とは、一言で言えば、地域に対して交流人口より深くかかわり、定住人口より浅いかかわりを持つ人々ということのようでございます。今までは、人口対策ということで、移住するかしないかという二元論で都市住民を見がちでございましたけれども、この中間には、移住せずに地域を応援するという選択肢もあるんだということが言われております。これが関係人口と言われるもののようにございます。

いきなり移住を呼びかけるよりも、まずは関係人口を作るような段階を踏む必要があるということでございます。つまり、交流人口と呼んでいたような町を訪れてくれる人々を増や

すことから始まり、その人たちに町を知ってもらえるような取り組み、これは、この町に来ればよいことがある、安心出来る、来てよかった、また来たいと思われる取り組みがあることが必要であるということだと思えます。このかわりの段階を大事に育てることで、無関心であった人たちが関心を持つようになり、地域の製品の購入やふるさと納税、さらには頻繁に訪問してくれるリピーターが増え、ボランティア活動などへの参加などもし、今はやりの準定住、二地域居住と言いますが、そして定住という流れなどが出来ると言われております。

かわりの段階を大事に育てると申しましたが、この段階の刻みかたや順番にはかなりのバリエーションがあるとは思いますが、私は、総合戦略でも掲げております道の駅であったり、スポーツツーリズムであったり、さらにはむつざわ教育を軸にいたしました政策をもって、関係人口の増加を推進していきたいと考えております。

そして、議員おっしゃるように、今後の町の発信力の強化につきましては、非常に重要であると認識を持っております。情報の発信につきましては、その手法、アプローチの方法をどうするかが大きな鍵を握っているとも言えます。

議員も御存じのように、町のホームページもリニューアルをし、見やすくなったものと思っておりますが、一つにはこのホームページの活用もありますが、今年から、むつざわふるさと応援隊として活動していただいております魅力発信むつざわ未来ラボの皆さんからの情報発信が非常に有効であるということ。これは、岩井地区での農業体験や大上地区での収穫体験、また里山ランニングイベントとなるむつざわまちログには、町外、特に都心部から多くの方が参加してくれております。また、その多くはリピーターということで、そのリピーターが仲間に声がけすることで、参加する方も年々増えております。

SNSと併せ、このような口コミによる情報発信は、それを体験した方からの直接の情報ということで、非常に発信力、説得力があり、本町の認知度も上がるのではないかなというふうに認識しているところでございます。

また、新たな企画といたしまして、次年度には、関係人口の拡大を目的に里山交流会として、梅刈り、手作り豆腐やみそのワークショップの企画、移住サポートサイトの開設も考えていると聞いております。

私といたしましては、これからも未来ラボの皆さんのご協力もいただき、様々な町の魅力を発信していきたいと考えております。そして、新たな道の駅やスポーツツーリズム、瑞沢小学校跡地の活用などは、民間事業者の運営になりますので、民間ならではの行政では考え

られないような情報の発信が期待出来るのではないか。例えば、インターネット上ではホームページ、SNS、フェイスブック、インスタグラム等々をフル活用することはもちろんのこと、プロモーションビデオや新聞の折り込み、定期的なイベントの開催、そして他の組織・団体との情報ネットワークなど、高度なテクニックを駆使しまして、本町の認知度を高められるような手法を期待しております。

町も、都心部などでのイベントへの積極参加や情報発信ツールの習得を心がけ、関係人口の増加に努めて参るとともに、総合的に推進出来る体制についても今後の検討課題とさせていただきますので、ご理解を賜るものでございます。

次に、2点目の台湾訪日教育旅行生のホームステイ事業の概要と結果について、お答えをいたしたいと思います。

この訪日教育旅行は、観光立県を目指す森田健作千葉県知事がトップセールスに訪れている東南アジア諸国のうち、日本への旅行を希望する国からの要望を受けまして、県の観光誘致促進課が取り組んでおります事業の一つで、11月6日に日本に到着後、成田山新勝寺や佐原などの観光、成田西陵高等学校との交流を行った後、7日から8日にかけて、日本の文化などを体験するため、台湾高雄私立正義高級中学校の生徒23名が、事前の募集にご賛同いただきました11組のお宅へホームステイに訪れたものでございます。

初日は、午後6時に中央公民館での受け入れ式で顔合わせを行い、出迎えに来ていただいたそれぞれのお宅で食事や宿泊体験を行いました。翌朝は、中央公民館でホストファミリーの方々と出発式に参加した後、歴史民俗資料館を見学の後、次の学校交流地でございます長狭高校に向け出発をし、一行はその後、都内や東京ディズニーランドを見学し、11日帰国の途に就きました。また、先日、正義高級中学校の周校長から県を通じ感謝のメールもいただきました。

私も受け入れ式、出発式に出席し、ホストファミリーの方々とお話をさせていただきましたが、ホームステイ受け入れについて、町民の方々の意識の変化を強く感じるとともに、大変好意的なご意見を伺ったところでございます。

既に台湾から担当課へ、来年の受け入れの依頼が徐々に来ているようでございます。また、1月中にはというような話も担当者から耳にしております。県としてはしばらく事業を行っていくものと思われま。また、同時に行いましたアンケート結果につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（市原重光君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山義晴君） それでは、命によりお答えいたします。

今回の訪日教育旅行に際しまして、ホームステイにご協力をいただきましたご家庭11軒と受け入れ式等にご協力をいただきました1団体に対し、町独自のアンケート調査を行っております。現在7軒のご回答をいただいております。その結果につきましては、ホストファミリーを経験してということに対して、「とても楽しかった」と「楽しかった」、これは全員の方がそのように回答をいただいております。また、学生とのコミュニケーションについてはという問いについては、「とてもよかった」「よかった」、これを合わせますと5軒、また逆に、「大変だった」とお答えのご家庭の方々が2軒いらっしゃいます。また、今後も受け入れをしたいかという問いについては、「やりたい」、それから「少し間を置いてやりたい」、この二つを合わせますと、全員の方々がそのようにお答えをいただいていると。またハプニングやエピソード、これにつきましては、次の朝まで自己紹介を忘れていたという方もいらっしゃいました。また、食事の後片付けを手伝ってくれた、感動したと。また、食事についてという問いにつきましては、事前に嫌いなものがわかっていたのでよかった、また、食事の時間が遅かったので、もう少しゆっくり遊べる時間が欲しかった、また、到着から出発までもう少し時間があつたほうがよいと、そのような結果でございました。

以上のように、今回の受け入れにつきましては、先程の町長からの答弁のように、おおむね好意的なご意見が多かったように感じております。しかしながら、時間の余裕など、事業者である県とも協議をして参りたいと考えておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） クラウド化を進めております自治体の、最新の総務省のホームページによりますと、費用の削減効果があつたというのが3割以上4割未満がもっとも多いと。中には6割以上という自治体もあつたようであります。報道では新潟県の長岡市などの例が取り沙汰されておりました。金額については、業務範囲によりますのでまちまちでありましようけれども、いずれにしましても財務省も支援をされるということでもありますから、是非とも、立ち上げは大変だと思いますけれども、費用削減ということも大事でありますので、是非とも町長の強力なリーダーシップを発揮していただきまして、進めていただきたいと思ひます。

それから、今、台湾のお聞きしました。台湾の人の先生方とか子供たちの声というのはどういうものがあつたか、それはわかりますでしょうか。

○議長（市原重光君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山義晴君） 台湾のほうの方々の声につきましては、お礼の言葉が県のほうに届いたということは伺っておりますけれども、詳しい内容についてはちょっと私どもはまだ承知しておりません。今後また県のほうと協議をする時間がございますので、そのときを通じて伺って参りたいというふうに思っております。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 台湾の方の、要するに、実際日本でホームステイしてよかったと思う点、改善してもらいたい点など、これは次回に生きると思いますので、その辺の声は是非拾って欲しいと思います。

それから、未来ラボという大変すぐれた団体がありまして、大変これで睦沢も助かるころが多いんですけども、やはり町自体ももっと地道な、例えば人口移動のデータみたいなものを作ってそれを分析する。どういう傾向性が睦沢にはあるのか、あるいはどういう地域の方が睦沢に魅力を感じているのかとか、そういった具体的に施策を進められるような部分のしっかりとしたデータも今後作っていただければというふうに思います。

いずれにしても、そういう点でお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程も申し上げましたように、先般の千葉県町村会において総務省の方からお伺いして、数年前にクラウドという言葉が入ってきて、要は1箇所じゃなくてデータを違う地域でということで、そのクラウド化は実は知っていたわけですが、自治体クラウドというのを私は実はこの間初めて聞きました。ということで、今、丸山議員が言ってくれたように、3割から4割、下手すると5割以上ということで削減出来るということでありますので、是非これは強力に進めて参りたいなというふうに考えているところでございます。

今、現状を申しますと、例えば千葉県では、柏にあるディー・エス・ケイ、これは税の関係ですが、大体の町村がそこをお願いしているわけですが、実は町村ごとにみんな仕様が違います。ということで結果的に高くなっているというふうに非常に感じました。ということで、私もこれは、この間、総務省の方から直接お伺いをして衝撃を受けたわけですが、議員おっしゃるように積極的に取り組んで参りたいというふうに思っております。

また、未来ラボ。何で私のほうで特に未来ラボを重用するかといいますと、他の県に研修に行った際に、そこの首長から教えていただいたんですが、30代の女性は子育てもしているし、色々な経験もしているし、また男性と視点が違って非常に細やかに見ているということ

で、他の団体がほとんど、地域の活性化や色々なプロジェクトをやっても失敗するんだけど、女性がやるとみんな成功すると。これはやはり色々な見方の違いがあるのかなということで、特にこういう女性たちがやるのは素晴らしいよという話を、実は私、新潟のほうで聞いておまして、まさしく睦沢町にもこういう団体が出て来た。

なぜ私がこうやって言うかということ、前にある議員も前の議会のお話していたかと思いますが、私、この町に63年もう過ぎました。住んでいるんですね。全く気づいていない、え、こんなことがあったの、こんな素晴らしいことがあるのというのを非常に気づかせていただきました。やっぱりそれは、ここにずっと住んでいて、のほほんと住んでいると当たり前になっちゃって、それが素晴らしいことだと気づかないことがいっぱいあるのかなと。特に未来ラボを構成している人たちというのは、睦沢から他にお嫁に行った方、あるいは睦沢町に他から入ってきた方、そういう人たちがグループを組んでいて、なおかつ色々な職業に携わっている人たちが入っております。

そういったことで、特に行政の場合は前年踏襲で、新しいことをなかなかやりたがらないというのが、行政は穏便に済むということがありますので、特にこういうところを重用しながらやっていければと。

その一方で、議員おっしゃるように、ある意味、私の代になってから少しずつ変えているのかなと思いますが、それがどういうふうに変まっているのかということデータをとることによって、それを具体的に数値化していくということも非常に大事だというふうに思いますので、またご指導いただきながら、町としても積極的にそういう方向に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） これで、1番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

◇ 久 我 政 史 君

○議長（市原重光君） 次に、4番、久我政史議員の一般質問を行います。

久我政史議員。

○4番（久我政史君） 睦沢小学校開校まで残すところ4か月を切って参りました。順調に準備が進んでいる様子、ご苦勞にまずは敬意を表したいと思います。

そこで、2学期制について質問したいと思います。

2学期制によるメリット、デメリット、生徒とか教職員、保護者にとってどういうことがあるんだろうかなということをお聞きしたいと思います。

この2学期制を導入する目的なんですけれども、授業時数の確保、これも関係があるのかなというふうに考えているわけですが、小学校・中学校でどの位増加になるのかなと。なんか他の、やったら小学校は増加になるけれども中学校は増加にならないような、その辺もお聞きしたいと思います。その増加するのがどの部分で増えるのかなということをお聞きしたいと思います。

広報むつぎわのシリーズ睦沢教育、これは私は楽しみに読んでいるわけなんですけれども、10月に秋休みがあると。これは何だろうなということを見たわけなんですけれども、その辺、何にしるどいうことかなということがまず気になりました。ここでとると、その分減るから授業時数が減っちゃうので、じゃ夏休みを減らすのかなと。クーラーも入る予定だしということをお聞きしたいと思います。

それから、第2番目に、農林商工まつりのことも先程からずっと出ているわけなんですけれども、まず私も、農林商工まつりが中止になったわけなんですけれども、場所はもう運動公園が使えないと。車が入ったり火を使ったり、そういうことがいけないんだと、その辺は中学校でやるんだなということであったんですけれども、広報むつぎわに小雨なら決行すると書いてあったんですね。小雨決行で、やむのは少し、2時間とかすればやれそうな感じもいたしましたし、理由を聞いたらグラウンド状態が悪いと。私も見に行ったんですけれども、グラウンド状態が悪くて中止と。

そこで考えたのが、あるいは他の人からも言われたんですけれども、1時間遅らせるとか2時間御遅らせるとか、どの辺まで遅らせるかその状態によるわけなんですけれども、そういうことが出来なかったのかなと。中学校のグラウンドで出来なければ、すぐ隣の小学校は先日すぐ出来たし、近くだからちょっと移動してくれとかって、そういうことでも始められたのかなと。要はそこまで、今まで余り中止ということがなくて、中止になった場合はどうしようかということは余り考えていなかったのかなと。私もそういうことは起こるだろうということは考えたわけです。その辺でどういうことだったのかお聞きしたいということ。

それから、組織によって準備をやってきまして、活動資金をそこで得て会をうまく回している、そういう団体もあるということをお聞きしまして、そういう団体に何か支援してくれるのかなと。私は無理だろうとは思いましたけれども、でも支援の仕方は色々あるし、先程話が出て来たのが、どこどこで発表会みたいなのをやったとか、そういうこともあるし、色々話を聞いていくと、色々な話があったところから、じゃこういうところで発表したらどうですかとか、そういう話があったと。そういうときに、全部の団体にこういうことで申し

込みがあれば考えますとか、そういうことをやってもいいのかなということを考えました。

それから、中学校のグラウンドでやる予定だったんですけれども、私の経験で、雨が降った場合に、砂なら砂を用意しておいて、ちょっとまいてやれるとか、そういう経験もあるので、そういう準備をしておくとか、先程、何か新しい場所を作るような話も出て来ましたが、そういうことがあるのかと思ったんですけれども、そうでなければ、中学校で色々なことをやるんならば、少しでもグラウンド状態をよく出来るように、何か考えればいいんじゃないかなと。

多目的広場をまた造るということで、私はすごいアイデアだなと。そこですぐまた考えるのが、どの位金がかかるのかなということを考えている。その辺もこの位かかるよと。このやつをもらってそういうことがわかったので、もう少し早く、こういうことも考えているよ、みんなどうなんだいとか、そういうことが話をすると漏れちゃっていけないとか、そういうことも私も考えるわけ。だからその辺を、そうなんだよと、話を余り早くやると反対される、何かそういうことがあるならあるで、私なりに、なるほどそういうことかなということで理解したいと思いますので、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我政史議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の学校 2 学期制につきましては、教育長からお答えをさせていただきます。

私からは、2 番目の農林商工まつりについてお答えをいたしたいと思います。

1 点目の、天候は回復するとの予報の中で、開始時間を遅らせても実施出来なかったのかということでございますが、今年から会場を睦沢中学校のグラウンドに変更し、入り口スロープ付近の枝の伐採など、事前の会場準備も行ってきたところでございます。

天候につきましては、開催当日の予報は議員おっしゃるようなものであったと思いますけれども、前日の夜の降水量が非常に多くて、水たまり状態が激しかったというようなことから、決定の時間にはまだ小雨も降っておったということで、回復の見込みがないというような判断をさせてもらったところでございます。これにつきましては事務局とも協議をした結果、苦渋の選択であったと。

しかしながら、議員おっしゃるように、そこに参加団体といいますが、出店していただく団体には非常に迷惑をかけた。また一方で、睦沢町農林商工まつりはどこでやっているんですかと、私も何人かに途中で道端で聞かれたということもございました。そういったことで

非常に残念であったと。

また、それが一方で、従来やっていた総合運動公園だったらどうだったのかということで、当然、水はけ等についてはもっといいと思いますが、先程来からも話しているように、やはり車両の乗り入れ等があると、その後のグラウンドとしての利用に非常に支障が出て来てしまうということで、やはりどちらにしても出来なかったのかな。昨今、天候が従前と比べて、非常に想定を超えるような雨が一度に降るとかということで、非常に難しい判断があったということでございます。

そして、先程議員からもありましたように、2点目の活動資金を得るために長期間準備を進めていた組織等への支援を考えているかとのことでございますけれども、議員おっしゃるように、団体によっては、農林商工まつりによる収入を予定していたところもあろうかと思えます。その点につきましては事務局とも考慮いたしまして、11月26日に開催されました「2017健幸むつぎわロードレース」において出店していただくということで、教育委員会をお願いいたしまして、特に公益的な活動をされております7団体に対して出店の意向を伺ったところ、当日2団体が出店されたという状況でございました。

次に、3点目の、今後も町民のための行事が中学校のグラウンド使用中心になるのか、その場合グラウンド状態のみで中止とならないためにどのように考えているのか、整備すべきと考えるがどうかということでございますが、今回のことを教訓といたしまして、また先程も説明いたしましたけれども、住民からの声も考慮した中で、今後は新たな会場整備についても皆さんのご意見を伺いながら進めて参ればなど。

また、先の議会においても、学校についてどうあるべきかということも、今後、今年、来年2か年かけて検討して、またその検討結果も、議会の皆さんあるいは住民の皆さんとも協議しながら、このあり方あるいは改築をどのように進めていくかということも含めて検討して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 久我政史議員のご質問にお答えいたします。

まず、1の学校2学期制についての1点目、2学期制導入によるメリット、デメリットは生徒、教職員、保護者にとって何かについてでございます。

新学習指導要領の導入が来年度より移行期間に入り、平成32年度から全面実施されますけ

れども、子供たちに自ら課題を発見し解決するなどの学力を身につけさせることが、これまで以上に求められるようになりました。そのため、これからの教員には、より質の高い学力をつけるための授業改善やカリキュラムの作成が求められるとともに、習得・活用・探究のバランスのとれた教育内容を構成し、まとまった授業時間を確保する必要があります。そのため、年間授業日数200日を前期、後期100日ずつに分け、比較的長いスパンで授業の年間カリキュラムを作成出来る点では、2学期制は適しているというふうに考えております。

子供たちや保護者のメリットとしては、2学期制のもとでは、7月の夏休み前と12月の冬休みの前に教育相談、三者面談を行うので、その時点の学習状況を知り、修正が必要な内容をつかむことが出来ます。そして、その反省を踏まえて、その後の長期休業中や、9月以降学期後半の授業での努力を含めて評価を受けることが出来ますので、結果として子供たちが自主的、計画的な学習を進められるようになり、学力の向上が期待出来ると考えております。

また、学校生活の面でも、7月や12月が学期の切れ目ではなくなり、長期休業の前日まで平常の授業、部活動、学校行事を行い、充実した活動が出来るようになります。

教職員にとってのメリットとしては、現在の3学期制では7月、12月、3月に評価、成績処理が集中し、多忙を極めているという状況がありますが、2学期制では、前期前半の評価を夏休みに、後期前半の評価を冬休みに進めることが出来ますので、教職員の業務を分散することが出来、年間を通して平均的な業務が可能となります。これにより精神的なゆとりが出来ますので、子供と向き合う時間や気持ちの余裕が出来るものと考えます。

茂原市、白子町では、既に2学期制を導入して11年目となり、長生郡市の小中学校数のおよそ7割を占めています。睦沢町町内の小学校、中学校のほとんどの教員は、これまでの異動を通して既に2学期制を経験しており、職員の意見等においても多くは2学期制を望んでいる状況があります。

このように、来年度、新学習指導要領に沿った授業が進められることと併せ、睦沢小学校開校に向け、新しい学校の年間行事計画や年間授業計画を作成する上でも、この再編を機に小学校と中学校では2学期制を導入することは大きな意義があるというふうに考えております。中学校も同じように、もう既にわかればその計画を進めていきたいと考えております。

デメリットとして特に挙げる点はございませんけれども、あえて申し上げれば、子供たちや保護者にとって、2学期制は今までに経験をしたことがないために不安を感じるという点であるかというふうに思います。この点につきましては、広報むつぎわの「シリーズ睦沢教育」においても取り上げておりますけれども、今後、保護者説明会等において保護者の不安

や疑問についてお答えし、学校現場においては、子供たちへ十分な説明と指導を行っていく予定でございます。

2点目の、授業時数確保が導入の目的の一つと考えられるが、小学校、中学校でそれぞれどれ位増加可能と考えているのか、現在の3学期制と比較してどこでどのように増加可能となるのかについてでございますが、学期の切れ目が2回減りますので、小学校、中学校とも始業式、終業式、学年集会、学級指導、大掃除等、新学期、また新学期的準備等々の時間が削減出来ます。学校により行事に充てる時間数が異なりますので一律に申し上げられませんけれども、おおむね5時間から10時間程度というふうに考えております。2学期制になりますとこの時間の確保が出来ますので、その分、じっくりと児童・生徒と向かい合えることが出来、新しい学習指導要領に示された「主体的で対話的 深い学び」の時間が確保されるなど、大きな成果が期待出来ると考えております。

3点目の、広報むつぎの「シリーズ睦沢教育」によると、10月に秋休みとあるが目的は何か、また、何日とるのか、とる場合夏休みの日数を減らすのかについてでございます。

秋休みとは、2学期制における前期と後期の学期の変わり目、いわゆる節目という位置付けでございます。日数は土曜と日曜日、そして国民の祝日、体育の日の3日間でありますので、夏休みの短縮は行いません。秋休みは3日というふうに捉えております。でありますから、子供たちの生活のリズムへの影響は生じないというふうに考えております。

また、部活動の大会や教職員研修等で混乱が生じないように、授業実施日、長期休業日、祝日等は、2学期制を導入しても今までと同様とし、具体的には、睦沢町立小学校及び中学校管理規則の一部改正を行い、前期を4月1日から10月の第2月曜日（体育の日）まで、後期を10月の第2月曜日の翌日から3月31日までとすることといたしましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） では学校関係のほうから先に、今大体わかったんですけども、一つどうかなというか、ちょっと納得出来ないというか、わかりにくいというか、夏休み前に、今までと同じように、こういうふうに夏休みを過ごしてくださいよというのは今までもやっていたし、これからもやるんだろうと思うんですね。それをメリットの数にするのかと。別に無理やりにメリットに言わなくても、それは今までどおりやるから心配しなくていいと。そこをメリットだと言われると私は、何だ今までのはどういうことなんだという、ちょっと

何かを感じるわけですよ。じっくりしない。

別に2学期制が反対とかそういうことじゃなくて、2学期制のデメリットはほとんどないということで、多くの先生方、経験者がいいと、それはそれで私も、じゃ大丈夫だなということで、説明をするときに無理やりに、いいところがこんなにいっぱいあるよと言わなくても、4、5日増えるということ。これは何だ4、5日かよということじゃなくて、先生方にとってはこれは非常に大きいんですよ。夏休み前に、今までは多分水泳もやると思うんです。水泳をやったり通知表をやったり、色々なことで先生方が忙しいんだけど、成績の処理は、テストをやらなくてもそれはそれなりに考えて、通知表を書かないというのは、これは誰が見てもメリットであるし、だけどその分は10月に分散するから先程いいということで、それはそうだろうなど。その忙しさがゼロになるわけじゃなくて、10月ですか、9月の末に評価をまたそこでやるわけで、分散するというのがいいんだろうなど、その辺もわかります。

先生方がマイナス面をやると非常に大変だけれども、経験者がこういうことがよかったよと言ってくれば先生方も安心するし、その辺は経験者のをよく聞いて、マイナス部分があるかもしれないその辺は聞いて、これがマイナスだマイナスだと、それは無理やりに言う必要はなくて、こういうことを気をつけたほうがいいよというようなのを校長にやってもらうとか何か、そういうふうな形で進めればいいのかなど。

授業時数の確保というのは、単純に言いますけれども、子供が休む、先生が休む、出張があるとか、そうやっていくと本当に1時間というのがいかに大事かと。皆さんどの位実行しているかというのはわからないと思うんですよ。下手すると校長もわかりにくいのが実態なんです。誰先生が何やっている。先生によっては色々な、体調が悪いから今日はちょっとやっておけよという、それでも1時間やったような形とか、これは校長が大変なんです。お前、何やっているんだよ、突っ伏していたとか、そんなことを言ったらもう頭にきちゃいますから、その辺は管理者の難しいところで、ここでこんな詳しいことを言ってもしょうがないんですけれども、是非そういう色々な気配りをしてやってもらっていただければありがたいなということ。

それから、町長さんのほうの、中学校の例えばグラウンドを整備するということは、もうやらないよというのか、新しいのを造るからやらないのか、それはそれで両方考えていくよとか、その辺を具体的に言ってもらえると安心というのか、その辺をちょっとわかりやすくお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我政史議員の2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

中学校のグラウンドを再整備したらどうかというお話でございますが、先程申し上げましたように、学校関係については、今年度と来年度2か年かけて、学校のあり方、あるいはゼロ歳から15歳までの教育のあり方をどのようにしようかということ、それから学校の建物等の、ちょっと名前が出て来ませんが、計画の中で、学校については一定年限たった段階で改築という方針が出ております。ということで、そこら辺を含めた中でしていきたいなと思いますので、出来れば二重投資は避けたいなと。

しかしながら、その結果として今の中学校を使ってやるということになれば、そういう方向が出れば、早くすることも可能かなと思いますが、その動向を待って対応していきたいと。先程来からお話ししておりますように、町のイベント等については、従来の総合運動公園の多目的広場を使っていただくということで当面していきますので、そういうことでご理解をいただければというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 久我議員の質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、7月の状況だけを捉えますと、先生がおっしゃったように、7月はプールがあったり、成績の処理があったり、子供たちの期末テストがあったり、それからその他夏休みに向けての計画を作りましょう、そしてクラスの色々なまとめをしましょうとか、行事がたくさんあります。それがまずなくなるということと、教師側からすれば、通知表じゃなくて、通知表はつけませんけれども、評価はつけているんですね。常にしていますから、そのことを7月に、前期途中になります、前期前半と言いますが、7月の終わりに保護者面談する中で、4月からこんな学習でこういう状況でしたと。夏休みを使ってしっかりと復習をしながら力をつけてくださいと。そして9月以降、前期の後半から10月までありますから、しっかりと頑張りましょうという、そういう面談になるわけです。1学期の成績を見てこうでただけではなくて、頑張らせる、もっと具体的なものが示されるということになります。それがこれまでの3学期制との大きな違いであって、夏休みの過ごし方が違ってくると思います。

ですから、面談もしますし、同じかもしれませんが、そういうところで意味が全然違ってくるわけです。教師も子供たちも保護者もその辺を理解していただければ、きっと素晴らしい休みを迎えるんじゃないかなと。本当に自分の課題を見つけて自主学習出来る面とか、2

学期制のほうにメリットがあるかなど。頑張った夏休みの成果と、それから9月の前期後半の勉強によって、きちっとした前期のいわゆる成績が出るわけですから、その辺も3学期制とは違う、長期スパンで学ぶ時間のメリットだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） 色々お聞きしまして、そんなに心配ないなという感じを私は持っていますので、新しいちょうど変わる時期でいい時期かなど、その辺は考えております。是非その辺をじっくりやってもらいたいし、先程の町長さんの答えのほうも、片方がうまくいけばそういう必要がなくなるということで、二重投資は避けたいと、常にそういうことを考えて、今のままでいると本当に財政は苦しくなるということで、何を削れるかと、やっぱりその辺を考えていかないと、色々なことがうまくいかなくなると思うので、その辺は、たとえば1,000円、2,000円でも削れるところは削ると、そういう姿勢がわかることが必要だと思うんですね。そうすると、どこで大きなことをやるということは理解してくれると思うので、やっぱりその辺を、ここは大変だけれども我慢してくれとか、そういうことで町発展につながってもらえればなと思います。

以上です。答えはいいです。

○議長（市原重光君） これで、久我政史議員の一般質問を終わります。

◇ 今 関 澄 男 君

○議長（市原重光君） 次に、8番、今関澄男議員の一般質問を行います。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 私のほうから2点ほど質問させていただきます。

まず、地方公会計制度の件でございますが、本件につきましては以前にも何回か質問しておりますが、いよいよ公表というようなこともなっておりますので、改めて質問させていただきます。

地方分権改革の推進等につきましては、地域が自らの発想と創意工夫による問題解決を図るために非常に重要な基盤となるものであり、地方創生においても極めて重要なテーマとなっております。

現在、地方公共団体の予算、決算、財務状況などにつきましては、地方自治法の規定により公表が義務づけられているとともに、確実に確認出来る現金収支を管理する単式簿記・現

金主義会計を採用しているところでございます。

しかしながら、先程申し上げましたように、地方分権改革の推進に伴い、自由でかつ責任ある地域行政の運営や地域経営が求められるにつれ、現金以外の資産、負債の情報や事業サービスに要した真のコストなど、単式簿記・現金主義会計では得られない情報を補完するため、企業会計手法を取り入れた複式簿記・発生主義のメリットを生かした財務書類の作成が必要となって参りました。

本町では、平成24年4月に、平成22年度決算に基づいて新地方公会計制度に基づく財務4表を作成しています。これは、バランスシート、行政コスト計算書等でございますが、この財務4表の作成に当たっては、平成19年10月17日に公表されました総務省の改訂モデルを採用して作成したものであるとしております。

しかしながら、その後に至っては、今日まで統一的な基準による地方公会計移行に時間と費用を要しております。システム開発に要した委託料は平成26年で340万円、平成27年で290万円、平成28年310万円、そして本年度予算では487万円が計上され、1,400万円ほどの費用合計になるわけでございますが、これらを前提として伺いたいと思います。

まず1点目につきましては、システム開発等に平成26年から資金投入しているわけでございますけれども、現況はどうなっているのか、進捗状況について総合的に伺いたいと思います。平成29年度では公表するというようなことで聞いておりますけれども、詳細についてお願いをしたいというふうに思います。

次に、複式簿記・発生主義会計の導入状況でございますけれども、現金主義会計から発生主義会計への移行に伴って、諸規定の改正が、当然そういう手続が必要になると思います。特に財務規則などの対応について伺いたいと思います。

また、一般会計ほか特別会計のあり方など、会計基準をどのようにするのかにつきまして、併せて伺いたいと思います。

伊といたしまして、発生主義会計の移行の中で特に大事なことは、普通財産や行政財産など固定資産台帳の整備が必要となります。この固定資産台帳、その整備状況について伺いたいと思います。特に固定資産については、道路台帳ほかたくさんの台帳があるわけでございますが、非常に大きな面積等を持つ固定資産でございますから、その辺の整備は非常に重要であります。これについて伺いたいと思います。

そして、複式簿記・発生主義にのっとった仕訳方法でございますけれども、会計システムの開始をどのようにしているかちょっとわかりませんので、借方、貸方の仕訳を期末一括方

式で行うのか、また日々の財務会計の入力の際行うのか、その手法についてお伺いしたいと思います。

それから、一番大事なのは、やはり職員の研修等でございます。複式簿記・発生主義の知識を習得、今までの方向をガラッと変えるわけでございますから、システム操作その他色々研修等が必要になって参ります。その対応についてお伺いしたいと思います。

それから、今回の公会計制度導入に際しまして、全ての会計を計上する必要があると思います。例えば、ここに書きましたけれども、給食会計は今まで多分通帳管理をしていたと思いますけれども、この際、この制度導入に際しまして、一般会計への歳入計上等、また歳出計上等を検討すべきであるというふうに思います。

この件につきましては、内容等がちょっとわかりませんので、児童・生徒からの給食費の扱い、それから原材料の使い方、決算書、予算書等を見ましても、こども園の職員給食費等の雑入計上があります。それから、親子方式の委託料の計上はあるわけでございますが、この辺の全体的な給食会計の計上はございません。

またその他、この給食だけではなくして未計上会計があるかどうか、これはちょっとわかりませんが、この辺につきましてもチェックをしていただきたいというふうに思います。

それから、公会計制度に伴う財務諸表を町民に対してどのように開示するか。内容は、開示するだけじゃなくて、どう説明していくかが大事だと思います。その辺につきましてお伺いをしたいと思います。

2番目でございますけれども、議会基本条例につきましてお伺いしたいと思います。

本件につきましては、本来であれば議員の中で大いに協議をして、この件につきましては、条例化について詰める内容でございますけれども、先程申し上げました地方分権社会に移行する中で、二元代表制の一翼を担う議会の役割と責任は非常に大きくなってきております。そのため、私ども議員は現状を見つめ、一歩でも二歩でも町民の立場で議会改革を推進していくことが求められております。

長生郡内では長生村、夷隅郡では大多喜町、御宿町など、近隣町村が議会にとって最高規範である議会基本条例を制定し、とり進めております。ほぼこの議会基本条例のモデルとなっている内容は、そう大きな変わりはないと思います。したがって、この条例の中の第4章、行政と議会の関係、第9条、議会審議における論点情報の形成の中で、町長が提案する重要な政策について論議が深まるよう、7項目の事項を求めるとしております。

その7項目とは、一つが政策の発生源、二つ目が提案に至るまでの経緯、三つ目が町民のニーズを反映した施策かどうか、四つ目が町民参加の実施の有無とその内容、五つ目が総合計画、総合戦略及び実施計画との整合性、六つ目が政策等の実施にかかわる財源、七つ目が将来にわたるコスト面の検討等でございます。この辺については、先程来議論があります重要政策も出ておりますが、この辺について非常に関連がございますので、このことについてのどのように考えるか、お伺いするところであります。

また、同じ9条第3項では、当初予算について、予算編成方針及び内容について主要施策及び主要事務事業の説明会を開催するということがうたわれております。本町では本会議での編成方針の説明、また予算審査の中での詳細な審査を行っておりますけれども、やはり本会議にかける前、事前に主要事業についての説明会が必要だと考えますけれども、この辺についてどのようなお考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

あくまでこの基本条例は、議員の中で協議して作るものでございますけれども、やはり執行部との兼ね合いが十分ございますので、その辺を踏まえた質問であることを申し添え、質問にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今関澄男議員の質問にお答えをいたします。

最初に、1、地方公会計制度についての1点目、進捗状況についてでございますが、本町は、平成26年度から平成27年度は、総務省の基準モデルによる固定資産台帳の整備と財務諸表の開始データ及び財務4表を作成いたしました。平成28年度は、総務省が統一的な基準による地方公会計を構築したことに伴い、それに対応したシステムであるPPPを導入し、固定資産台帳の整備と財務4表を作成し、今年度は、引き続きシステムを活用しながら、年度末の公会計公表に向け、準備を進めているところでございます。

2点目の、現行制度を補充する複式簿記・発生主義会計の導入状況についての財務規則や基準等の制度改正につきまして、議員もご存じのとおり、財務規則に「町の財務に関して必要な事項を定め、もって公正かつ確実に財務に関する事務を処理することを目的とする。」とし、確定性、客観性、透明性にすぐれた現金主義を採用しております。

今般の統一的な基準による地方公会計の整備につきましては、現行の現金主義を補完するものとして整備するものであり、予算、決算事務において特別に財務規則の改正を必要とするものではございません。しかし、今後は財務諸表を作成する際の基準となるものが必要であると考えますので、公会計規則の制定を考えています。

次に、固定資産台帳の整備状況につきましては、毎年度決算統計事務終了後に、職員が日々起票している伝票の内容で固定資産に該当するものを財務会計システムから抽出し、各課に確認をとりながら、PPPに財務班職員が直接増減を入力し、整備、管理をしております。

また、複式簿記・発生主義にのっとった仕訳方法、財務会計システムのあり方等の職員研修につきましては、現状は、期末一括仕訳により勘定科目を振り分け、財務諸表を作成しておりますが、将来的には日々仕訳への切り替えを考えているため、担当課職員はもちろん、全職員のスキルアップが必要と考えております。このことから、職員研修並びに日々仕訳のシステム構築についても併せて検討していきたいと考えています。いずれにいたしましても、全職員に公会計を浸透させるにはもう少し時間がかかると考えていますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

次に3点目、本制度導入を契機として、学校給食代の歳入計上等、全ての会計を計上すべきではにつきまして、現在、一般会計及びかずさ有機センター特別会計、いわゆる普通会計に係る一般会計等財務4表、これに各特別会計を加えた全体会計財務4表、さらに公営企業会計（広域等）を加えた連結財務4表を作成しています。

今後は、社会福祉協議会やCHIBAむつざわエナジー等も加え、国の示す基準に準拠するよう努めて参ります。なお、小中学校の学校給食代について、各小中学校で給食費を徴収しておりますが、次年度から小学校が一つになることから、町会計での処理となる予定でございます。

先程、公会計の公表に向けて準備をしていると申し上げましたが、4点目の町民への開示方法につきましては、町民にもわかりやすいよう、財務4表、それに関する説明、分析について作成し、広報むつざわや町ホームページに掲載することを考えていますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、議会基本条例についてお答えをいたします。

1点目の、本条例については議会が地域住民の代表としての負託に応えるため、議会並びに議員としての行動指針等を明らかにし、議会運営の最高規範となることから、議会自らの発議にて条例として定めるものであると認識をしております。これは議員と同じでございます。このことを踏まえまして私の考えを述べさせていただきます。

ご質問の町長が提案する重要な政策における7項目については、大多喜町議会基本条例を参考にしますと、1が政策の発生源、2、提案に至るまでの経緯、3、町民のニーズを反映

した施策、4、町民参加の実施の有無とその内容、5、総合計画や各実施計画との整合性、6、政策等の実施にかかわる財源措置、7、将来にわたるコスト面の検討となっております。

これらの項目につきましては、私の政策の遂行に当たりましては必ず説明の中で明示させていただいており、この視点のない政策はご提案しないものであります。そして、こうした政策説明の機会、議会にもご相談をさせていただき、全員協議会の開催を始め、機会を見て資料等の提出をさせていただいております。また、議員各位からのご質問等についても私自信がお答えさせていただくとともに、必要であれば関係職員の説明も随時行わせていただいていると考えています。

次に、2点目の、当初予算編成について、主要政策等の事務事業の説明会の開催の規定についてでございますが、当初予算の編成に当たりまして、町の総合的な計画である陸沢町まち・ひと・しごと総合戦略等を基本とし、住民の理解が得られるよう現場での意見も考慮し、慎重な作成に努めております。

予算は、住民の代表である町長が作成し、同じく住民の代表である議会が、適正かつ効率的に執行され、住民の意向が反映されているかを判断することにあります。これは、それぞれが独任性を確保しつつ、町政の課題解決に真剣に取り組むことであり、予算編成方針に基づき予算を議会に提案し、その中で公平性や透明性をもって決定されるものと解しております。

今後も、主要政策のみならず、説明責任をしっかりと果たせるよう努力して参りますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） ありがとうございました。

私のほうから再質問させていただきますけれども、特に地方公会計の中で、非常に時間と費用を要しているわけでございますけれども、がらっと変わる会計システムでありますので、この辺につきまして、やはりまず一番大事なのは職員の意識改革だというふうに私は思います。

したがって、研修等は時間をかけながら随時やっていくというようなお話でございますけれども、私は当面、ある意味、複式簿記といっても非常に難しい面があります。これはなれるまで大変だと思います。なれてしまえばもうしめたものなんです、やはりある一定の段階まで専門職員的な方、指導者ですね、こういう方を十分、任期つきでも結構ござい

ますから採用しながら、全職員にひとつ教示していただくというような形で義務づけしていけば、案外早くいくんじゃないかなというふうな感じがいたします。

それから、併せまして稟議書関係、決裁文書、こういった形、いわゆる起票の段階における会計課との連携ですね。今の単式簿記の関係ですと、色々な分野でもってやって、全ての会計が、会計課を通らないものの中には決算であるわけでございますので、今度は全てこれを一本のところに集約していきませんかというふうなデータが出ませんので、その辺につきましても十分検討して、全ての起票関係、それから稟議書関係は、合わせまして決裁文書に基づいて会計課を通した出金、こういった形の対応を、どういう機構がいいかわかりませんが、その辺も十分検討の余地があるのではないかとこのように思いますので、ご検討をひとつお願いしたいというふうに思います。

それから、一番大きな対応につきましては、いわゆる各種台帳であります。特に固定資産台帳につきましては、増減の入力なり、そういったことを評価しているというようなことでありますが、例えば土地なんていうのは価格の状況、それから償却資産についてはその償却、これについての評価、再評価、そういったもの見直しによってがらっと変わってきますので、そういうきめ細かな対応をどういう形に捉えていくか。

中学生議会の中で、町長は町道だけでも300キロと言っていましたね。福島の方面まで行けるようなそういう町道の長さですと。その町道の価値判断という、そういうチェックもこれは大変な作業になると思いますので、この辺の各台帳整備についてはきっちりとポイントを置いていかないと、この会計のあれになっていきませんので、その辺はひとつお願いをしたいというふうに思います。

いま一点、期末一括仕訳という形でお答えがございました。これは、やはり総務省モデルについて対応していることなのでこういう形だと思いますけれども、本来であれば発生主義の原則があるわけです。一つの取引、12月1日発生して12月31日に決裁が終わるとというような取引があるとすれば、この期間がいわゆる一つの期間なんです。したがって、その中で処理をしなければこの制度は成り立ちません。原則に外れるわけでございます。したがって、期末一括仕訳となりますと多少のずれが生じますから、どの位のずれが出るかわかりませんが、その辺の捉え方も十分理解した上で、日々仕訳方式に一刻も早く移行していくように要望するところでございます。

それから、会計関係につきましては、エナジー、社協等、それから学校給食も全部計上するということですので、それは問題ないわけでございますが、特に学校給食会計等に

つきましては、今まで先生方はどういうふうな形で管理していたかどうかわかりませんが、色々と今、格差問題等、表に出しますと、今度は未収計上だとか色々なものが出て参ります。したがって、その辺についての十分ソフト面の対応ですか、非常にこういう会計等につきましては冷たい面が出て来ますので、数字的にも色々対応する中でも、複式簿記の発生主義の中では。したがって、その辺の捉え方といいますか、扱い方、これについては十分注意しながらお願いをしたいなというふうに思います。

それからいま一点、2番目の基本条例のことですが、これは議員発議でもって十分協議されたものが当然のことでございますが、その中で、全協の中で説明した、また基本的には随時説明を行うと、また予算についても議会の中で説明ということですが、いずれにしても事前説明というのが非常に、全部ではございません、いわゆる重要施策、重要事務事項、そういう大きな問題等については、やはりきめ細かな事前説明を繰り返しながら、ある面、煮詰まった段階で本会議でとにかくやっていくという流れにしませんと、一気に本会議でもって重要施策がぼんと出てどうだという形で、これで果たして議論が深まるかどうか、非常に懸念されているところでございます。

したがって、こういう質問をしたわけでございますけれども、特に予算の中でも、1年間の中でも主要施策というのはあるはずですが。主要施策のみだけでもやはり事前説明等があったほうがいいというふうに思いますし、今回の一般質問の中でも各議員さんから出ておりました新たな問題等もございます。当然こういったものがあったほうがいいというふうに私は思いますけれども、その辺につきまして再度ご再考していただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、今閣議員の再度の質問にお答えをして参りたいと思います。

まず、地方公会計制度でございますが、実は代表監査委員からもご指摘をいただいております、今まで議員ご指摘のとおり委託によって色々やってきておると。最終的には現状では期末一括仕訳ということでやっておりますが、そうしますと、いつまでたっても毎年同じような委託料がかかってくると、それでいいのかなど。議員がおっしゃるように、本来の現金主義といいますか、それをとる場合にはちょっとかけ離れている。どちらかという、もともとの行政の予算執行のやり方にのっとったといいますか、それに近いようなやりやすい形でということですが、先程申し上げましたように、将来的には日々仕訳への切り替えを行うべきだと。その中で、代表監査委員からも同じようなご指摘をいただきましたが、

外部に委託するのであれば、専門の指導者を招いて、直接伝票入力するときにそれを全員が出来るように、そちらのほうが効果的ではないのか、またそれが本来の公会計のある方向ではないのかというご指摘もいただいております。ということで、そういう方向に向けて進んで行こうというふうに、今内部で話をしていたところでございます。全く同様なご指摘でございますので、早急に取り組んで参りたいなというふうに考えております。

なお、会計課への出金関係の伝票でございますが、現在も全部会計課に回っているということで今確認をいたしましたので、それについては現状のままで大丈夫なのかなというふうに考えておるところでございます。

それから議会基本条例、議員は議会基本条例にかけて私のあり方を正してくれたのかなという感じがいたしました。先程もありましたように、真摯に受けとめまして、またこれからも懇切丁寧にやっていきたいなというふうに考えております。ということで、今回、多少そこら辺が損なわれたのかなということで、自身反省をしているところでございますが、また引き続き新しい問題等につきましては、その都度、全員協議会の開催等を議長にお願いしながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） 先程申し上げました、これは将来の関係でございますから、細かいあれはまたその時点にしたいと思っておりますが、先程のソフト面の関係につきましてちょっとお伺いしたいなと思っております。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 命によりお答えいたします。

先程の学校給食の関係ですけれども、平成30年度に向けて一般会計のほうに計上することを今検討しているところでございます。現在、給食費の集金あるいは支払いについては、栄養士または学校事務職員を中心に取り扱っております。その中で滞納の部分、そういうような取り扱いにつきまして、その対象者へのかかわりも含めまして、新しく一般会計のほうに入れたときには、そこをまた留意しながら対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（市原重光君） これで、今関澄男議員の一般質問を終わります。

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 次に、5番、田邊明佳議員の一般質問を行います。

5番、田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） それでは、まず初めに、通告の三つ目防災について、10月と書きましたが、9月28日ですので、この場をおかりして訂正をお願いいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず一つ目、睦沢町総合運動公園について。

睦沢町総合運動公園の設置及び管理に関する条例第2条で、「町は、町民の憩いの場並びに心身の健全な発達及び生涯スポーツの普及を図るため、総合運動公園を設置し、次の施設を置く。」としています。1、睦沢町総合体育館、2、睦沢町多目的広場、3、睦沢町テニスコート、4、睦沢町野球場。

町民の話題に上り、物議を醸しているのは主に多目的広場と体育館ですが、体育館は、内部の改装により試合等で使うときに、待機場所、食事をとるスペースがなくなり、大変不便になったという話を聞きます。広場では、高齢者が思うように使用出来なくなったとの話も聞き、また、子供連れのお母様方が入りづらくなったとの話も聞いております。また、他の議員も質問しておりますが、町民が楽しみにしているイベントや他の事業などへの使用制限も大変な問題となっております。

全体を通して町民から聞こえてくるのは、町民のための施設のはずなのに、なぜ我々が思うように使えないのか、民間でよくなると思ったら不便になった、町は、議会は何をやっているのかというお言葉です。その点に関しては私も深く反省するところではあります。

さて、多目的広場の多目的の言葉の意味は、同時に種々の目的を持っているさまであり、広場とは公共の空き地、市民の集会や散策、祝祭のためのスペース、多くの人が集まれる公共の広い場所を指しています。皆で共有し、様々に使われるべき空間と私は認識しておりますが、いつの間にか広報むつぎわの町長のコラムでは、「運動公園はスポーツの聖地となり、天然芝の保護が重要な課題となっております」。これに関しても町民の方から、我々より芝のほうが大事なのかというお怒りの言葉をお聞きしております。

設置及び管理に関する条例には、「憩いの場並びに心身の健全な発達及び生涯スポーツの普及を図る」とありますが、どこにもスポーツツーリズムの発展を図るとは書いておりません。その点からも、総合運動公園の条例の設置の趣旨とずれているのではないのでしょうか。町民のための施設であり、町民が気軽に使えるべきものであると私は思っております。運動公園は何のためにあり、誰のための施設なのか、町の見解をお聞かせください。

また、運動公園の指定管理者を指定する際の事業体の提案では、大変夢にあふれた、町民

や町に大きく貢献するようなお話でしたが、これまでの運営を見ておりますと、ふれあいスポーツクラブが運営していたころと比べ、さして大きく町民に寄与したという印象もありません。現在の運動公園がどう町の活性化に寄与し、健幸なまちづくりを推進したのかお聞かせください。

また、他の議員さんたちも質問しておりましたが、くどくなる部分でもありますが、農林商工まつりのような多くの町民が参加するイベントで会場の使用が出来なかった理由を、ここで改めて詳しく伺いたいと思います。

二つ目、農林商工まつり中止決定の後、防災無線で農林商工まつりへ参加を予定していた団体の催しを放送しておりましたが、その経緯をお聞かせください。

三つ目、9月28日の大雨で各避難所を回らせていただきました。その様子を何枚か写真にも撮りましたが、睦沢町中学校体育館で雨漏りをしてバケツを3箇所ほど設置しておりました。雨漏りをする避難所も聞いたことがありませんし、避難して来る方々に対し不安をあおるような避難所では、その機能を果たさないのではないかと思います。町はこのことを把握した上で睦沢中学校に避難所を開設したのでしょうか。

また、11月に妙楽寺地先で起きた火災に状況を把握するために行きましたが、町の多くの職員が出動し、大変な働きを見せておりました。日ごろ職員の皆さんには、職務の中、有事の際の働きには頭が下がる思いでございます。ですが、現場に町の消防車が見当たらず、役場倉庫にあったようですが、車両の不具合でもあったのでしょうか。どういう状況だったのかお聞かせください。

以上、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の睦沢町総合運動公園についての1点目、条例において、町は町民の憩いの場並びに心身の健全な発達及び生涯スポーツの普及を図るため総合運動公園を設置するとあるが、昨今の状況を見るとその趣旨がずれているように感じるが、町の考えを改めて伺いたい。また、2点目の、農林商工まつりのような多くの町民が参加するイベント会場の使用が出来なくなっているが、その理由はというご質問でございますが、他の議員の質問とかぶることとなりますが、いま一度ご説明させていただきたいと思います。

今までは、町民の憩いの場といたしまして、農林商工まつりなどの町民が利用するイベントの利用についてもその利用を承認していたものでございます。しかしながら、スポーツ以

外のイベントなどの利用におきましては、車両の乗り入れや火気類の使用等によりまして、天然芝の損傷がその後のスポーツの利用に大きな支障があるということで、スポーツの普及を推進するということを鑑みまして、午前中もお話ししましたが、条例第8条の規定に基づき、施設等を損傷するおそれがあると認められるときや、管理運営上の支障があると認められるときには、利用を制限することが出来るという規定を適用いたしまして、農林商工まつりや観光まつりを他の公共施設に移し、実施してもらうこととした次第でございます。

しかしながら、議員多くのご指摘のとおり、また住民からの多くのご意見のとおり、イベントなどは、住民の町発展に対する思いや住民同士のコミュニティーの醸成にも大きな役割を担っているものでございます。また、多くの住民からもなぜ使えないのかという声も多く寄せられました。

先程も申し上げましたけれども、住民の皆様のご意見を尊重させていただくということで、私自身も考えを改めまして、住民の憩いの場、そして住民の活動、活躍の場は、雨などの影響を受けづらく、かつ利用しやすい場所であるべきと考えまして、新たな場所の提供をさせていただきたく、多少の雨でも開催が出来る場というようなことで、人工芝による多目的広場の拡張をしたいと考えております。それまでは、先程も申し上げましたように、現在の天然芝の多目的広場を両立させて、スポーツでの利用と両立が出来るような形で活用をしていただきたいと考えております。ご理解を賜るものでございます。

次に、2番目の農林商工まつりについての、農林商工まつり中止の決定後、防災無線で参加を予定していた団体の催しを放送したが、その経緯はについてお答えをいたします。

農林商工まつり中止の決定をした後、出演を予定しておりましたよさこい踊りの団体から、農林商工まつりのため、特に今回は表彰も受けるというようなことから猛練習をしてきたことや、また、他町村の団体にも声をかけまして、本町に来ていただいているというようなことから、体育館をお借りして演舞を披露し、町民の方々あるいは遠路から睦沢町に来てくれた方々を元気づけたいという強い申し出がございました。

これにつきましては、農林商工まつりの一環として、町の活性化ということで町からお願いをしてやっているというような、そうした一環性のもとにということを考えてしまして、その旨パークむつざわにお話をしたところ、ご厚意により体育館を借用することが出来たということもあり、状況をしん酌いたしまして、防災無線による周知を行ったものでございます。

特に公共施設等につきましては、公民館や他の施設は張り紙をして、こういう形で、よさこいについては総合運動公園のほうで午前中その披露をいたしますというようなこともした

ということで伺っておりますが、いずれにいたしましても状況をしん酌いたしまして、防災無線による周知を行ったものでございますので、特段のご理解を賜りたいと思います。

それから3点目、9月28日の大雨で避難所となった睦沢中学校体育館が雨漏りをしていましたが、町は把握をしていたのかということでございますが、それまでは中学校から雨漏りがあるという情報はなく、また、実際に雨漏りもしていなかったようでございます。9月28日の豪雨によって避難所を開設したことで、そのときに、避難所を開設するというような特殊な気象状況、風、雨等の関係があったと思います。そこで初めて雨漏りがあったのではないのかなということで、報告もなかったことから推測をするところでございますが、雨漏りがあることを把握したところでございます。

その後、10月21日から22日の台風21号、翌週29日の台風22号による大雨でも雨漏りの情報はありませんでしたので、今のところはまだ原因もわからなく、様子を見ることとしております。今後、雨漏りによって管理上支障を来すこととなれば、調査または修繕も実施したいと思っておりますので、ご理解を賜りたいとお願い申し上げます。

次に、11月17日に発生しました妙楽寺地先での住宅火災に町消防車がなかったようだがということでございますが、町自衛消防隊の使用している消防車ということで、この消防車については、今年4月に1分団1部、大上が使用していた消防自動車（ポンプ車）が代替えとなりまして、所有者であります広域から払い下げを受けまして町が所有しております。

この消防自動車での出動は、職員で構成している自衛消防隊で、隊員もポンプの起動、水出し方法等の指導を受け、訓練も実施しておりましたが、今回、消防自動車が出動出来なかったことは事実でございますが、この原因は、月々点検を行っておるわけですが、その行った後に、実は余り使わないのでバッテリーが上がってしまうので、メインスイッチを切るといふ、メインスイッチという通常の車とは違ったものがございます。このメインスイッチの点検をしたにもかかわらず、点検をした結果、このメインスイッチの切り忘れによりましてバッテリーが上がってしまったことが原因のようございました。大変申し訳ございませんでした。

しかしながらも、先程議員もご指摘があったように、隊員も小型ポンプ、土のうを搬送しまして、消火作業の体制を整え、県道沿いの住宅火災であったことから、迂回路等は杉山交差点から妙楽寺中村集会所付近までを通行どめとしたことで広範囲となり、警察職員と協力して、二級町道杉山寺台線では、幅員の狭い箇所には隊員を配置し誘導を実施したことに、5支団からも感謝されたところでございます。

自衛消防隊には、各隊員が日ごろ整備や点検、また確実な操作が出来るよう、改めて指示をしたところでございます。よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げて、おわびとさせていただきます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） そもそも話からなんですよね、これは。再考するとおっしゃっておりますし、町民本位とも町長はおっしゃっておりますけれども、果たしてどこまで町民本位になるのかが私は不安でございます。

なぜ不安かという、現在の運営さんですが、大変評判が悪いと。私の父も指定管理者で長年やっておりましたが、商売ではありましたが、公共の施設であるということを第一に、それを踏まえての運営でしたので、大してもうけもせず大変な苦勞はしておりましたが、そういった視点が欠けているのではないかと私は思っております。まずは町民、住民福祉を優先すべきだと思っております。総合運動公園はもともと町民のための施設であり、優先されるべきは指定管理者や町の思惑等や都合ではないと思います。

現在の指定管理者の状況を見ても、町民の健康寿命の前進が図られているとは思えませんし、交流人口増加、新しい言葉で関係人口増加とおっしゃっていましたが、そういった視点が強く出過ぎているんじゃないかと私は思います。町に興味を持ってもらって住んでくれる人を増やしたいと思うのは結構ですが、まずは今いる町民を大事にすることが大事だと思っております。

他の答弁で、今でもおっしゃってございましたけれども、新たな土地、そういったこともおっしゃってございましたけれども、今やるべきことは、初期のころ、以前町長が再三申しておりましたように、睦沢町はたくさん資源があると、施設もあると、そういったものを有効活用していきたいと、それならば、そういった視点でどうしていくかを考えるべきじゃないんでしょうか。

天然芝が駄目になったら整備し直せばいいじゃないですかと私は思うんですけれども。今まで使えていたものが芝のために使えなくなって、また、町の財政が厳しい中で他の施設を新たに造るというのは、町民の皆様も納得しがたいものであると私は思っております。今ある施設が使えないなら新しくというのは、予算が潤沢にあった時代であるならそれでいいと思いますけれども、もう公共施設もコンパクトにしていくという時代の中で、新たな施設を造るという、公共施設を増やしていくことがいいことだとは私は思いません。それは後年の負担にしかありません。まずは指定管理者と話し合っ、町民のために恒久的にイベントな

ど使えるようにしていく努力をすべきじゃないでしょうか。併せて町民の利用を増やすべく努力をすべきだと私は思います。

2点目ですが、農林商工まつりの特定の団体の放送でしたが、大変頑張ってくださいている団体に報いたいとの思いだろうとは思いますが、それを言うなら、あの日出店していた他の団体が多くあります。多くの皆様方が本当に迷惑を被りました。あれ位なら出来ただろうと、本当にお怒りの言葉がいっぱいございます。そういった中で特定の団体のみ便宜を図るとするのは、公平性に欠けるのではないのでしょうかということを私は申し上げたいんです。他の団体にも声をかけ、代替え案等を出すなどすべきだったんじゃないかと私は思っております。ロードレースで多少声をかけたそうですが、それは全部じゃないですよ。特定の団体に便宜を図るといふなら、その他にも公平にやらなきゃいけないというのが公共団体じゃないでしょうか。それはちょっと違うと思うんですよ。

避難所の件についてですが、報告が上がっていなかったということで、それは何と申し上げたらいいのか、ちょっと私も何とも言いようがありませんけれども、雨漏りがわかった時点で柔軟に他の避難所にするとか、そういう視点を持ってもよかったんじゃないでしょうか。四角四面にこうだからこうするというのは、何かあったとき、有事の際に柔軟に動くことも出来ないんじゃないかと私は思います。

あと消防車です。死人が出なかったからまだ笑い話で、さっき皆さん笑っていましたが、済まされましたけれども、月一回の点検はしていたと、そこを聞こうと思ったんですけども、していたんでしょうけれどもスイッチの切り忘れということで、何かあったときに動かないというのは、後で取り返しのつかないことにもなると私は思っております。そういったことも厳しく厳重に担当者等に注意していただきたく思います。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） みません、ちょっと順番が逆になりますが、後のほうからお答えをさせていただきます。

自衛消防隊の消防車につきましては、本当に申し訳なかったというふうに思います。月一遍、一生懸命点検をしていたのにもかかわらずメインスイッチを、点検するには当然動かしますから、メインスイッチを入れて作動を確認するというのをちゃんとしていたんですが、最後の最後にメインスイッチを切り忘れたということで、結果を調べたらそういうことでございました。これについては十分強く指導して参りたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それから、農林商工まつりの関係でございますが、議員おっしゃられるように、実を申しますと、予定をしている予算の7割から8割は使わざるを得ないという結果でございます。これにつきましては、今後どういう場所でやるかということも十分検討しまして、また皆さんにお諮りをしながら、方向性を出していければなというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、総合運動公園の関係でございますが、町民第一ということで、実は私、最近、自問自答しております。それは何かというと、小さい町がある程度将来に夢を持って行うにはこれからどうしていったらいいのか。従来の方法でいいのか。やはりこれからは民間の活用が必要だろうということで、これを大いに進めてきたところでございます。そこら辺については、皆さんもご理解をいただいた中で進めてきたところでございますが、そういった中で、やってみたけれどもバラ色の話ばかりではないなということが、今、議員ご指摘のとおりあるのかなというふうに最近感じております。しかしながら、民間をうまく活用することが出来なければ、それ以上のスキルアップは出来ないだろうというふうに私は考えております。

ということで、原点に立ち返って、議員ご指摘のように、他の議員からもご指摘があったように、住民福祉向上これが第一でございます。出来れば両立をしながら、民間と力を合わせて、より以上のスキルアップが出来ればというふうに考えますので、ご指導いただければと思います。

よろしくお願い申し上げます。以上で私の回答とさせていただきます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 今、町長も住民福祉の向上におっしゃっていましたが、スポーツの聖地にしていく、スポーツツーリズムを進めていくという、それはある面、別にやってもいいですよ。やるのは構いません。ただ、今現在、町民の皆様方にご不便をかけている、そのことはどうするんだと。町の政というのは、町のやりたいことだけをやるべきものではないと思います。何がどう町民のためになっていくか、そういったことを考えながらやっていくものだと思いますけれども、今の現状を見るととてもそういうふうには思えません。

また、総合運動公園の設置及び管理に関する条例のことを私は尋ねましたが、本当にこのずれをどうするのかと。条例を変えていくんでしょうか。それともこのままずれたままいくんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 総合運動公園の件に関しましては、田邊議員だけではなくて、今日一般質問をいただいた大半の議員からご指摘をいただいたところでございます。そのとおりだと私も思っておりますので、これについては、何が問題だったかということは、運用に非常に問題があったというふうに考えます。運用に問題があったということは私に問題があったという反省をして、再考するというお答えをさせていただきました。

ということで、今後も、皆さんが考えて、これは住民福祉にたがっているよというようなことがあれば、ご指摘をいただきながら、その都度修正をしながら前に進んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これで、5番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

通告されました一般質問は全て終わりました。

以上で一般質問を終わります。

ここで3時30分まで休憩といたします。

（午後 3時14分）

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第5、承認第1号 平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第1号 平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

補正額は1,034万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ36億9,977万6,000

円といたしました。

歳出について申し上げます。

平成29年10月22日から23日の台風21号と、10月29日の台風22号により多数の被害が発生しました。このため、10款1項公共土木施設災害復旧費は、台風21号による被災箇所18箇所でございますけれども、台風22号による被災箇所11箇所に係る道路災害復旧費を計上いたしました。

また、8款1項消防費は、台風21号及び22号に係る管理職の特別勤務手当、一般職の時間外手当を計上いたしました。

なお、10款2項農林水産施設災害復旧費は、9月28日の豪雨により、大猿田堰、大上地先の堤体崩壊に係る国の災害査定に必要な査定設計書を作成するための測量委託料を計上いたしました。

歳入については、一般財源として普通交付税を充当いたしました。

以上の内容につきまして、道路の通行等、住民の安全で安心な生活に支障を来し、早急な対応が必要であり、議会を招集するいとまがなかったことから、補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認を求めます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） この災害箇所を見せていただきました。大体道路関係になっております。以前は、民地の、つまり山を後ろに背負っているような家の崖崩れとか、そういうところにも一定の助成制度があって、その活用などもあったわけですが、今回そういうものがなさそうなので。それとか、地域の共有的に使われているようなところなども、そういうことが実際に起こっておりますが、町としてそういうところには全く手をつけることは出来ないのでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきたいと思っております。

今回の災害の中で、民地の裏山の崩壊とかがないということで、以前はその助成制度があ

ったということですが、最近、そういう事業について制度が厳しくなってきました、今、実際に治山事業と今まで言っていましたけれども、行っているものが国の国庫補助事業、これを活用しておりましたけれども、この場合には、復旧治山だとか予防治山だとか色々メニューはあるんですけれども、採択基準が、人家が10戸以上のところ、そして、主要の公共施設の保護が必要だということで、かなり基準が高くなっております。このことから、今まで、15年から20年位前までは、裏山の治山事業ということでやっていたんですけれども、今は採択基準が厳しくなって助成がとれないということもあります。

それと、県単事業があるんですけれども、こちらについては、人家が2戸以上、そして公共施設の保護というふうに、ちょっと採択基準が低いわけですが、先程も申しましたように、10戸以上のところが国庫補助、それなので、10戸ない、例えば9戸とか8戸とか、そういうところを県で拾っている。それと、県の予算も非常に少ないということで、そちらに予算が回っているということで、一つ、二つの人家のところにはその費用が回ってこないということでございます。

そして、共有地についても同様でございます。基本的には土地の所有者が直すということになっておりますので、現在の段階では補助事業がないというところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） それからも一つです。私、両方ともこの状況を町のほうに聞きまして、ずっと町のほうも見てみました。特徴的なのは、雨の量が全く以前と違うという感じがいたしまして、しかも大多喜側のほうが非常に危険になっていると。逆に寺崎の一宮側のほうは、河川の色々な工事があつたのか知りませんが、前ほど危険度が多くないということですが、全体としては多くなったということで、例えば上市場の商店街のあのあたりは、もうちょっとすると床上になるぐらいの水が一気に出て、一気に沈んでしまうわけですね。それから、飛び地のようなところも、2路線ぐらいは水でどうしようもない。つまり、これ以上降るようなことがあつたら災害につながるという危険箇所が、その辺は把握されているのか。

また、今回そういう工事にならなくても、計画としてどうするかという一定のものがあるのかどうなのかと。つまり、起きてしまつて多額の費用を使うよりも、事前に一定の考えを持っていたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 一宮川あるいは瑞沢川の関係、議員からもご指摘がございましたが、大分河川改修が進んでおりますので、今回は特に問題なかったのかなというふうに考えております。

しかしながら、議員もご承知のとおり、一宮川については、下流にまだ真ん中に共有地があって、あれがそのままになっていると。当時、県の話では、買収が出来ないので、でもそのうち台風時に流れてしまうだろうというようなお話もあったように記憶しておりますが、実際は、流れが河川が倍になって緩やかになって、全くそういうことがないということで、今違うことを考えて、要は収用法の適用などを検討して、今やっているという話も伺っております。

しかしながら、河川が大分広くなったということで、この上流に当たります瑞沢川については、今のところ、全くないとは言いませんが、割とそんなに大きなことにはなっていない。しかしながら、瑞沢川にしろ埴生川にしろ、改修が全く進んでいないという問題が非常にあります。そういうことで、危機感は覚えておりますけれども、割とそういう点は楽になったのかなと。しかしながら、一方、茂原なんかも聞いてみますと、もう少しあの勢いで降っていたらわからないという言い方はされております。これは土木事務所の職員、所長等の見解でございましたけれども、あれで済んでよかったという話でございました。

やはり急激な雨が、従来と違うとんでもない量の雨が一気に降るとということで、やはりそういう懸念は拭い切れないのかなと。そういったことで、特に一宮川についてはまだまだ改修の途中でございますので、これからも進んでいくのかなと。

また一方では、低いところにある、特に久保地区の湛水防除の施設でございますが、従前から議会の皆さんにもご心配をおかけしておりますが、本来の耐用年数を過ぎているものを保守点検しながら延命措置をしているということで、今、懸命に新しい補助事業を探しているところでございますが、これらについても、早くいい事業を見つけて対応していきたいなというふうに考えております。そのようなことで、決して楽観出来る状況ではないのかなと。

特に、今ご指摘のあった瑞沢地区については、一気に雨が降ってくるというようなことから、想定もしていなかった、いきなり道路に土砂が落ちてきてしまうということが非常に増えているのかなと。なかなか想定がしづらいのかなという懸念は持っているところでございます。

いずれにしましても、気づいたところがあれば早目の措置で軽く済ませたいなというふうには思っておりますが、そのようなところでございます。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 平成29年度陸沢町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第6、議案第1号 むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る債務負担行為管理基金条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る債務負担行為管理基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

この基金は、平成28年第1回議会定例会でご承認いただきましたむつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業の債務負担行為に基づく債務の償還に充てるため、本基金を設置するものです。

本基金を設置することにより、償還に必要な財源を安定的に確保し、持続可能な健全財政の運営を進めて参ります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 本条例の中で、債務負担行為という言葉が出て参りましたけれども、この言葉は私の勉強不足であります、この内容についてご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

債務負担行為ということでございますけれども、先程町長の提案理由にございましたスマートウェルネスタウン拠点形成事業、これは平成29年度から平成51年度まで、設計から建設、そして運営までの期間を債務負担を組んで支出するというもので組ませてもらったことのものでございます。

金額については、28億何がしだったというふうに記憶しています。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） ただいまの債務負担行為は既に議会で議決されているということでしょうか。この辺よく確認出来なくてわからなかったのですが。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 債務負担行為については、議決をされているということでございます。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） この債務負担行為についてなんですけれども、これは要するに債務を返済していくということだと思いますが、債務を返済していく際になぜ基金化しないといけないのかという理由についてお聞きします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 昨今、今、総務大臣がかかったからそういう話は出ていませんが、前総務大臣のお話というか、国の中の話で、国が借金で大変なのに地方は基金がいっぱいあると、要は貯金をいっぱい持っている、だったらもっと地方に負担してもらったらいけないかという指摘がございました。

今の野田総務大臣は、そうではないんだよという言い方をさせていただいておりますが、そういったことを踏まえて、通常の貯金とはみなされない返済を返すための、余剰金が出たと

かそういうときに積んでおいて、安定的に毎年返していくという財源にするという考えのもとに基金を設置したと。

ですから、毎年20年間にわたって返済しますので、余裕があるときに積んでおいてその返済に充てていくと。そうすることによって当初予算が円滑に組めるという配慮のもとに、こういう基金を新たに作って積めるときに積んでいくと。そうすることによって返済が楽に出来る、あるいは当初予算の編成が楽になるということをもくろんで、基金を作って運営していこうというところでございます。

ですから、金が残ったから全部使っちゃおうということじゃなくて、予算は組んだんだけども執行がもっと安く済んだよと、2割残ったということなら、その残った分をこの基金に積んで、将来にわたって返済していく分に充てようという考えのもとに作らせていただきました。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 先程の一般質問の中で、丸山議員からも、先般、中期的な財政計画が提示されておりまして、その中身を見ますと、財政調整基金についても、もうなし崩しに取り崩すという案が示されております。

当然、損益決算はマイナス計上と、こういう形の財務計画でございまして、その辺につきましては、十分詰めた財務計画であるというふうに確信しておりますけれども、いま一度、こういった基金を作るとなれば変わってくると思っておりますけれども、その積み立ての、一般会計の歳入歳出予算で定める額とするということでもありますけれども、そういう厳しい財政計画が予想され、これからの事業も非常にふくそうしている中で、このような基金に対する積み立て対応が十分可能かどうかというのが非常に先に立ちます。

したがって、これはいい形ではございますけれども、そういうもくろみに対して腹案があるのかどうか、その辺につきまして質問したいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員ご承知のとおり、今、例えばふるさと納税だとか、あるいは突然住民票を移してくれて、いっぱい税金を払ってくれるとか、色々な形が突然出てくることも多々あります。そういったときに、こういう基金を作っておくことにおいて、予測していなかった突然の歳入等もあることが、これから多々あるのではないかとこの予測もございまして、そういったことで、そういうときのためにこういう基金を設けておけば、将来の借金にわ

たってそれがここから出していくということになれば、今作っている財政計画がもっと楽になる、ということは数字がもっとよくなるというふうな一面も捉えてこういう基金を作っていったらどうか。そうすることによって、国が、もし大臣がかわって、睦沢町は財調がいっぱいあるから、ここは交付税を減らしてもいいんじゃないかということがないように、両にらみでやっていきたいなというところでございます。

○議長（市原重光君） 今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） そういうことになりますと、なかなか計画的な積み立て計画というのは非常に難しいというようなことで、そのときの損益内容によってこれが使えると、臨機応変の対応の基金であるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） お答えさせていただきます。

積み立ての額等で、これからずっと積めないのではないかとということでございます。額等につきましては、管理者が民間事業者に支払う対価、先程のお話は51年度まで約27億円ほど、それが年間ですと7,700万ほどあります。ですから、その部分の払う分というのは決まっているわけです。その中で、先程町長が説明したことも踏まえて別の基金でそれを担保しようということでございます。

ですから、ここ1、2年は何とかその位は出来るかもしれない。財政計画はその後が少し厳しい状況にあります。今、町長が申し上げましたとおりの側面もございまして、それを考えると、ある程度そのような積み立てが出来るという目算で今回出させていただきました。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） この計画を進めるに当たって、十分やっていけるという確信等が町にあったということで私も承認いたしました。そう考えるのであれば、別に基金を積み立てずにいてもやっていけるんじゃないかと私は思います。積み立てるお金があるのであれば、前にも他の議員さんがおっしゃったように、我慢していただいている街灯であるとかそういったものに使ったらどうかと私は思いますが。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程申し上げましたように、財調に積んでもいいわけですが、国の動

向が見えないところがあるというようなことからこういう手法もいいんじゃないかと。

逆に議員おっしゃるように、そんなに貯金するほど余裕があるんだったら、町民要望をもっと取り入れたらどうかと、ごもつともだと思いますが、選択と集中というようなことでさせていただいております。ということで、ただ単に使うばかりではなくて、将来に向けての負担がもうわかっておるわけですので、その分については適正に積み立てをします。

先程申し上げましたように、年間7,700万円ですから、それ以上毎年積む必要は、逆に言うとないわけですよ。後世に負担を残すんじゃないくて、先に貯金しちゃいますと使うものが少なくなってしまうので、そういうことをしようということじゃなくて、毎年の返済に、こちらに余ったときに入れていくということで、余分に貯金をしようということではございませんので、そういった意味で、国の動向等をにらみながら、もし国がまた前のような言い方になったときも対処出来るように、いずれにしろ返さなくちゃいけないものですので、その分をその年度内で先に用意しておくということも一つの手ではないのかなということで、このような提案をさせてもらっております。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 先程の今関議員の質問の中で、毎年積んでいくお金があるのかということなんですけれども、それについて、毎年、運営が始まってからになりますけれども、施設の使用料、これが事業者から約1,300万円強入ってきます。そして家賃収入も、今見ているところだと2,000万円強ということになりますので、約3,000万円から4,000万円弱ですか、その金額が毎年歳入として入ってくる見込みですので、これを充てていければというふうに思っております。残りの部分については一般会計からということになります。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 債務負担行為に基づく債務と限定しているのはなぜですか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） それ以外のものというのが、起債の関係の借り入れの部分と、それからその他、共済等が若干ございますけれども、全体のほとんどが民間事業者に払うPFIの事業分ではそこにありますので、そこに限定をしたということでございます。

○議長（市原重光君） 他に。

久我政史議員。

○4番（久我政史君） 考え方は私と全然、私の考えですと、20億円を、要するにかかるお金を1年間で割って、例えば1億円なら1億円ずつ返していけばなくなると、そういう計画が

あって、余分が出来たら、これは余分で使わないで、それで今度は何かをしたいときとか、その位の余裕、家庭ならばそういうふうに私は考えるんですね。出来るだけ、今、利息が安いから借金で、それはまたいいですよ。高くなるまでは、そういう利用の仕方もあるんだけれども、その位に考えて、何か今の話は余分が出たら積みますよと、じゃ、余分がなくてずっと赤字でいったら、ずっと積まないみたいな、そういうふうに聞こえちゃうんです。だから、その辺がもう少し余裕を持って、必ずプラスになるように、少なくとも幾ら積むぐらいの、そういうふうな基金ならば非常にわかるけれども、なかったら積まないみたいな、そこだけがちょっと納得出来ない。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 私が先程ちょっと説明が足りなかったんですが、まちづくり課長のほうからお話があったように、一方で毎年七千何百万円で返していくわけなんです、一方で歳入があるんですね。そういう歳入の部分をこの基金に積んでいく。なおかつ、他でもし余裕が出たら、予算は組んだんだけれども、執行がもう少し手前で済んだというようなことがあれば、またこの中に入れてやることによって、要は町の一般会計が楽になるという、そういう考え方のもとに、それと先程申し上げましたように、そういうものは普通、財政調整基金という通常の基金に積むんです。ところが、町が余りそういう基金が余計にあると、この町は楽なんだな、だったら交付税を切ろうと、減らそうという話が一時あったんです。

ですから、そういうことにまた舞い戻ったときにも対処出来るように、財政調整基金じゃなくて違うところに入れてその対応をしようと、そうすると財政調整基金がこんなに膨らまないんですね。ということをしていったらどうかという発想をもとにこれをしました。

決して、この基金がなくては毎年返していけないとか、そういうことじゃなくて、見せかけのといえますか、そういう形も含んでおるといところでございます。

○議長（市原重光君） よろしいですか。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 議案第1号とはちょっと外れるかもしれませんが、睦沢町には基金は積むところがたくさんありますけれども、そこら辺に支障のないようお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 若者定住の関係で、前に土地開発の基金を廃止させていただきました。

そういうことも今後十分考えながらやっていきたいと思いますので、議員のおっしゃるとおりだと思います。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 他にはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 むつぎわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る債務負担行為管理基金条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第2号 睦沢町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第2号 睦沢町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）第9条により公営住宅法が一部改正され、本条例で引用している公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則について条ずれが発生しましたので、本条例における引用箇所を整理するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 睦沢町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第8、議案第3号 睦沢町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第3号 睦沢町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）第2条により土地改良法の一部が改正され、本条例で引用している土地改良法の第113条の2が第113条の3へ繰り下げられたので、本条例における引用箇所を整理するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 条例の改正というよりも、計画から見ても土地改良事業という将来の方向性がないわけですし、廃止をするという考えもあるのではないかと思います。必要性からいうとどういう意味を持つのでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今すぐ土地改良を計画しているうんぬんということは、議員おっしゃるとおりないわけですが、将来にわたって、新たに営農を始めたところ、どうしても土地改良法を使ってやりたいとか、補助事業を使ってやりたいということもなきにしもあらずでございます。

ということで、ふだんから国の法律改正に合わせて条例を整備しておく、いつでも対応出来るようにしておきたいという趣旨のものでございます。

○議長（市原重光君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 睦沢町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第4号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

(内山書記朗読)

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第4号 財産の無償貸付について提案理由を申し上げます。

平成30年3月31日に閉校となる睦沢町立瑞沢小学校の校舎等の跡地施設の建物と土地及び建物以外の附属物、構築物、工作物などを有効に活用するために、町の発展及び地域の活性化を前提とした事業を展開する事業者の公募を行い、2事業者より申請がありました。

11月7日開催の「睦沢町立瑞沢小学校施設利活用事業」事業者選定委員会において、事業候補者の選定を行った結果、株式会社R. projectを事業候補者として選定したので、無償貸し付けすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、詳細については担当課長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命により、財産の無償貸付ということで、閉校となります瑞沢小学校の施設の利活用に係る事業者の選定結果についてのご説明をさせていただきます。

本件につきましては、8月17日開催の議会全員協議会において、事業者の募集についてのご協議を願ったところでございます。そして、事業提案募集要領を9月1日付で公告をさせていただきます。

その後、募集に関する現地説明会などを行い、10月23日締め切りまでに二つの事業者から応募があったものでございます。応募された事業者については、両事業者とも単独の応募となっております。

結果から申し上げますと、去る11月7日に開催された委員会において選定された者は、株式会社R. projectということでございます。

審査内容について申し上げたいと思います。審議資料の6ページ、審査講評をご覧いただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、8ページの事業者選定の体制等ということで、選定に当たっては委員会方式により実施をいたしたところでございます。

選定委員会は、委員長に東北芸術工科大学デザイン工学部、醍醐孝典准教授、副委員長としまして千葉大学大学院工学研究院、樋口孝之准教授、委員として中小企業診断士の市原実氏、同じく宮崎副町長、今井教育長の5名による構成でございます。

次に、2の審査結果でございますが、審査項目については、第1回選定委員会において協議されたものでございます。町が案を提示し、その案に委員の方々の意見を取り入れ、決定された評価基準となっております。

評価項目については六つ設けておりまして、提案のコンセプトについて、町の課題解決への貢献について、地域の活性化への貢献について、地域との協調について、事業実現性・継続性について、最後に総合評価としており、それぞれに配点し、合計で1,000点満点でございます。

そして、9ページの(2)を見ていただきますと、評価項目の下に幾つかの評価視点を設けさせていただき、ここには記載がございませんけれども、それぞれの評価視点に対して、評価の着目点を設定した上で審査を行ったものでございます。

また、9ページ上段の得点の基準についてなんですけれども、評価をAからEまで5段階といたしました。評価は委員の合議制で行い、Aは特に優れている、Cは優れている、Eは優れている点はない、そしてBはAとCの間、DはCとEの間ということで評価をいたしました。

本評価基準によりまして、11月7日に第2回選定委員会が開催され、株式会社R.projectが選定をされたというものです。

R.projectの評価点は、1,000点満点で675点、もう一方の応募者の評価点は502.5点となりました。675点という点数が低いように感じられますけれども、C評価が優れている提案ということですので、R.projectは全ての項目でC評価以上となっていることから、総合的には高い評価がされているものでございます。

ここで、選定された事業者の提案内容について申し上げます。

参考資料の12ページの提案の概要版をご覧くださいと思います。

株式会社R.projectにつきましては、各地の未活用不動産を生かし、地域とともに新しい人の流れを作ることを目指し、主に宿泊事業を行っており、現在、千葉県、山梨県、東京都で13の施設を運営している会社でございます。

左上に、コンセプトということで、「地元の人と外からきた人がつながる泊まれる小学校」となっております。これは、本施設を泊まれる小学校、実際には元小学校になるわけで

すが、そうすることで、外から来た人と地元の人がつながるコミュニティーの拠点とし、交流人口の増加を目指すとっております。

これは、Pecha Kucha Tableの中にもあります、瑞沢小学校を地域とつながる、人とつながる地域の玄関にしたいという地域の人たちの望みをかなえるために、宿泊施設をメインとした事業を展開するというものでございます。

そして、事業の概要ですが、本事業提案では、宿泊事業を軸に地域外の人を集客していきます。内容としては、スポーツ合宿、農泊などを予定しております。

この宿泊事業では、同施設において食堂の経営もすることになりますが、この食堂につきましては、地域の方も食事に来ることが出来るとしておりまして、また、食堂では、農家や道の駅とも連携をした中で、地域の食材を活用して、合宿での食事提供をすることで地産地消の宿を目指すとしております。そうしたことで道の駅（直売所）のPRにもつなげたいとしております。

また、教室を会議室、多目的室などに変更し、地域の人や地域外の人何かを始めたり、つながる場所を作るとしております。

その下に、それぞれのポイントが書かれております。

ポイント1では、泊まれる学校で非日常体験を演出とあり、教室を宿泊施設へリノベーションし、学校に泊まるという非日常体験を演出し、忘れられない思い出を作ることで、睦沢に新たな層の利用者を呼び込むものです。

具体的には、地域の方たちの要望がかなえられるような場所にしながら、宿泊施設、主に合宿施設ということでございますが、その合宿施設という特徴を生かし、外から人を呼び、交流人口を増やしていくこととなります。

交流人口が増えるということは、例えば、地元でサッカーをやっている子供たちが、合宿に来たチームの練習に参加出来たり、試合をしたり、新たな刺激を得ることも出来るとしており、また施設の運営ということで、当然そこで働く人が必要になるわけですが、地元で働きたいと思ってもなかなか働く場所がないという人にも、この施設を働くことが出来る場所として提供するとしております。

なお、宿泊の定員は約200人を想定しているということです。

また、宿泊事業については、県内あるいは他県でも同様の施設運営、実績を有しておりまして、顧客層も年々増えているということ、首都圏からのアクセスのよさがあるということで、その実績や経験により、宿泊者数については年間で1万5,000泊を想定しているという

こととございます。

その他のユーザー層として企業研修も想定しており、ゴールデンウィークやお盆などのトップシーズンには、家族連れ的一般客も想定していると言っております。

ポイント2では、地域の人が集う食堂ということで、合宿のお客様への食事提供だけでなく、地域の人が集うことの出来る給食レストランとしても利用を可能にするとしております。

ポイント3では、事業概要にもありましたけれども、道の駅との連携により、地域食材のPR及び食品ロスの軽減を行います。食品ロスの軽減とは言葉が余りよくないですが、例えば、道の駅で売れ残った食材も有効に活用していきたいということとございます。

そして、ポイント4では、教室を会議室、多目的室に変更し、物事が始まる場所にとすることで、会議室のほか、ダンスや音楽が出来る多目的室に変更。これは、校舎の空間イメージとしては、1階はコミュニティー食堂とし、地域の居場所を作るとともに来訪者を迎える窓口とします。2階は、宿泊施設やシャワー、スタジオ、セミナールームなど、合宿に必要な要素も入れ、宿泊者が快適に過ごせる空間とし、また、特別教室棟は多目的室とし、地域の人々の会合や、地域の人たちの得意とする技術などを教えることの出来るMTGルーム（貸し教室）などに活用出来るようにするとしており、新たなことを始める場を作ると言っております。

最後のポイント5では、合宿プログラムに農業体験などを組み込むということで、合宿に来たお客様が地元の農家さんと交流することで、地域の歴史の伝承にもつなげるとしており、これを行うことにより町のファンづくりをするとしております。

農業体験については、農地でのスポット的な植え付けや収穫体験をするパターンとか、農地を通年借り上げて管理を地元の農家さんをお願いして、ある程度自由に体験していただくパターンなどを想定しております。

なお、農業体験のみを目的とした農泊、これについては年間500から1,000泊程度かもしれませんが、スポーツ合宿等別の目的がある中で、一つのコンテンツとして、農業体験をスポーツ合宿と組み合わせ実施する合宿、これが年間3,000泊程度を見込んでいるということとございました。

右側になりますけれども、近隣施設との連携ということで、パークむつざわや道の駅、町内の農地など、町の資源を活用し連携をとりながら、スポーツツーリズムを軸に事業を推進するとしております。

また、地域、各施設を結ぶマイクロバスなどを活用した、地域の人々の足となるような取り

組みも検討したいとっております。

そして、中段には、「私たちができる！地元の人“はじめる”を応援する取り組み」ということで、事業者が応援出来るような例が記載されております。そこに例が載っておりますけれども、これからカフェを開業したいという方に、日替わりオーナー制の食堂をレンタルしたり、民泊などにチャレンジしたい方を応援するなど、地元の人々のチャレンジをサポートすることが出来るとしております。

また、Pecha Kucha Tableの地元の人たちの提案についても、説明会や定期的な話し合いの場を設けていった中で、実際に地域にどのようなニーズがあるのか、どのような温度感があるのかを把握した上で、我々であればこのようなことが出来ますといったスタンスで協力して参りたいとっております。

そして、下段になりますけれども、本施設の役割としては、人と人がつながる拠点ということで、その目指す姿として、合宿というのは、お客さんが一度来て気に入ってくると、何度もリピートしてくれます。事業者は、町に住む人々と合宿所を作っていくことで、瑞沢小学校を地域の発信拠点とし、町や施設のファンを作るきっかけになるような宿の運営を行っていくことを心がけるものとしており、そして、宿の運営や食堂での出会いを通じて「ただいま」「おかえり」と言えるような関係を築き、人々がつながることによる地域活性化を目指すものでございます。

また、右側の期待される効果としては、町内の雇用創出につながるということで、合宿所の運営において4名から6名のスタッフを採用するとし、また、働く場所の確保に加え、地元の人とともに、地元の人が働きたくなる環境づくりをしております。

なお、6名程度の正社員、5名程度のアルバイトを常時配置するというところでございます。町内で4名から6名のスタッフを採用したいとっておりますけれども、3月、7月、8月、9月、その他祝日などの繁忙期にはアルバイトを増員する予定だということです。業務内容については、飲食、清掃、フロント業務などとなっております。

また、合宿に来た場所というのは子供たちにとって忘れられない場所になるということで、滞在中には、地元の農家と組んだ農業体験をしてもらったり、睦沢の地産地消の食事を食べてもらうことで、より町との接点を増やし、町のファンになってもらえるような仕掛けを作り、睦沢ファンを増やすとっております。

また、若者層を中心とした合宿による集客を行い、地域に賑わいを作るだけでなく、睦沢町の認知度の向上を図るとしております。

なお、募集要領では、貸付期間について5年以上15年以内としておりましたが、まずは15年間の希望したいということで、その後についても出来るだけ長期の利用を考えているということで、15年以降も出来れば継続契約を希望したいということでございました。

次に、資料の10ページに戻っていただきまして、審査結果の総評を見ていただきたいと思っております。

本提案の審査に係る委員会としての総評になりますけれども、恐れ入りますけれども、ただいま説明させていただいた内容とかぶりますので割愛をさせていただき、後段の部分、11ページを見ていただきたいと思っております。

事業候補者に選定された株式会社R.projectは、長期にわたる事業期間においても、そのノウハウや創意工夫を最大限に生かした様々な提案を確実に実行・実現し、地域活性化の取り組みを推進していただきたい。また、町も本事業の目的を達成するための適切な支援を講じていただきたいという総評になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

麻生安夫議員。

○6番（麻生安夫君） 3点ばかり伺わせていただきますが、R.projectさんは、今、パークむつぎわの構成員、管理者の構成員ですよね。今回なぜ単独で応募されたのか、わかれば教えてください。

それと、貴重な睦沢町の財産をなぜ無償で貸し付けなければならないのかをお聞きしたいと思っております。

それから、この施設をこの会社が運営するについては、宿泊施設とか浴室とか食堂、会議室とか、諸々改修が必要だと思うんですけども、大変な費用がかかると思いますが、その費用はどうなるのか。

この3点をお伺いしたいと思っております。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 私のほうからは概略的なこととお話しして、詳細にわたっては担当課長からご説明したいと思っておりますが、今回は、合宿事業については、パークむつぎわは3事業体の合同なんですけど、その中のR.projectにつきましては、合宿事業に非常にすぐれてい

る会社というふうに向っております。そこが合宿については単独でということで、今回全体ではなくて、特化している会社が単独で出して来たというふうに向っております。

また、賃貸が無料ということでございますが、8月の全員協議会するときにも確かお話ししたかと思いますが、今、全国で確か年間で400から500の廃校の学校が出てくると、そういった中で、なかなか欲をかいても使ってくれるところがないと。お隣の町村を見ても、四つ空いたけれどもまだ一つしか決まっていないという状況でございます。

そのようなことから、欲をかかないで、しかしながら管理費がかからないということに着目をして、当然、議員ご指摘の改修費、これが多大にかかる想定されますが、これは全て事業者の負担において行くと、町は全く無償だということでございます。

そのようなことから、委員会の委員長あるいは委員の皆さんから、この短期間でよく2社が応募していただいたなど。先程担当課長からも話がありましたけれども、500点以上であれば2社とも合格だと、しかしながら特に優秀なほうを選びましょうというお話でございました。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） まず、9月1日から公募を始めたということですが、これだけ大切な財産を公募するに当たって、住民にも周知をするべく広報に載せるべきではなかったのかなと思いますが、そこら辺の載っていなかった意味合いを教えてくださいのが一つ。

それから、先程の説明の中で、Pecha Kucha Tableということで、ワークショップを開催して瑞沢小学校の跡地利用を、地域の方々が多分回数を重ねて話し合ったと思いますが、この評価の中に、地域との協調についてというところではありますが、今、ワークショップの中でどういう施設を運営してくれる人が残ってくれたらいいのかなとか、R.projectさんの受け入れにそぐうような意見がどんな感じで出たのか、わかる範囲で教えてくださいの思います。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） まず、9月1日公募を開始したということで、住民への周知、なぜ広報に載せなかったかということですが、これについてはタイミングが合わなかったところがまず1点でございます。

それと、他の周知の方法としては、前に今関議員のほうからもご指摘をいただいたと思うんですけども、新聞に載せたりとか、業界新聞というのはどういうものかということがありましたけれども、そういう新聞に載せたりしております。また、ホームページでも載せているということで、色々なところから問い合わせがあったのが実際でございます。最終的に2社の応募だということですけども、問い合わせについては5社以上あったということでございます。

そして、Pecha Kucha Tableの中で、瑞沢小の利用について議論がされているが、その評価としてどういうことが評価されたのかということでもいいですかね。

○13番（田中憲一君） 評価されたかではなくて、Pecha Kucha Tableで色々話し合われた内容がありますが、それが、採点ではなくて、吸い上げられるような内容は出たのかということですか。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 失礼しました。

吸い上げられるような内容ということなんですけれども、個々のものについて、どれを採用するかということは具体的には出ておりません。それは先程説明もさせていただきましたけれども、実際に地元の人と話して、本当に地元の人がどこまで一緒にやっていくのか、そのニーズを、説明会とか意見交換会を開いて、もし決まったら開いて、ニーズを吸い上げて、そのニーズに応えられるよう努力していきたいということを言っております。

あくまでも、全く拒否するというのではなくて、出来ることはやっていきたい、今までも他の地域でもそういうことをやってきたということで、地元のためになりたいということを書いてきたということですか。

○議長（市原重光君） 宮崎副町長。

○副町長（宮崎登身雄君） ただいまの関係でちょっと補足させていただきますけれども、私、その辺につきましても実は質問をさせていただきました。

要するに、具体的に地域住民との連携をどのように図っていくんだというような質問をしたんですけども、そうしましたところ、まだ具体的な内容ではございませんでしたけれども、地域に協議会的なものを立ち上げさせてもらって、その中で一緒になって地域活性化に努めていきたいというような確か回答をいただいたような記憶に残っていますので、ですからそういう中で、全てPecha Kucha Tableに出ていたものではなかったのですが、まず基本となるものは、Pecha Kucha Tableの中にも泊まれるというのがやっぱり入っていたんですね、それを一番表に出して来たのが宿泊あるいは農泊ということだと思いますので、全てで

はないですけれども、そのメーンに持ってきたということで判断しています。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 広報の周知の件に関しては、業者を選定するためだけではなくて、住民に今こういう動きがありますということで、そういう周知もあるので載せていただきなかったなというのが一つでございます。

それと、Pecha Kucha Tableに参加している方々の意見がちょっと耳に入ってきて、せっかく今回この跡地を考えるに当たって新しいコミュニティーが出来たと、Pecha Kucha Tableという新しい集まりが出来たと。これが地域のために継続して話し合える箱であったりとか、そこら辺を提供していただけるようにしていただけると、そのコミュニティーが継続して、また地域と一緒に業者と考えていけるのかなという話もいただいたので、そこら辺も踏まえて、受ける前はいいようにしていて、実際受けたら地域の方は知りませんよということがないように、徹底をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まさしく議員おっしゃるとおりだと思います。そこら辺については町が間に入ってきちんと対応していくと。

また、先程副町長からも話がありましたように、出来れば協議会等も立ち上げた中で、地元とタイアップしていきたいというお話もいただいておりますので、そこら辺、十分に担当課で指導していきたいなというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 他に。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） この会社は運動公園の指定管理者の構成団体ですけれども、現在、非常に町民にもよろしくない評判が立っておりますが、地域との協調性、それで行政も間にたってと言いましたが、間にたった結果が先日のあの農林商工まつりにもあらわれていると思うんですけれども、本当にそこら辺は大丈夫なんでしょうか。

また、R.projectさんは、昭和の森フォレストビレッジやサンセットブリーズ保田、長柄のアルピンスポーツパークやその他、他にも色々数多く手がけている、経営といった面では安心出来るところではあるかとは思いますが、余りにも近くに似たような施設が出来てくる。そういった中で睦沢町ならではの独自性を出すという、こういったことを出すお考

えなのかお聞かせください。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程、一般質問等で色々ご指摘があったように、私が運用を間違えないようにするのがまず第一だなというふうに深く反省をしております。

そういったことを踏まえまして、近隣に同類の施設を持っているということでございますが、今回は農泊ということを出し出してくれております。ここでは、皆さんもご承知のとおり、瑞沢小学校については、近隣の農家の方たちが田植え体験だとか、色々な形で学校に協力をしてきておりました。そういったものもPecha Kucha Tableの中で色々出ておりました、そういう資料も提示をしております、農泊ということも出してきております。そういったことで睦沢町にとって特色のあるものを出していただけるのかと。

ここら辺については、当然、地元住民の方たちが一緒になって協力をすると、共存共栄するという形がなければいけないというふうに思います。そのようなことで、米作りだけではなくて、新しい作物なんかもしながら、年間を通して出来るという方向に持っていければなというふうに思っております。

特に、先程も担当課長からお話がありましたが、スポーツツーリズムの合宿については決まった時期なので、空いている時期がいっぱいあります。出来ればその空いている時期を狙って収穫体験が出来るような、そういう色々な作物を栽培して、収穫体験あるいは植え付け体験とか出来るような形に持っていければ、睦沢らしい形が出せるのかなというふうに思っているところでございます。

また逆に言いますと、近隣に施設を持っていますが、そこがもう満員状態でさばき切れないというようなことから、是非やっていきたいというお話もいただいておりますので、そこら辺については余り心配はしていないところでございますが、いずれにしても、睦沢町の独自性を出すことが、やはりこれの成功の秘訣につながるのかなというふうに思いますので、そこら辺については十分注意しながら事に当たっていきたくと。くどくなりますが、私の運用の判断が間違えないように、皆さんも注意深く見守っていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 農泊ということで、農業体験等を組み込みますと、この資料にもありますけれども、合宿に来たお客様が地元の農家さんと交流することで地域の歴史の伝承にもつながりますとありますが、どうつながるのかちょっと詳しくお聞かせください。

あと、15年という長期にわたる無償貸与ですけれども、その間、非常に業者さんのほうでお金もかかると、経営が悪くなるということも、そんなにかないかなと思いますけれども、15年という長い期間で何があるかわかりません。それでもし、ちょっと陸沢ではやっていけないので返しますよというときは、ただその業者さんが施設等をリノベーションしてきたその設備等、そういったものとかはどうなるんでしょうか、買い取ってくださいとかいう話にはならなければいいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 農泊等で地域の伝承、文化の伝承がどうなるのかということなんですけれども、これについては、地域の人たちが農業体験に参加してくれるということで、地域でも色々な行事もやっていると思います。かかし祭りだとかそういうものも、瑞沢地区では大いにやってくれているということで、そういうところにも呼びかけたり参加してもらったりして、それはやっぱり地域の伝承を目的としてやっているものでございますので、そういうところと連携をしていながらやればというふうに思っております。

そして、15年という長い期間になるんですけれども、これについてリノベーション、改修費ですよね、これが出てきているものでは、1億6,000万円位かかるということで出てきております。15年という長い期間を設定したのは、このかけた改修費用の回収ということもありますので、なるべく長期にわたる経営をした中で、その費用の回収をしていきたいということでございます。

そして、もし途中で投げたってしまったときどうするのかという、その回収費用をくれというのかという話もあるんですけれども、こちらについては、出ていくときには原状に回復して返してもらうというのが原則でございます。ただし、その原状に回復する必要がないと認められる場合には、現状有姿で返還することが出来るとさせてもらっておりますので、余り施設が古くなってしまったりだとか、もし他のことをやるようなことがあれば、原状に返してもらって出て行ってもらうということになるかと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 私は同じ地域ということで、非常にこの件については苦慮しているところでございますが、いずれにしても、今回閉校となる瑞沢小学校の管理については、なかなか地元だけでは当然出来ないわけでございまして、事業者、民間活用ということは、これはその方向であるべきだというふうに私は思います。

その中で、先程来出ておりましたが、ウェルネスパークむつざわ共同事業体の指定管理につきましても、この契約期間、指定管理期間10年でもびっくりしたほど長かったというようなことの論議もされました。そういった面で、15年というのが果たして、質問がダブりますけれども、非常にこれは余りにも長期のように思われます。再契約というようなことが出来るわけですので、その辺については、一昔という形以上になってしまうわけでごさいます、どうもその辺がちょっと不安でなりません。

それから、私も地元というようなことで、ワークショップ、色々とおささせていただきますし、先般、12月1日に新たな展開の集まりがあったようですが、いずれにしても改修費用は事業者負担となりますと、地域住民の要望等、こういったものについては形骸化されていくんじゃないかというふうに思ってしまうわけでごさいます。

いずれにしても、こういう形になりますと、ある程度起業的な、地元の中でも起業的な、私はこれをやりたいのでこの施設をお互いにやっていきたいと思います、こういう話し合いになってくると思っています、いわゆる希望論なり発想論なり、そういったものでいい話が出たって、それはなかなか出来ませんよという、そういう方向に必ず行くような気がいたします。

したがって、これからの対応等については、先程、協議会等という話はごさいましたけれども、地域の要望等について十分聞いていただけるような、そういう仕向けを是非ひとつ作っていただきたい。そして、それが実現するような、そういう方向の内容を地域の人たちに十分説明していただきたいというふうに思います。どうも一方的になるような気がしてなりませんので、是非お願いをしたいということ。

それから、R.project、確かに管理業務の実績がありというようなことで、3件ほど先程ごさいましたし、田邊議員も調べた経過がありますけれども、その辺に合宿所というような形にたけているということになりますと、午前中來の総合運動公園のいわゆるスポーツツーリズムとの連携、こういったものがある程度中心になってくるような方向が見えて参ります。

したがって、ウェルネスパークむつざわ共同事業体イコールR.project、それから瑞沢小学校の施設、この辺のことについては、明確にそういう方向性を示しながら色を出したほうが、私は得策ではないかというふうに思いますけれども、その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員ご指摘の、通常、指定管理については5年というものがございます。しかしながら、町のPFI事業については20年という長期であったということでございますが、この指定期間の長さがどういうところに影響するかということが一番大きな問題なのかというふうに考えております。

実は、よその町村のことで大変恐縮ですが、保田小学校という素晴らしい道の駅が出来ました。あれも小学校を利活用しての施設でございますが、そこに入っていた業者さんが言っていました。鋸南町には他にもいっぱいあると、けどそこでは使い物にならないんだ、ここは交通の利便性が非常にいいんだということで、要は何かといいますと、投資するだけの回収の見込みがないと手を挙げてくれないということがあると思います。鋸南町にも他にも、とてもうちでは手挙げられないという説があるという、使って欲しいとは言われているけれども出来ませんとはっきり言っておりました、研修等に行ったときにですね。

そういったことを考えると、やはりある程度民間が使えるだけのそういう利点がないといけないのかなと。先程も申し上げましたけれども、お隣の町では、四つもあってやっとなつ見つかったと。四つ全部借りてくれるよという話がありましたけれども、町の持ち出しが非常に多かったとか、色々な問題が指摘されておったと思います。

そういった意味で、町としての赤字分が全くない、あるいは使わなくなったものの管理費がかからない、なおかつ地元のコミュニティーもそのまま継続あるいはそこを活用して出来るという観点であれば、やはりこれはある程度民間の利点を出していかないと、これは出来るものではないのかなと。そのまま廃校にしたままで、草だらけになってくるといふことになれば、景観も悪くなる、町の支出も増えるということではないのかなというふうに判断をさせていただきました。

そういった中で、先程も言いましたけれども、民間を利用するという事は、ある程度の負担といいますか、覚悟を決めていかないといけないのかなと。しかしながら、そこに地域住民の色々な形を引き出せるような形を持っていく。そのために、先程も申し上げましたように、協議会等を是非作りたいという相手の話もありますので、そこに町が入り込んでいきながら、運用に間違いがないように進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 期間の問題ですね、15年でなければというのは、この辺のもうちょっと

と柔軟性というのとはれないものなんでしょうか。これは相手業者がこういうことだからということなんでしょうけれども、これは心配で言っているわけでありまして、これが妥当であるということの総合的な判断が出来れば、それでいいわけでございますけれども、その辺につきましてお考えがこうだということで、確信のあるお話が聞ければと思いますので、よろしくどうぞお願いします。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） ご心配のほどお察ししますけれども、確かに15年は長いような気がします。

この15年に設定した理由、先程も町長も言いましたけれども、特別教室棟だとか体育館が耐用年数があと15年しか残っていないと、またそれから補修をして長寿命化は出来るとは思いますが、その中で全うして使ってもらう期間が15年だと。募集の中では5年から15年の希望で出してくださいと、業者さんとしてどういった年数を希望しているのかということ把握するためにも、期間を5年から15年ということで設定させていただきました。その中で、先程も言いましたけれども、1億数千万円というリノベーションに係る費用がかかると、これは1年や2年、ましてや3年、5年位では回収が出来ないということもあります。

最終的には、企業さんですので、利益がなければ誰も来てくれないということになるのは、これは誰が聞いてもわかると思います。それが採算性がとれて来るまで、利益が出て来るまで、これを見た中で15年ということを決めたと思います。

それで、他の施設を見ても、10年以上継続して運営しているところがありますので、その辺は心配がないというように町のほうでは考えているところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これまでも私は言ってきたんですけれども、町の様々な事業、例えば地域包括事業、こういうものはさらにどんどん増えてくるし、そういう必要な場所も増えてくると思うんですが、そうした事業でこういうところは使えるのか、それともこういうところを使わなくても、町としては福祉では十分間に合う他の施設を考えているのか、そういう住民の要求に応えられるものになっているのか、まずお聞きします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 基本的には、今、各区の区民センター等を中心に色々な活動をさせてもらっております、ボランティアの方を中心に。しかしながら、中には、あの人が来るんだ

ったらちょっと嫌だなとかということも耳にいたします。ということは、そういう拠点になる場所が多いほうがいいのかという観点を持っております。

これはこれからでございますが、私個人的な考えとすると、これからの協議の中になりますけれども、町が要求すれば、その分だけ町がお金を負担しなくてはいけないということが出てくるかもしれませんが、一応考え方とすれば、出来れば瑞沢地区にそういう箇所が、区民センターとは別に1箇所、町の脇にあります改善センターに1箇所、出来れば今、上市場にありますこぢや倶楽部、これが後々、西側歩道が出来ることによってどうなるかということがございますが、ここら辺、今、地元でワークショップを開いてもらっております。ある程度は町で支援もしなくちゃいけないのかなという考えも持っておりますが、そうすることによって、睦沢町に各区民センターとは別に3箇所位そういうところがあっても、色々などころに出て、先程申しました健康長寿の役に立つような施設、要は顔を合わせてお話をするだけでいい、一人でうちへ閉じこもるのではなくてという施設も、一方には考えていければなど、これはまだ希望的観測にしかすぎませんが、そこら辺についてはこれから詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） それと、今の課長説明で、「と言っております」というのが今回随分多いんだよね。前の道の駅拡張の関係だと、「です」と言っていたんだが、「と言っております」というのでちょっとそこが不安になりまして、結局、何とか准教授、何とか准教授というんで、その人たちがAとかBとか付けたわけですけども、やり切れるのかと。非常にいいんだけども、町として大丈夫ですと言えるのかということですね、一言。「言っております」というのがどうもそこが不安で、「そうです」と言ってくれるならわかるんだけども。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 担当課長は、ヒアリング等に際して聞いている内容をそのまま答えたということで、言っておるといふ言い方をしたと思いますが、私が審査委員長から伺ったものについては、こういうことであるので高評価を得たということをお伺っておりますので、これはやっていただけるということで、先程も申し上げましたように、今後は協議会等を作っていくながら、町が間に入っていきながら、適正に、監視をするという言い方はおかしいですが、地元と、また先程と同様になります、町にとってもいい施設、地元にとってもいい施設、そこを指定管理する業者にとってもよかったというふうになるように持っていきたい

とっておりますので、十分注視しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、またご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これはそんなに大きな問題じゃないんですけれども、つながる泊まれる小学校って、小学校を開放して泊まるようになるのかという誤解を受けないのかと。大した問題じゃないかもしれないけれども、名称的にはどうなんですか。何とかの学校というのはよくありますよね。だけど小学校と明確になっているわけで、ちょっとその辺は色々な経験もあって問題は起きないですか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 「小学校」という表記については、先程も申しましたけれども、実際は元小学校ということになるわけでございます。しかしながら、小学校であったということをアピールしながら、地域の特別な思いもあろうかと思ひます。これを表に出しながら利用者を増やしていくのがいいのかなというふうに思っております。

ただし、実際には、瑞沢小学校については閉校となるわけですので、その辺については事業者にもよく話をしながら、小学校に泊まれるということではなくて、元小学校であった施設であるということで、利用者にも誤解を与えないようなPRの仕方をしてもらいたいというふうに思っております。

なお、この表現の仕方でございますけれども、先程もちょっと町長から出ましたけれども、鋸南町の道の駅でも、道の駅の名称を「保田小学校」としているような例もありますので、誤解のないようにその名称を使うこともありかなとは思っております。

また、ネーミングについては、かなり利用については重要となると思ひますので、事業者と話をしながら進めていきたいなというふうに思ひます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 財産の無償貸付については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長について

○議長(市原重光君) ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

ここで、5時5分まで休憩といたします。

(午後 4時51分)

○議長(市原重光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 5時05分)

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第10、議案第5号 都市公園を設置すべき区域の決定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

(内山書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第5号 都市公園を設置すべき区域の決定について提案理由を申し上げます。

睦沢町総合運動公園は、町民の憩いの場並びに心身の健全な発達及び生涯スポーツの普及を図るため、平成11年に設置されました。

今回予定する総合運動公園の区域については、新たな多目的広場として、町民のイベントなどの利用に加え、スポーツツーリズムの推進などに活用するもので、その区域を下之郷字古宿、同じく字明面及び上之郷字下夕田地内とし、面積は1.87ヘクタールとなります。

ついては、都市公園を設置すべき区域の決定をすることについて、都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項及び同条第5項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細については担当課長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命により、総合運動公園の区域決定についてご説明をさせていただきます。

総合運動公園については、一般質問で町長から答弁のあったように、住民の多目的利用と併せてスポーツツーリズムの推進を行っていくためということで、新たな多目的広場を整備したいというものでございます。

まず、都市公園の区域決定でございますが、本町については都市計画区域ではないため、都市公園法にいう都市公園のうち、特定地区公園という位置付けになります。現在の総合運動公園についても、同様に特定地区公園事業により整備されております。今回の案件についても、都市公園に属する特定地区公園事業、補助事業を活用しながら計画を推進したいというものでございます。

議案の別紙区域図をご覧くださいと思います。また、参考資料の13、14ページについても併せてご覧いただければと思います。

場所につきましては、役場西側の道路を隔てたところの県道から河川までの間となっております。現在の総合運動公園については平成11年に設置がされ、その主な施設は、総合体育館、野球場、多目的広場、テニスコート、プールなどで、全体の面積としては4.06ヘクタールとなっております。そして、今回の区域面積については1.87ヘクタールを計画しており、合わせますと5.93ヘクタールとなります。

また、今回は、主として住民のための新しい多目的広場を計画するというので、住民の活動、活躍、そしてコミュニティーの場としての多目的利用、また、住民のウェルネスの取

り組として、あらゆる世代の方がスポーツを始めるきっかけを作り、スポーツを習慣付けることの出来る施設とするとともに、より多くの利用者を町に呼び込むためのスポーツリズムの取り組みを推進し、町に来てもらい、町を知ってもらう機会を増やし、交流人口、ひいては関係人口の増加による地域の活性化や経済の好循環に寄与出来る施設としたいと思っております。

また、安全で安心な公園を生かしたまちづくりにも寄与出来るように、防災力の向上という観点から、大規模災害発生時には、防災拠点や避難場所などとしての災害時の活動拠点としたいと思っております。

現在の防災計画では、指定緊急避難場所は瑞沢小学校運動場、土睦小学校運動場の2箇所となっております。なお、中学校の運動場については、過去に災害を受けた場所ということで除外がされており、また、総合運動公園の現在の多目的広場は災害派遣部隊の受け入れ場所、野球場はヘリコプター離着陸場ということで、指定緊急避難場所から除外がされております。

また、総合運動公園は、指定避難所として体育館武道場が指定されております。指定避難所は建物ということになり、指定緊急避難場所は運動場ということになりますが、この指定緊急避難場所については1人当たり4平米ということで算出されておりました、かつ両小学校グラウンドの収容可能人員は2,895人となっております。住民の4割程度しか収容が出来ないということになります。

このようなことから、指定緊急避難所の増設は必要であると考え、また、今の総合運動公園の多目的広場等は災害派遣部隊の受け入れ場所等でもあることから、この近くに緊急避難場所があるということは、災害時の対応も効率的であるものと思われ、また、役場の隣にもなりますので、諸事の対応も容易であると考えるところでございます。

以上のことから、安全で安心な公園を生かしたまちづくりも併せて推進するものでございます。

なお、本事業を推進するに当たっては、補助事業を活用する予定でございまして、先程も申しましたが、公園種別は都市公園の中の特定地区公園となります。今回の議案については、この都市公園法による都市公園として整備を進めるための区域について、その範囲を設定、決定するものでございます。

また、土地の買収にかかわることでございますけれども、税控除、租税特別措置法の適用についてでございますが、こちらについては、事前に所管官庁である千葉東税務署と協議を

させていただきました。その結果、租税特別措置法による税控除を適用させるためには、都市公園法第33条第1項によるところの、地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることが出来、また第5項では、「都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を得なければならない。」とありまして、地権者の皆様方への負担を軽減するということも含めまして、その区域について議会の議決を得た上で事業を推進していきたいと考えております。

このようなことから、都市公園を設置すべき区域の決定について議決をお願いするものがございます。よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） ちょっとお伺いさせていただきますけれども、この考えといいますか、構想といいますか、そういったのはいつごろから出来たのか。あるいはまた、地権者からお話があったのか、町からお話をしたのか、その2点をお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） そもそもは、地権者の知人の方から、町長、実は役場の近くで土地の有効利用を考えている方がいると、是非話を聞いてやってほしいという、私の支持者、ある方からお話がございます、その近隣の方から、自分も事業を断念する時期が来たということで、この土地の有効活用を図りたいと。出来れば貸すよりも買ってくれるほうがいいんだけど。先程ちょっと触れたかもしれませんが、そういった中で、有効活用をしてほしいと。しかしながら太陽光については、その方いわく余り好ましくないで、そういう事業ではないほうがいい、出来れば町が何らかの形で使ってくれることがいいと。その方のお話ですと、この近隣の方は大体そういう話に賛同しているので、是非進めてほしいというお話があるということをお伺いしたのが昨年になるかと思えます。

しかしながら、その時点では、ここをすぐにどうのこうのということにはなかったものですから、民間を含めて、町がどうするというまだ計画もありませんけれども、話は伺っておきたいということで、そのときは伺ったわけでございますが、その後、また違う近所の方から、町長、こういう話があるんだけど聞いているかいと言うから、聞いておりますと。俺も実は退職して5年、10年たつんだけど、大豆をつくるの飽きちゃったんで、せがれに、跡取

りなんだけど、農地を耕してくれるかと聞いたら、おやじが勝手にやっていたらいいと、俺の代になったらやらないと。逆に土地がそのままにしておくと荒れてしまうというようなことで、何らかの有効活用をという話があったらから、是非そういう活用をしてほしいというお話が、立て続けにお二人の方から話がありました。ということで、実は頭の片隅には入れておったのですが、その時点では何にするというお話はございませんでした。

その後、スポーツツーリズムというようなことの中から、先程もある議員からお話があったように、今ある町の宝物を有効活用していきたいという話の中で、天然芝もいいんだけど、人工芝もいいねという話もありました。

またその一方で、先程来から出ていますように、ある程度、合宿で使っていく、他から来る人が続けて使うには、天然芝の場合には、なるべく凹凸がないような形のほうが利用するのに好ましいというふうな話の中から、であればというふうなことで、私のほうから、ではここを町民の多目的広場にしたらどうかということで、改めて皆さんにお示ししたところの地権者に私自らが回って、こういう形に町がしたいというふうに計画した場合に、土地の提供は可能でしょうかということで回らせていただきました。

その地権者については、全員が、町が使ってくれるんだったらこの上ないと、是非購入というようなことで考えてほしいというお話をいただいて、購入ということになると、町が買うとみんな収用法の適用になって、特例が使えると思っておりますが、実はこのままだと、先程担当課長からお話があったように、区域決定をしないと収用法の適用にならないと。要は税の特例控除がないというようなことで、今回こういう議決をお願いするわけでございますが、そういった中で、今回とりあえず区域の設定だけをお願いしながら、予算等の裏付けをきちんとした中で、また議会の皆さんとご相談をして参りたいなというところでございますが、今回は、そういうことで進めて、区域の設定をまずお願いをしたいと。その後、詳細について詰めていきたいというところでございます。

○議長（市原重光君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） それでは、これから少し質問したいんですけども、その前に、私、苦言を言わせていただきたいのが一つあるんですが、今朝ほど議長から冒頭に、一般質問に入る前に、一般質問に通告をされたものについては答弁するけれども、されないものには答弁されませんということは言っておりますよね。

しかしながら、要求しないのに町長はこのことを答弁してしまったという、そういったところは、答弁するといえますか、お話をしてしまったという、こういうところはこれからも

控えていただければなど私は思うんですけども、この話が出てしまったから、4番の方もそういったところを聞いてしまったというようなことになってしまったと私は思っているんですね。だから、議会のあり方としては、我々もきちっとしなくちゃいけませんけれども、答弁する側も、そういったことのないようお願いしていただきたいなというふうに思います。

今回の議案のことでありますけれども、町長がおっしゃいましたように、最初のスタートは昨年だったというお話が今出ましたけれども、私も地元の議員として、また地元の区長として、今年の夏過ぎごろからこの問題がちくちく出てきまして、最近になりましてはもっとひどく、お前、知っているだろうに何しているんだというようなことが常々から出てきました。私としても全く町からは聞いていないし、担当する課長がどなたかも私はわかりませんし、もちろん町長から聞いていませんし、返事のしようがなく非常に困っておりました。

そういったことの中で、全協で言えとは言いませんけれども、とりあえずは耳打ちでもしていただければなという気持ちを今思っております。それでないと、これが下之郷、上之郷地域でなければ別に問題ありませんけれども、ましてや下之郷だと、そういったところが、それをねたんでいる人も中にはいるわけですよ。それをまた喜んでいる方もいるわけですよ。様々な方たちがいるのに、私から情報を聞きたいということで私にしゃべってくるのではないかなと私は思っています。そういったときに濁らせておくことも出来るし、あるいは、ちょっとした、ここぐらいまで返事出来るだろうというような知識を私が持っていれば、何ら問題なかったんですけども、全くわからない、そういった状況になっていました。

こういうことは、下之郷だけではなくて、色々な開発をするとか、あるいはこういうことをするときには、必ずその地域の方の、言い方が適切かどうかわかりませんが、重立った方にはちょっと話をするのが普通ではないでしょうか。それをお聞きしたいんです。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 大変ご指摘ありがとうございます。私の不徳の致すところで、議員の皆様方にもご迷惑をおかけして、大変申し訳ございませんでした。

私もてっきり、地元の方から直接お話を伺ったものですから、すっかり失念してしまったというか、当然、地元には話がいつているものだという自分勝手な考えの中で、それが大きな間違いを犯したのかなということで反省しております。それこそ違う事業では、民間の話を持っていくにも、必ず地元の区長さんにはお話に行つて、地元説明会なりという形を踏んでおるのに、今回はそういうことが全くなかったということで、議員ご指摘のとおりでござ

ございます。大変申し訳ございませんでした。

以後、十分に気をつけながら進めてまいりたいと思うし、また議会の対応の仕方についても、先程ご指摘のあった点については十分注意をしてみたいと思います。どうもご指摘ありがとうございました。すみませんでした。

○議長（市原重光君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 是非よろしくお願ひしたいと思います。

それから、この事業が全く反対するような事業ではないと私は思うんです。ただ、私が今言ったことについては、意見がありましたので言わせていただきましたけれども、ただ、この先お話がどんどん進むにつれて、この事業が具体化してきたといったときに、いよいよこの事業を始めましょうと行って出来上がったときに、今、町長がずっとやっている民間に委託するというのが、すごく町長が一生懸命やっていますよね。これはいいのか悪いのかはこっちに置いておいても、私はいいんだとは思っています。思っていますけれども、またこれを民間に委託するのかなというのが懸念されるんですね。どっちかというともたまたまトラブルのもとになりますので、多少の町の負担もかかるかどうかわかりませんが、民間に委託しないで、町の職員がこれを管理するというような方向を考えていただければなというふうに私は思っているんです。これは私の意見ですけれども。

そうであることが色々な議論を招かないのではないのかなというような気がするんです。実際には一番ベターは、民間に委託してしまうことが一番楽な方法かなと思いますけれども、こう色々なことが続く、また同じような業者がずっとやってくる。先程出てきた瑞沢の元の小学校の問題もそうですし、そういったことが果たしていいかどうかということがすごく気になるんです。ひとつこれを頭に置いていただきながら事業を進めていただければなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今現在の私の考えですと、これから当然、議会の皆さんと色々議論をしながら煮詰めていきたいという、議員おっしゃる、そのとおりでございますが、今時点の方針とすると、実は天然芝だと毎年管理するんですね。人工芝だと約10年位、実際、保証期間というのは7年か8年だそうなんですけれども、実際には10年位使えらる。ということは、10年たったら、11年目に張り替えなくちゃいけないということがあるらしいんです。そこら辺も踏まえて、私とすれば管理は、今、総合運動公園をしているところが、その次の張り替えも含めて、管理料を増やすことなく今と同額のまま、そっくり全部管理をしていただく。管

理料は全部向こうが持つという方向に出来ると、睦沢町の負担はないのかなと、今時点は考えております。

しかしながら、これは決定したことでも何でもございませんし、今日の議案次第ではこれが出来るかどうかとも全くわかりません。しかしながら今時点は、そういう方向で持って行って、先程来から出ているように、町民の皆さんが色々なイベントで何不自由なく使えるということをしちんとした中でしていったらどうかと、今時点では思っているところでございます。

○議長（市原重光君） 他に。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） この図面と午前中のお話の中で、この都市公園を主にサッカーに使うようなお話を受けていたんですが、今の説明ではこれに防災も入ってきたということなんですけれども、やはり区域を決めるには、使用目的というものを明確にした上で事業を進めるんだと思いますので、その辺が決まらないで区域だけを先にというのは、ちょっとどうかと一つには思います。

やはりこの事業をやるには、億単位のお金が多分出ていくわけですね。財政面から私も心配するんですが、町長はサッカー場に対しての配慮をされています。私もサッカー場をきちんとやったほうがいいと思うんですね。

今、野球場が稼働率が非常に低いと思うんですよ。天然芝が内野まで埋め尽くしてしまっていて、あの芝は非常にサッカーに向いている芝だと思いますので、野球場をサッカー場にきっちとして、多目的広場は多目的にイベントなども共用するというような形で、もう少しこの審議というのを詰めまして、そして、やはり財政の面も見た上で進めていったらどうかと思うんですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員ご指摘の財政的な面を見て、またここで新たに増やすのはどうかというご指摘だと思います。

これにつきましては、実は前にちょっと話したかと思いますが、デラゲーというゲームソフトの会社のオーナーという方が、寺崎に土地と家を求めてそこに住所を持ってきてくれたり、実はまた来週から、社員が20人位ふるさと納税をしたいと。これについては何かというと、睦沢町が今進めておるスポーツツーリズムの一翼を担いたいと、是非応援をしたいと。お礼品は何がいいんですかと聞いたら、お礼品は要らないと、それに是非使ってほしいとい

うことで、20人位ということで、金額は出ておりませんが、また引き続き、今実は会社設立の関係があって、昨年、住所をこちらに2人ほど役員が移動してくれましたけれども、その後、会社設立の関係があるということでまた東京に戻しました。

しかしながら、今後はどうなるんですかとの間確認したところ、ふるさと納税を先程言ったように20人したいと。役員も前年と同じようにまた睦沢町に持ってきて、睦沢町に貢献したいというお話をいただいております。

そうしますと、そこら辺の財源を見ますと、今、財政計画を出してありますが、そういうものは1か年分だけは見えてありますが、ふるさと納税が増える分とか、翌年度以降もそういう住所を持ってくるという財源は全く見ておりません。

ということになりますと、そこら辺については、財政計画どおり、あるいはもう少し、もっと余ってくる可能性もあると。そうしますと、先程申しあげました基金ですね、債務負担に対する基金条例を可決いただきましたが、そちらのほうにも、そういうものに回していける可能性があるのかなといった中から、ここら辺に踏み切る、提案が出来るものが出来たのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） そういたしますと、この事業に関しまして、いわゆる期間とか、あるいはこの位の予算を見ている、その財源はこういうものを見ているといったある程度の見込みというのは、どの辺までついているんでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきたいと思っております。

この事業については、先程も申しましたけれども、国の補助事業、国庫補助金を活用しながら整備をしていきたいなど、推進していきたいというふうに考えております。

それで、事業面積1.87ということで、その利用目的については多目的広場ということで、町内の各種イベントの実施や町民利用、これはもちろんのことですけれども、ふれあいスポーツクラブの利用、そして併せてスポーツツーリズム事業ということで活用していくと、幅広く使うことの出来る施設を考えているということでございます。

事業費につきましては、土地の買収から工事まで総額で約5億円を見込んでおります。補助金については、土地の取得は3分の1なんですけれども、残る委託料とか工事費については2分の1の補助ということになります。トータルで見ますと、大体48%位は補助金が活用

出来るのかなということで考えております。

また、先程町長が補助残については言いましたように、収入が見込めるということもありまして、この事業を推進したいということでございます。

また、それと別に起債の借り入れというのもありますけれども、これは借り入れということなので借金になるのかなということで、余り考えてはいないような感じです。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 約48%の補助金が当てに出来ると。しかしながら2億五、六千万円というのは新たに出すわけですが、これは多分、一般財源とかその辺から出ていくんでしょうが、町長が言われたデラゲータツたツ、こちらの方が、例えばこの会社のネーミングを使って、その土地を、その会社のネーミングで全額、残りの2億5,000万円を負担するとか、要するに町に対して財政に負担かからないような進め方というのはお考えだと思いますか、その辺によって多少違って来るんですが。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） そちら辺については、そのようなお話をいただいておりますので、最終的に町がゴー指令を出して議会に出すまでには、そちら辺の確約をとりたいなというふうに考えております。

とりあえず、先程申し上げましたように、来週から20人位の社員がふるさと納税を始めさせていただきますという申し入れを受けておる。それに足して役員複数名が睦沢町に住所を持ってきて、睦沢町を応援したいという申し出を受けているというところでございます。

○議長（市原重光君） 中村義徳議員。

○10番（中村義徳君） この事業ですけれども、この区域の決定が決まらなければ全く先に進まない。地権者にも何もお話も出来ない、買収も出来ないという事業ですけれども、特に参考資料の14ページにサッカー場の図面が書かれております。これは、多目的広場が使えないから、これが出来たらこちらでやるということですので、この14ページの完成資料はなかったことにしていただけませんか。

今後、これが決定して事業が進む過程では、議会に十分説明をいただいて、議会と両方で協議をした結果で使用するというようなことにしていただかなければ、サッカー場がここに完成するとなると、また多目的広場で使うときにいちゃもんがつくような可能性がありますので、これは破棄するように出来ませんか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） これにつきましては、先程担当課長からも説明したように、町民の新たな多目的広場ということでございますので、これについては、この図面については撤回をさせていただきたいというふうに、白紙に戻していきたいと。しかしながら、この区域を新たな多目的広場として町民利用に供したいという方向で、区域決定をお願い出来ればと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 中村義徳議員。

○10番（中村義徳君） この区域の決定だけで、この後の利用面は必ず議会と協議をして使用目的を決めると、そのようにしていただければよろしいかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） ほとんどの議員がそのようなお顔をしているというふうに、私、解釈いたしましたので、是非そのようにして参りたいというふうに考えますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 全く今の発言、そのとおりだと思いますけれども、今の内容、あらかじめ話があってこういう議案が提案されると、こういう流れだと思うんですね。とにかく町民のニーズを反映した重要施策であるかどうかという形になりますと、初めて今回知って、それに対して町民がどう思うのか、ここだと思うんです。

ウェルネスの道の駅の関係につきましては、それぞれ事前に話を受けて、そして費用対効果、目に見えない効果も計算して、それに対する十分な審議をした中での提案であったわけでございまして、それらを踏まえて、まだ完成も見ない中でまた新たな土地の取得、こういうことになると、果たして町民が納得するかどうかというのが、私、非常に問題だというふうに思います。想定してしまいます。

したがって、ある面、十分内容を精査した上で、論議した上で、こういう議案を提出していただくという、そういう流れでないと、今これが議決された場合、これで既成事実というような形でどんどん次へ進んでいきますよね、次にこれをやるわけですから。そういうことから見ますと、その事前的な、先程一般質問でも申し上げましたけれども、そういう面から見ますと、町民の理解は、将来的にはそれは納得するかもわかりませんが、またこういうことかというような批判が相当出るような懸念がいたしますので、その辺についてどうお感じになっているか、ご質問したいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員がご指摘のとおり、今回の私どもの執行の仕方、提案の仕方が非常にまずかったなど、大変反省しているところでございます。そういった意味において、従来から私が、何かあったら議会に相談するといったことからすると、逸脱していたのかなと強い反省をしているところでございます。

今後はこのようなことがないようにさせていただきたいと思ひますし、また今後は、より皆さんにご相談をしながら物事を進めていきたいというふうに思ひますので、よろしくご指導をお願いしたいと思ひます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 色々皆さんからご意見がございましたが、まず1点申し上げたいのは、今、他の議員さんから言われて、この議案資料、撤回しますと、そんな簡単に言われて取り下げるようないい加減な資料を出したということなんですか。それはどういうことなんですか。そういう適当な対応をされますと、この計画自体も適当なのかなと私は思わざるを得ません。

また、一般質問でも言いましたけれども、今ある施設が使えないなら新たな施設を造ればいいだろう的な発想は、今、財政が厳しい中、本当にそれでいいんでしょうか。公共施設はコンパクトにしていくという時代ですよ。それが何で、またこんな大きくしていくという話になっていくんでしょうか。

多目的広場であるとかスポーツツーリズム、これを聞いちゃいますと、今、撤回しましたけれども、出来てしまえばスポーツツーリズムにしていこうという流れになってしまうんじゃないかという懸念を私は持っているんですけれども、どう思われますでしょうか。

それと事前説明、これは他の方も言っていますけれども、余りにも議事を軽視し過ぎていると私は思ひます。何で事前説明がなかったんでしょうか。事前説明がなくても出せば通るだろうという、そういったお考えなのでしょうか。お聞かせください。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 不備があったことは大変恐縮に思っております。また反省しながら、今後の対応に向けていきたいと思っておりますけれども、今回につきましては、ここにすぐお金を費やすんぬんではなくて、法令上の問題、要はもし買収出来るということになった場合に、事前に区域の決定をしておかなければ地権者の有意性が保てないということから、まだ実は、先程も概算の数字は言いましたけれども、どういう形にするかということも決定

していないということの中で、ただ単にといいますか、先程の議員のお話ではないけれども、一つ決めたらそのまま突っ走っていっちゃうというのでは困るというご指摘をいただきました。そういった点では、大変私も不注意だったというふうに考えております。

ということでございますが、実は、その中には、とりあえず区域決定をしておけば、要は収用法と同じ対応が出来るということだったものですから、させてもらいました。

そういった意味で、先程の図面がというお話がありましたので、とりあえず区域の決定だけという考えでございますので、それについては撤回しても、今考えているものと全く私のほうではそごがないというふうに感じましたので、撤回をさせていただいたところでございます。

先程も申し上げましたように、これからの資金計画あるいはこういった形にするか、あるいはまたどういう手順でやっていくかということにつきましては、また全員協議会なりをお願いする中で、皆さんと協議をしながら一つ一つ詰めていきたいといったことで、前にも議員からご指摘いただきましたが、いったん説明したと次に説明することが違うという指摘を受けました。

しかしながら、私の姿勢としましては、皆さんにお諮りした中で、出来る方向あるいはよりよい方向を目指していきたいということがございますので、先程申し上げましたように、とりあえず今回は区域の設定だけという考えでありましたので、中身について、これが決定ということでは全くありませんでしたので、ただ単に、わかりやすいといえますか、少しでも絵があったほうがいいのかということさせていただきましたが、それが決定でも何でもございませぬので、これから詰めていきたいというふうに考えております。そういうことでご理解をいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 区域の設定だけをとりあえずやりたいと。何をしたい、これをしたいと、たいそうあやふやな説明ばかりで、具体的にまだ決めていません、詰めていきますと。でも、ここにこうして出した以上は、最初に出したように大体大筋は沿っていくはずなものなんですよ。そんなあやふやな説明ばかりで、ここで議決してくださいと言われても、私は反対いたしますけれども、どうしてもうちよつと話をしておくとかそういったことが出来ないんでしょうか。

行動力があるのはいいところではありますけれども、余りにも手順等を、先程の他の議員さんのお話にもありましたけれども、一般質問でもよく私も思いますけれども、聞かれない

ことを大分ご答弁なされておりますけれども、そうやって突っ走ることが本当にいいことなのかどうか。町長はどこを見ているのか、何をしたいのか、自分のしたいことばかりで、町民のために本当にこれはなるんだということを見ているのか、ちょっと疑問に思うんですけれども、そこら辺は愚痴ですけれども。

じゃ、何も決めていないということは、サッカー場にはしないと、本当に純粋に町民の皆様のためになる多目的広場というものになっていくということによろしいでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） これにつきましては、先程も申し上げましたように、今まだ内部的にも、こういう方向にするというのははっきりしていないという状態でございます。そういったものについて議決は出来ないというご指摘もございましたけれども、先程もお話をしましたとおり、中身について、これから議員の皆さんと詰めながら最終方向を出していきたいというふうに思っております。そのようなことから是非ご理解をいただきたいなど。

それから、私の政治姿勢でございますが、先程もお話ししました、住民票を移してくれると何億が入ってくる、ふるさと納税をしていきたいと。これは一方には、睦沢町がやる気があるのかどうか見てくれていると思います。これが全く夢を出さない、何も希望を出さないということであれば、民間が応援してくれるはずがないと私は確信をしております。そういった意味で、町民のために、やはり睦沢町って将来が明るいねというものを持ってきたい、それが私の政治信条でございます。ですから、それに従ってこれからもやっていきたいというふうに思います。

そういうことで、今回は本当に手違いがございまして、議員ご指摘のとおり手順が全く違ったということについては、弁解のしようがないと深く反省をしております。

しかしながら、一方では、睦沢町って小さいけれども少し変わったところがあるよと、一生懸命だよと、であれば応援しようよと、こういう人たちがいっぱいもって来ることが、町民にとっては最終的にはプラスになると。当然、今までのやり方と違いますから、色々トラブルが出てくるのは承知をしております。しかしながら、それを一つ一つ丁寧に解決しながら前進をしていきたいというふうに思いますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 町長の熱意は大変伝わりましたがけれども、先程の質問でも申し上げたとおり、さっきの4号議案、他は近隣でも同じようなことをしていると、オンリーワンでは

ない。そういったことから、それに注力する、それだけに注力するというのはどうなのかと私は思います。よそでもやっているんですもの。本気かどうかと言われましたって、よそでもやっていることなんですけれども、それに睦沢町が大変なお金を投入して、それをやっただうなのかと。どうせならオンリーワンを探したらどうなんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 大変素晴らしいご指摘をいただきましてありがとうございます。皆さんもご承知のとおり、実は私が一人で全部考えているわけではないんですね。色々な方とお付き合いをさせてもらいながら、こういう方向がある、こういう方向がある、ではその中から睦沢町で出来ることは何かなど。あるいはまた、それを睦沢町に持ってきてこういうことを足していくと、睦沢町独自のものになるのかなという考えのもとにさせていただいております。私がスーパーマンのように一人で全部考えて全部出来れば、全然苦勞はいたしません。そういうことが出来るのであれば、民間活用とか言わずに、自力で全部をやるということが出来るかと思いますが、私にはとてもそういう能力はございません。

ということで、色々な方とお付き合いしながら、色々な知恵をかりながら、その中で睦沢に合ったものを取り入れていきたいと。それについて、こうして議会の皆さんに、今回は大変皆さんにご迷惑をかけておりますが、これからもそういったものを議会の皆さんと協議をしながら、睦沢町にとって本当にいいのかどうかをよく吟味していただいて、方向性を定めながら、私とすれば、先程からも繰り返しになりますが、睦沢町には光があるというものを追いつけていきたいというふうに考えております。

また逆に言えば、私にそういうものがなくなったときは、自分の政治生命がなくなるときだというふうに思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 政治生命まで言いませんので。

つまりこの必要性の問題でいきますと、一つは防災拠点、これはもう、これがないと法的に問題だということではないですね。だから最大の問題は、現在使っている総合運動公園の色々なのがあって、こっちへというのが、今のところは一番の目的だということになるわけですよ。

それで、どうも経過からいいますと、私なんか本当に唐突でありまして、この議案が出て、上之郷の人に聞いてみたら、なんかそんな話があったよと言って、どうなんだいと。住民が

別にどうしてもって言うふうに言っているわけじゃないよという話も聞きました。それはほんの一部ですけれども。

ということで、出始めが、町が総合計画という漠然としたものがありました、その中でやっていたのではなくて、誰かから話が出て、それならというふうに乗ったという事業ですよ。その辺はやっぱり唐突過ぎるんじゃないですかね、これ。私なんかよくわからないもの。

それと、企業の方が、どういう形か知りませんが、資金提供というんでしょうか、それもまだ決まっているわけではない。ふるさと納税はどんどんやらせてもらえば結構ですけども、この事業との関係がどうなのか、どういう意図でということなのか。もらえるものはもらっちゃおうと私は思いますけれども、その辺が全然わからないで、財政も大丈夫そうだからとりあえず決めちゃいましょうという、ちょっと私は早計じゃないかなと思うんですよ、余りにも。今どうしても緊急、あした、あさってこれをやっておかないと消えてしまうというものでないわけで、その辺の慎重な姿勢というのが私は必要なのではないかなと。

ちょっと判断するにも、これは余りにも資料も弱いし、ただあるのは、今ある総合運動公園のところを色々なのに使うとまずいからこっちに出しちゃえという、非常に単純で、じゃ総合運動公園がこれまでどおり使えるという方法が十分に検討されたかという問題もありますし、それから、町がとりあえずこれを取得したとしても、将来的にこうした財産を持つてつないでいくということがいいのかどうかという問題も含んでいるわけですよ。

物をつくっても、じゃ継続的に補助制度なり何なりがあるのかという問題もあって、私は、ここで決めてくれということは本当に困ってしまうんですよ、はっきり言うと。是非と言われても、それは非常に困ると思うだけけれども、町長これ、もうちょっと待って、ちょっと時間を置いたほうがいいんじゃないかなと思うだけけれども、どうでしょうか。どうしても今やらなきゃいけないものなんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 区域の設定でありますので、この議案については、事業を推進するという大前提ではないというふうにある面捉えられると思いますので、ということで、区域の設定はお願いした中で、この後については、議会の皆さんと中身について十分検討しながら、実施するのかわからないのか、どういう方向にするのかという形に持っていただければなというふうに思っているところでございます。

区域の決定ということだったものですから、先程も言ったように、議員からもご指摘のと

おり、まだ具体的にこうしてこうしてこうだという形はないわけですが、ただ、都市公園法に基づいた中身について、拡張することによって、住民の多目的広場を新たに、ある程度雨が降っても使えるような場所が出来るのではないのかなというところですが、またこれについては、十分皆さんと協議をしながら進めてまいりたいというふうに思いますので、そういう意味でご理解をいただけたら大変うれしく思います。また、是非お願いをしたいなというふうに思っているところがございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 町長の手法として、この間見ていると、最初はとにかく決めてしまって、それから考えましょうという形で色々進んでいくということなので、土地も購入することになってしまうんですね、これだと。そういう具体的な支出も生じるわけですから、曖昧な形でいいのかということがあるということ。

それから、議会と町の関係はお互いに言い合う関係だから、そこでいやいやと、そういうけんか腰ではなくて、いいところで合意していくという形で、お互いに住民のためという形で進んでいくのがいいのではないのかなと。余計なことかもしれませんが、町長のお考えでありますので、そういう点で、町長がこれでやってくれと言うなら、それはそれで賛否になってしまうんですけれども、どうしてもこの瞬間でないとまずいんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程来から話しているように、出来れば、中身については皆さんと十分検討しながら、ここについては、私、先程首を縦に振っておりましたが、予算議決をしたわけではありませんので、まだ土地を買う予算がついているわけではございません。とりあえず今回は区域の決定をいただければ、その後、では土地を買う予算をつけるのかどうか。その時点では明確な方向性を出しながら、皆さんと協議をしていきたいというふうに思います。

ということで、今回はこういう形で、これは予算議決ではありませんので、土地はこれでは買えません。ということで、そこでは歯どめがかかっているというふうに考えますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 区域の決定、設定についてだけとすれば、この都市公園の名称が総合運動公園という、もう用途が記述されておりますので、これは当然となりますね、区域の決定だけとすれば。あるいは将来、役場庁舎と一体となった広場で使うかもしれない。だか

ら、区域の設定、決定、この議案ですと、都市公園の名称があつて総合運動公園になっていると。そうすると、決定したけれども、将来は総合運動公園にするんだということに私たちが賛成したということになるのかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 私が先程、取り消しをしてほしいと言ったのは、この後ろに、審議資料についているサッカー場の絵があるものについて、これを撤回してほしいというお話をしたわけございまして、今、区域設定がなぜ必要かということございまして、総合運動公園、要は都市公園をつくるためには、土地の地権者の有利性を求めるためには、この区域決定が必要だと。別に役場庁舎を建てるのであれば区域決定は要らないと思います。なくても、中身に何を造るかによって、その議会の区域決定という議決がないと、税制上の恩典が受けられないということございまして。今回は、あくまでも睦沢町総合運動公園の拡張ということで、ご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

ですから、この内容につきまして、あくまでも睦沢町総合運動公園の拡張であると。ただし中身については、先程来から出ているように、今後の流れとしましては、出来れば町民の多目的の広場を充実するんだという方向で持っていければというふうに考えているところでございますが、先程申し上げましたように、これは予算議決を、通常ですと区域の決定から予算から全部でゴーということになります。

そうしますと、当然ながら、そういうことであれば、従来どおり全員協議会を開いた中で、詳しい説明をしながらということでありましたが、当面、都市公園法でいう総合運動公園の拡張ということであれば、土地を、もし予算議決が後で合意が出来たとすれば、そのときに、それをしていなければ税の適用にならないということで、あえて分けてございます。

そういった意味からも、これはあくまでも総合運動公園の拡張で都市公園法を使ったものだということになります。ということをご理解をいただいた上で、ご賛同をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

久我眞澄議員。

○2番（久我眞澄君） 今回の区域設定ということは、私ども住民の立場から言えば、実際に区域設定して、先行き、光のある町、夢のある町にしていくんだという町長の考えでございましたけれども、現実には日々の生活の中で、町道が壊れていっている、インフラが壊れる、

街灯がつかない、そういう日々生活の中で困っている。夢見るよりもそっちのほうを何とかしてくれという声が強いのでは確かでございます。

その中で、総合運動公園の中でなぜあんなことをやったんだという批判の強い中で、なぜ今ここで区域設定をやらなくちゃいけないのか。これは区域設定をやるからいいんだという説明では、町民に納得してもらえない、私も納得させられない、そう思っておりますので、現状のままでは反対する予定でございます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程、財源の問題でお話ししましたが、町がスポーツツーリズムをやりたいんだというお話の中で、是非応援をしたいという形でございます。そういった中で、当然、従来から想定していなかった収入が出来ることによって、今、議員がおっしゃられたようなことも出来る可能性が広まってくるというふうに私は思っております。

そういった意味においても、とりあえず区域設定をしながら、外部からの支援をいただきながら、より多くの支援をいただければ、当然、議員が要望しておることも順次出来ていくのではないのかなというふうに、そういう手法をもってやっていきたいなというふうに思っております。そういった意味でも是非ご賛同いただければ、議員がおっしゃっていることも実現可能になってくるのではないのかなというふうに思っております。

私、確かPFI事業のことについても言ったと思いますが、最初の2、3年については、選択と集中ということで、そちらに集中しますが、その後についてはまたもとへ戻してというお話をさせてもらったと思います。そういうことが出来るように、全力で傾注してまいりたいなというふうに思っております。

そういうことをすることによって、その評価が返ってくることによって、結果的に町民にプラスになって返ってくるのではないかということで、しかしながら先程も言ったように、まだこの段階では土地を買う予算もつけておりません。ということで、そこら辺についてまた十分ご議論をいただいた中で、進めて参りたいというふうに思っております。

しかしながら、来週からは、先程あったように、スポーツツーリズムを睦沢町が進めていくんだということに賛同して、ふるさと納税を20数人の方がしてくれるということは、これは紛れもない事実でございますので、出来れば私どもも、そういう温かいご援助については、そちらに向けて頑張っていきたいなというふうに思っておりますので、そういうところも理解いただきながら、今、久我議員がおっしゃった、ご指摘いただいたようなところにも手が差し伸べていけるような方向に持っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を

いただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 清野 彰議員。

○7番（清野 彰君） 先程から色々話が出ているんですけども、スポーツツーリズムという話がありますけれども、それより先に、ちょっとさかのぼりますと、町民のためと、町民が何を求めているのかという話をしますと、やはり町民が喜ばなきゃいけないと。今の運動公園で何年か前に、確か子供が遊ぶ遊具がちょっとありますよね、もう古い遊具ですけども。周りはちょっと寂しいと、もっとちゃんとした遊具が欲しいよと。スペースがないのでどこかに出来ればいいんじゃないのかなという話もありました。

一方、高齢化が進むと、閉じこもりとか色々あるので、やはりそういう高齢者を外に出して、例えば高齢者が運動出来る木製の器具なんかがあるんですね。袖ヶ浦公園にありましたけれども、そういうので皆さんが集まってわいわいやりながら、健康増進につながるのではないかなという話もあると思います。

もう一つは、今、こども園で、ママさんたちが子供を送ってきたときに、待っている場所がないとか色々聞いたことがあります。長南ではママさんが集まる子育て交流館があるんですけども、今回、私、これを見たときに、運動公園のかわりにこちらのほうでそういう用地が出来て、もっとすごくいいのが出来るのかなと、最初はそういうイメージがあったわけです。

そうすると、結局その遊具なり色々な、例えば幼児から高齢者まで集える場所だと、そういう公園が、やっぱり睦沢の中に、どこにもない公園が出来れば、私はすごくいいんじゃないかなと。前も、道の駅においても確か芝生があつて、人が集まれば、とにかく一日遊んでくれるという話をしたことがあるんですけども、今回はちょっと見たときに、最初はこれはいいなと、そういうイメージで、次をぱっとめくったときにちょっと違和感を感じたと。

そういうことで、場所は決まっているかもしれないけれども、ただ、本当に町民が喜んでもらえる、そういう場所を作らないと、負の遺産にならないように継続性が必要だと思うんですね。子育て支援から若者定住とか色々な場合、人を呼び込むにはすごくいいスタイルになるんじゃないかなというふうに私は思っています。

そういう意味で、本当に生きた土地をどういうところに生かせるのかというところをきちんと考えていただければ、色々考えたとは言っているんですけども、ただ、前からも、今の運動公園でちょっと足りない分があるとか、もっとこういうことをやりたいとか、町長がおっしゃっている健幸長寿を言っていますから、そうすると、そういうのを色々含めると、

やはり生きた運動公園が出来ればいいのかなど。周りもきれいにして、そうするとよそからも来るし、新しい道の駅が出来れば当然寄ってもらえるという相乗効果も出来るのかなど。

そういうことで考えると、多分、今のこの場所だとサッカー場は出来ないかもしれません。でも今、運動公園がありますから、それだったら別な運動もありますので、そういうのを併せて、よそにない運動公園が新しいのが出来たという方向になってくれれば、非常にこれからの小さい子供たちの将来に役立つのかなというふうに思います。そんなことでその辺の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 実は今、清野議員のお話を伺いながら、私、年に3、4回、市町村アカデミーということで、市町村長の研修する場所、職員も当然なんです、市町村長も年に3、4回あるんですね。確か習志野、幕張、あの辺なんです、私は毎朝散歩しているものですから、そこも1泊なんです。朝起きて、高速道路の脇にずっと細長く公園があるんです。今まさしく清野議員が言われたように、そこで朝、ヨガをやったり、散歩したり、マラソンをしたり、色々な形で健康に役立っている公園がずっと細長くあります。そこは、私、見ていて、自分も散歩していて素晴らしいなど、こういう都会でもこういうところをきちっと造ってあるんだなというふうに思いました。

そういうことで、先程も議員からご指摘のように、あくまでも睦沢町の総合運動公園と、要は都市公園法に基づく運動公園の拡張ということで、中身については、今、議員がご指摘のとおり色々な形が想定されると思います。出来ればそういうものを皆さんと一緒に作り上げていく。執行部ですので、素案は当然出させていただきますけれども、そういったものを一緒に作って行って、それが町民の健幸長寿のもとになるというものに出来れば、私は一番いいというふうに思いますので、是非皆さんのお力をかしていただきながら、素晴らしい公園が増設されるといいのかなど。そういった意味におきましても、とりあえず今回、総合運動公園の拡張ということで区域決定をします。

しかしながら、土地を買う前には、当然予算議決が必要になります。その前といいますか、またこの後、引き続き議員の皆さんと、どういう方向性がいいのか、本当にそれで町民が喜ぶのか、結果的にこれがいいよというものを一緒になって追求していきたいというふうに思いますので、その辺については、今回大きな手違いをして、皆さんからかなり信頼を落としたと思いますが、信頼回復のためにも、是非そういう方向をこの先やっていきたいというふうに思いますので、議員の皆さんのご理解をいただきながら、これから皆さんと一緒になっ

て作っていくんだという方向に持っていきたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 清野 彰議員。

○7番（清野 彰君） いずれにしる長い目で、ずっと続くわけですね。それで、何かあの辺に空き地みたいなものがあるよというふうにならないように、やっぱり利用度の問題で、ママさんたちが来ると考えれば、平日ずっと来るわけですね。土日になれば家族で出て来るよと。もちろん高齢者でも平日来ますよと。ということは、敷地全体の利用度というのは利用価値が高まるわけです。

そういう意味で、確かに運動公園、何年か前見ても、そんなに人がいないことはありました。だけど、本当に今度は公園を素晴らしい、どこから見てもすごいんだというふうな、逆に人をよこすような、今、長生村の尼ヶ台総合公園に結構皆さん行くわけですよ。大したことなくても遊具が色々あるよと。それ以上超えた何かがあれば、もっと睦沢町の名前が上がるし、いいところだねというふうになるとと思いますので、是非その辺をしっかりとこれから検討しなきゃいけないかなというふうには思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 色々ご指摘ありがとうございます。是非そのような方向に持っていきたいと思いますので、皆さんのご理解をいただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 他に。

久我政史議員。

○4番（久我政史君） 賛成するためには何がいいのかなと色々考えていたんですけども、一番問題は管理者が、町が管理してもいいのかどうか。スマートウェルネスに任せてしまうとまた負けてしまうとか、言葉は悪いですけどね。その辺が、主体は町が管理で、契約をしてあるわけではないから、新しいところは今度は町が管理するんだと、それが出来れば、色々なことで町民のことを聞いてやっていけるかなと、挽回出来るのかなと。その辺が出来るのか出来ないのか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 私は先程、仮定の話で、今時点で考えているのはということで、今ある指定管理者に金が上がらないでかける方法がありますよ、そうしたら10年後の張り替えもそこでやってくれますよというお話をしましたけれども、これは先程申し上げましたように、

まだ約束をしたわけでも決定したわけでも何でもありませんので、そこら辺については、これから皆さんと一緒に協議をしながら、本当にどういうものをつくったらいいのか、あるいはまた、その管理方法についてどういう形がいいのかというものは、全く白紙の状態ですから、これから詰めていきたいというふうに思います。

いずれにしましても、スポーツツーリズムの一環ということで応援してくれるところもありますけれども、必ずしも今やっている指定管理者が管理しなくては応援しないということではありませんので、あくまでもそれについては、お金の問題だとか、理費用の問題だとか、色々なことを含めながら、私どもで素案を考えながら、皆さんにご提示をし、ご意見をいただきながら、最終決定に持っていければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

決して、私どもが総合運動公園の指定管理者と約束をしてやっているわけではありませんので、それについては皆さんと十分協議をした中で、これから進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） 管理者が決まっていなくても補助金は出るのか、そこが下手すると、私、出ないんじゃないかなと、そこが心配なんです。補助金が出て、それで先程色々な、寺崎に来るところが応援もするよとか、そううまくいけば少しはいいのかなと。大分いいというか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） あくまでも、都市公園法における運動公園をつくれれば補助金は対象になるということですから、管理については何ら規定をされておられません。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

○2番（久我真澄君） 2回目の質問でいいですか。

○議長（市原重光君） 許します。どうぞ。久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 2回目の質問ということで。

先程来、町長は、この議案の前、1号議案でもそうなんですけれども、余った金は基金のほうに回すと、別の財布を使って会計上のメリット生かすという話であったので、私、賛成したんですけれども、その余ったお金をまた貯金するとか何とかというよりも、現実に今困っている、夢を見るんじゃないんだよ、現実を何とかしたいんだよという、その声に対してどう応えていくんですか、それでもまだ待てよというんですか。その辺の考えを。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） その辺については、もう待つてよというのはそろそろ終わりにしよう
と
思っていますので、その辺については先程言ったような、これからまた新たな財政計画を
立てながらお示しをして、向かっていきたいというふうに思っております。

○議長（市原重光君） ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ちょっと私のほうから、皆さんの発言の内容を聞いた中で、非常に中
身が唐突過ぎる、それから十分な説明もない、そういう内容の質疑が圧倒的に多いですね。
これは区域の指定のみですから、この議案の内容は。今後のことはこうですよと執行者が言
っているわけですね。その辺のところを判断して、皆さんが、私が今言っていることにつ
いて、それでいいかなという思いがあれば採決はやりますけれども、どうも今の状態でいく
と、なかなかいい方向に出ないなというふうな気もしておりますけれども、一応、議案です
から採決はいたします。その辺のところも加味して。

ひとつ、議員さんのほうから提案をされている方もいますよね。例えば中村 勇議員さん
が、民間委託を町の運営で出来ないかとか、色々な中身が出ていますから、後で協議をする
場を、いずれにしろこれはやらなきゃいけないと。町も提案すると言っていますから、それ
はそれとしてやるということを皆さんの中で認識を持ってもらって、町側もそういうつもり
で取り組んでもらうと、そういう方向で私は採決をいたします。よろしいですか。何か異論
があれば言ってください。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議あり。どうぞ。

○5番（田邊明佳君） 反対の立場から討論させていただきます。

まず、議案資料を見ますと、今後のことを考えますと、規模がとても大きく重要な議案と
思えますのに、議会に事前の何の説明もありませんでした。また、管理面やコストなどまだ
曖昧で可能性の話ばかりで、とりあえず区域だけ決めたいという全体的にあやふやで唐突な
議案にしか見えません。

また、以前町長は、財政が厳しい状況にもあるので、町民にも我慢していただかざるを得ないところもあるとおっしゃっていましたが、そこを後回しにこういったことを始めるのは、いささか順序が違うのではないのでしょうか。

町民のためにも、他の事業との兼ね合いもよく考え、この件はもっと精査し、議論を重ねて進めていくべき案件であるという思いから、反対いたします。

○議長（市原重光君） 今、田邊明佳議員のほうから私が許可する前に言われてしまったから、反対者の討論ですから、次に賛成者の方の発言を許します。ありますか。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 今日一日の流れの中で、睦沢町がイベントの大事な場所が欲しい、また消防の場所が欲しいと、これから町全体を見ていく中で、多目的広場なる施設を増設していきたいという思いについては、賛同するところであります。

これから土地の、まずは区域の決定ということでございまして、意見を交わし合いながら、町民の求めるものを造っていかうではないかという部分に期待をして、賛成をするものであります。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありますか。

反対討論、市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 私は公園というのは必要だと思いますよ。何年か前に言ったんだけど、意外と睦沢町って、子供さんとかお母さんとかが来るような場所がありそうでないんです。だから尼ヶ台総合公園に行くわけ。だから、結構そういう話を寄せられているから、前にも私はこういう問題を言ったんです。ちゃんとしたそういうところがないのかなということ言っているの、そういう点ではいいんですよ、もしそうなればですよ。

ただ、経過から見ると全然違う方向から来ているから、それで私は、今ここで白か黒かという緊急性があるのかと。例えば来年の4月に小学校が1つになるから、時間がないということではないんだから、やっぱりそこは理解を得て、一定の方向性を明らかにしたほうがいいんじゃないかなと思っているわけ。

このままだと、一体何だと、サッカー場があったけどなくなったと、私はサッカーしたい、じゃこれはサッカー聖域の場所になるのかなとか、運動公園だから、そうするとかなり一般の人は制限される場所になるのかとか、その辺のニュアンスがわからないのに、さあどうだと言われると困るということです。

私に言わせてもらえば、色々な人が自由に、そこを子供たちもお母さん方も入って、のんびり出来るという場所と、これはいいことじゃないですか、それはそれだったら。その辺が曖昧な形で、とりあえず場所を決めてくれということではちょっと賛同出来ない。もうちょっと時間をとったほうがいいんじゃないかなという意味です。

○議長（市原重光君） 賛成者の。また反対ですか。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 私は、3つほど条件を出しまして、今の状況ではちょっと、もう少し先がいいんじゃないかと思っているんですよ、採決が。というのは、町長がおっしゃられました寺崎のデラゲーさんですか、こちらの方が協力していただけると、資金協力ですね。先程、来年度予算が2億4,600万円の赤字という想定になっていますが、これをカバーするぐらいの資金提供を約束してくれるのかどうか。多分ふるさと納税はやっていただけていると思いますが、その辺の確約がどこまでいくのか。

それから、とりあえず多目的広場は、そのままイベントと共用して使いながら、やっぱり野球場をサッカー場にしたほうがいいと思うんですよ、本格的に。両方を共用しながら、若干時間を置いて、町民の意見も聞きながら、こちらのほうの用地使用目的も決めた上で、買取予算を決めて同時に出していただくと。そのほうが採決しやすいので、私もそのあたりがわかれば賛成に回りたいと思っています。

以上です。

○議長（市原重光君） 次に、賛成者の発言ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 反対、久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 私は色々条件をつけるわけではないですけども、私自身が住民に対して説得出来ないものに対しては反対ということで、その1点で反対します。

○議長（市原重光君） それでは、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第5号 都市公園を設置すべき区域の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第6号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第6号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

むつぎわ福祉交流センターにつきましては、現在、睦沢町社会福祉協議会を指定管理者としておりますが、指定期間が本年度末で終了するため、本施設の利用状況や住民の利便性等を念頭に置き、指定の更新について考慮しました。

その結果、睦沢町社会福祉協議会は、様々な社会福祉を目的とする事業を実施しており、幅広い世代の住民とつながりがあることや、職員が常駐することによる施設管理面での経費削減等に成果が上がっているものと考えております。また、施設の効率的運営により、利用者サービスの向上につながるという観点からも、現在、管理を行っている睦沢町社会福祉協議会が引き続き管理することが適切と考えております。

このようなことから、睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第3条第1項第1号の規定により、睦沢町社会福祉協議会を本施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定期間といたしましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 来年、学童が移動するわけで、そうすると、その後の活用も含めた

見通しも含めて相談をされていると思うんですけども、施設の今後の運営については、どういう合意の中でされたんでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 福祉交流センターについては、今、議員ご指摘のとおり、学童につきましては、今現在の土睦小学校、新しい睦沢小学校に移転をいたします。そうしますと、今やっておりますデイサービス、これをもっと拡充していきたいと。今、週1回でございますが、当面週2回にしていきたいという要望を受けております。

しかしながら、その一方で、田邊議員ご指摘のように、公的な面積については縮小の方向だということもありますので、そこら辺も考慮に入れながら、改善センターの有効利用ということも今検討中でございます。

しかしながら、そこら辺のめどがまだ立っているわけではございませんので、従来どおり5年間していくと。新たな方向が出次第、またご検討願いたいというふうに思っておりますが、そのようなことで、今、議員もご指摘のように、介護の関係で町の総合事業というものが非常に重きが置かれています。当面はそういう方向を充実していきたいというふうに考えております。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第12、議案第7号 平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第7号 平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

本補正予算は8,215万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ37億8,193万1,000円としました。

また、文教施設整備事業に係る、こども園の園舎増築工事におきまして、繰越明許費を設定いたしました。

歳出の主な内容についてご説明します。

2款1項3目財政管理費は、実績と今後の見込みから、ふるさと納税謝礼に係る報償費を減額いたしました。

5目財産管理費では、購入するスクールバス2台分の保険料を追加し、ふるさと納税寄附金から経費を除いた分をふるさと創生基金へ積み立てするものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費及び3目障害者福祉費は、障害をお持ちの方の成年後見制度の利用が見込まれるため、予算を組み替え、成年後見制度利用助成金を追加いたしました。

3款1項2目老人福祉費は、平成28年度精算による国庫支出金の償還と、介護報酬の改定等に伴うシステム改修に係る介護保険特別会計への繰出金を追加いたしました。

3款1項6目後期高齢者医療費は、平成28年度精算による療養給付費の町負担分の増額に伴い、追加いたしました。

3款2項1目児童福祉総務費は、児童手当の申請等をマイナンバーカードを利用し、利用者の利便性を高め、子育て支援に資するため、子ども・子育てワンストップサービスに係る経費を追加いたしました。

4款1項3目環境衛生費は、実績及び今後の支出も見込み、減額いたしました。

5款1項3目農業振興費は、有害鳥獣及び小動物処分の対応に係る臨時職員を10月1日付で採用したことによる賃金の追加、町単独新規需要米作付補助金及び飼料用米等拡大支援事

業補助金は、実績により追加し、集落営農組織等設立支援事業補助金は、岩井第2営農組合の法人化に伴い追加いたしました。その他は実績により減額いたしました。

5款1項5目農地費は、当初予定していました土地改良施設維持管理適正化事業の新規加入団体が申請を取り下げたことにより減額、その他実績により加減いたしました。

5款2項1目林業振興費は、平成28年度の台風被害で、寺崎南部地区集会所からやすらぎの森展望舎へ登る遊歩道ののり面が崩れ、平成29年度の豪雨や台風でも崩落がありましたので、早急な対応について地元からの要望もあり、さらなる被害が出ないように崩落防止柵を設置するため、追加いたしました。

7款1項1目土木総務費は、臨時職員を採用する予定でしたが、事務分掌の調整により、採用をいたしませんでしたので、減額するものです。

8款1項5目災害対策費は、地域防災力向上総合支援補助金に係るもので、講師謝礼、消耗品費及び防災研修会業務委託料の予算の組み替え、防災マップ作成委託料を減額し、避難所の設備を充実するため防災用備品の購入費用を追加いたしました。賃借料につきましては、防災訓練にかえて、2月に予定している防災フェアに係る起震車の借り上げ料を追加いたしました。

9款3項1目学校管理費は、英語教育の推進の観点から、生徒一人に対する助成金を増額したこともあり、受検者が増加しましたので、追加いたしました。

9款4項1目こども園管理費は、特に未満児の園児数が増加傾向にあり、施設面積が手狭となっていることから、よりよい保育や待機児童ゼロの継続のために園舎の増築が必要であることから、工事費を追加いたしました。

9款5項1目社会教育総務費は、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金に係るもので、家庭教育支援チーム設置推進事業が新たに創設され、採択されましたので、講演会等を実施する事業を追加いたしました。

9款5項2目文化財保護費は、観月の夕べコンサートに係る著作権使用料が事業執行後に確定することから、本補正予算に追加いたしました。

10款2項1目農地農業用施設災害復旧費は、専決のご承認をいただきました大猿田堰の堤体崩壊に係る工事費でございます。災害査定後、早急に発注する必要があるため、追加いたしました。

歳入につきましては、分担金、国県支出金は各事業の特定財源として、一般財源には繰越金を充当いたしました。

ふるさと納税寄附金につきましては、申込件数が少なかったことから減額いたしました。

繰入金は、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の平成28年度精算及び特定目的基金の取り崩しに係る追加でございます。

なお、国民健康保険特別会計の平成28年度精算は、第3回定例会において一般会計繰出金として補正予算計上されており、本来はその際に繰入金を計上すべきでございましたが、計上漏れがあり、このたびの計上となってしまいました。大変申し訳ございませんでした。

以上、一般会計補正予算の提案理由説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 子育て支援の中核になりますこども園ですね、増築するということなんですけど、こども園の増築のパスというか、図面というか、どういうふうを増築するのでしょうか。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 現在、未満児のほうは、建物のペタンク場ですね、そちらのほうに事務室と未満児の部屋があるわけですけども、その未満児の部屋というのは、2歳、1歳、ゼロ歳の部屋がありますが、ゼロ歳の部屋の脇のほうに、ペタンク場側に1部屋とトイレを増築したいという予定をしております。

部屋の数といたしましては、1部屋とトイレなんですけれども、実際にそこに通じる通路等を整備する関係で、現在ございますトイレの場所を移しかえるというようなこともございます。部屋の数として、未満児が今3部屋ございまして、その中で、トイレが2箇所保育しているところがございますけれども、トイレにつきましては、園児が増加していく中で、年齢に応じたトイレトレーニングも十分に行えない状況など、保育そのものに支障が生じてきているところもございますので、今回、部屋も増やすんですけども、トイレのほうも全体として3箇所にすることによりまして、年齢に応じた指導が可能となるというふうに考えております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） それにしても4,300万円は高いんじゃないかなと思う。これだとか

なり立派なおうちが建つぐらいの。実際これで正確な見通しなんですか。実際だともっと下がるんじゃないかなと思うんだけど、4,300万円、すごいですよ、これ。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 確かに部屋が一つとトイレというところでは、非常に高いイメージを持たれるかとは思いますが、実際に、ただいま申し上げましたけれども、トイレといいましても、通常の家にあるようなトイレとまた違っていて、トイレのスペースには、トイレトレーニングを可能とするトイレ、あるいはゼロ歳児とか、特に汗をかいたり発汗も激しいので、沐浴用の幼児専用バスを設置したりとか、おむつの交換台とか、その他、調乳室もあるんですけれども、あとは物入れ等も含めまして、既設のトイレも、そこを壊してまた新たにトイレを造るというようなところもありますので、全体としてはこのような費用が予定されております。

これにつきましても、今回は設計等を計上していないんですけれども、経費を抑えつつ、工期も短縮して早急に建築する方法といたしまして、設計あるいは施工管理、工事まで一括を発注するようなところで、このような金額に抑えて計上させていただいているというところでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） いい加減な工事してもらうよりは、ちゃんとしてもらったほうがいいかもしれない。

それで、もう一つは英語検定なんですけれども、これは小学校もやるのかな。小学校はないかな。つまり何人ぐらい受けて、今どういうふうになっているんですか。その検定で5級とか何級、この効果、効果がありましたよというところですよ。その辺を教えてください。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 今年度、英語検定に2,000円補助いたしました。全部で3回ありますけれども、ここまで2回行ってありますが、1回目は受検者数が26名でございます。2回目が同じく26名でございます。

成果は、先程申し上げましたけれども、準2級が今現在5人受かっております。準2級は高校生程度の力でございます。英語の3級が現在、中学校で24名受かっておりまして、3年生だけ見ても21名で51%の確率でございますから、大変成果が出ているというふうに思っていますし、昨年から見れば増えていきますから、この補助金の制度も大変効果が出ていると思っております。現在までは小学生を対象としておりません。中学生だけでございます。

○議長（市原重光君） 他に。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 5款の農林水産業費の中の有害鳥獣の件ですけれども、前にもちょっと私、聞かせていただいたんですが、電柵等々のことにつきましては、3戸以上という制約というか、縛りがありましたよね。これは何回か申し上げて、何とかこれを、3戸以上ではなくて、面積割でどうかなというようなお話をさせてもらった経緯がありますけれども、その後その話の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（市原重光君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山義晴君） 残念ながら面積割というところまで進んではおりませんが、3戸以上という縛りは、要件によっては3戸なくてもいいと、そういう形になってきております。ですので、各区でそういう状況があれば、うちのほうにそういうお話を上げていただきたいというふうに思っております。

○議長（市原重光君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） それは私、何も聞いていなかったんですけども、具体的に話してもらっていいですか。じゃいいですよ。後で産業振興課に聞きに行きますので、そのとき教えてください。

○議長（市原重光君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山義晴君） 私が3戸以上、要件が少し緩和されたということを申しあげましたが、基本は3戸なんです。ただ、要件によっては特例でということでもありますので、その状況があればお話しいただきたいということで申しあげました。

○議長（市原重光君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） では産業振興課にお伺いしますので、よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 2点ほど。聞き漏らしていたら申し訳ないんですけども、寄附金のふるさと納税寄附金、700万円減額ですが、どう見込みが外れたのかお聞かせいただきたいのと、あと住宅用太陽光発電設備費補助金が100万円減額ですが、内容を教えてください。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） それでは、ふるさと納税の関係でお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、減った大きな要因でございますが、お米ですね、むつざわ米の15キロ、換算で言い

ますと、当初3,246件という件数で予定をさせていただきました。しかしながら、現在1,250件ということで、1,900件ほど少ないという状況になっております。そういう関係で1,200万ほど少ないと、お米だけではそういうような形になります。これは睦沢産コシヒカリの部分だけでございます。

しかしながら、その後の、その他の房総カントリーのゴルフとか、それから新しく作った特産品、お酒とかオリーブとか、そういうものも新たに加えた部分で、そちらの分の伸びはございますので、相対してこの金額を減額させていただいたというものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山義晴君） 住宅用太陽光発電設備設置費補助金でございますが、こちらは当初予算で15基分の設置を予定しておりました。しかしながら、29年度、今年度から県の補助の要綱が変わりまして、趣旨といたしましては、自宅の消費電力は自宅で賄うというところから、蓄電地を備えること、そして新築に合わせての設置は対象外となってしまいました。

しかしながら、本町においてはその辺の周知期間が設けられませんでしたので、財政と合わせて、現計予算の中で補助要綱は変えずに今年度は実施をいたしました。現在のところ9基分予算を確保して、県の補助金分を減額したという形になります。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 太陽光発電のほうはわかりました。

ふるさと納税寄附金ですが、コシヒカリ分が相当な減となったようで、今後の見通しというか、どうしていこうというビジョンがあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 睦沢産米コシヒカリの件でございます。

ふるさと納税につきましては、何度か色々な議員の方からもご質問いただいております。町としましては、町の大きな特産でございますし、また農業振興からも考えまして、こちらについては引き続きPRをしながら、ふるさと納税の中でも活用していきたいというふうに思っております。

しかしながら、総務大臣がかわってうんぬんと先程ありましたが、今年、商品については3割以内ということでございます。お米については、今のところまだ色々言っているわけではないんですが、そこら辺も含めて、他の商品とも併せて、なるべく減らないような措

置をしていきたいというふうに思います。そして、まず第一にはこのPRを、また来年2月から新たなものが始まりますので、そこも含めて、商品開発も含めて考えていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 当初はブランド化に絡めて、町のむつざわ米のPRということで大分推していたわけですが、相当ブランドとしての力が出来ていれば、こんなには減にはならなかったと思うのですが、その辺どうお考えでしょうか。私としては多少失敗なのかなという気がいたしますが。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員ご承知のとおり、睦沢町でもJA調整米を使って、むつざわ米と差別化を図るために20キロという形にしました。これが実は、この傾向は全国的な傾向がありまして、同じ金額であっても15キロではなくて20キロというような形で、リピーターはおりますが、かなりそちらに流れた分があったということでございます。味のよしあしを求めてくれる方は引き続きおりますが、そうではなくて、質よりも量を求める方というのも当然いたのかなと。これは結果論でございますが。

しかしながら、議員おっしゃるように、ブランド力がつけば、全部が全部ということには実際はいかなかったと、そういう方もおりますが、そうでない志向の方もいたのかなということで反省をしているところでございます。

先程総務課長が答弁したとおり、また色々策をめぐらせながら、新たな対応を考えていきたいというふうに思っておりますので、また色々お知恵をかしていただければありがたいなと思えます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第13、議案第8号 平成29年度睦沢町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

(内山書記朗読)

○議長(市原重光君) 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第8号 平成29年度睦沢町介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

本補正予算は2,308万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億4,612万6,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

4款国庫支出金30万2,000円、9款繰入金30万3,000円は、平成30年4月からの制度改正に伴うシステム改修事業の財源として追加するものです。

10款繰越金は、平成28年度に国、県並びに一般会計から交付を受けました介護給付費交付金等の精算に伴う返還金の財源として、前年度繰越金2,247万5,000円を追加いたしました。

続いて歳出について、1款総務費では、制度改正に伴うシステム改修委託料60万5,000円を追加いたしました。

5款1項償還金及び還付加算金では、前年度の精算に伴い、国、県への返還金として合わせて1,333万6,000円を追加いたしました。

3項繰出金では、前年度の精算に伴い、一般会計への繰出金913万9,000円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(市原重光君) 質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） このシステム改修ですけれども、何でこういう中途半端なときに、いつもちょこちょこ改修しなきゃいけないんですか。それで来年度になってしまうと、かなり大幅にやらなきゃいけないわけで、これはどうしても今やらなきゃいけない改修ですか。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） 来年の4月から変わるものでございまして、今の時点で3月までにそのシステムの中の改修をしておかないと、来年のところに影響がございまして、今の時点で出させていただくというものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） それと、この返還金分ですけれども、毎回、これ位金額がありましたか。ちょっと多いんじゃないかなと思ったんですけども。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） すみません。手元にちょっと去年の返還金が幾らだったかというのがなくて、はっきりお答え出来ないのですけれども、ちょっと見込みが多かったところもございまして多く残りまして、お返しする額が多いというところも感じております。今後、余りこういうことのないように気をつけてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 平成29年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第4回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

長時間、ご苦労さまでございました。

（午後 6時57分）